

平成25年 第2回

宿毛市議会定例会会議録

平成25年6月10日開会

平成25年6月27日閉会

宿毛市議会事務局

平成25年第2回宿毛市議会定例会会議録

目 次

第 1 日 (平成25年6月10日 月曜日)	
議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
事務局職員出席者	2
出席要求による出席者	2
開 会 (午前10時00分)	
○日程第1 会議録署名議員の指名	4
○日程第2 会期の決定	4
(諸般の報告)	
○日程第3 議案第1号から議案第15号まで	5
(提案理由の説明)	
市 長	5
散 会 (午前10時23分)	
陳情文書表	8
----- . . . -----	
第 2 日 (平成25年6月11日 火曜日)	休会
----- . . . -----	
第 3 日 (平成25年6月12日 水曜日)	休会
----- . . . -----	
第 4 日 (平成25年6月13日 木曜日)	休会
----- . . . -----	
第 5 日 (平成25年6月14日 金曜日)	休会
----- . . . -----	
第 6 日 (平成25年6月15日 土曜日)	休会
----- . . . -----	
第 7 日 (平成25年6月16日 日曜日)	休会
----- . . . -----	
第 8 日 (平成25年6月17日 月曜日)	
議事日程	9
本日の会議に付した事件	9
出席議員	9

欠席議員	9
事務局職員出席者	9
出席要求による出席者	9
開 議 (午前10時00分)	
○日程第1 一般質問	11
1 高倉真弓議員	11
市 長	12
教 育 長	13
高倉真弓議員	14
市 長	16
高倉真弓議員	16
2 松浦英夫議員	17
市 長	17
松浦英夫議員	18
市 長	18
松浦英夫議員	18
市 長	18
松浦英夫議員	19
市 長	20
教 育 長	20
松浦英夫議員	20
市 長	21
教 育 長	21
松浦英夫議員	21
教 育 長	21
松浦英夫議員	21
教 育 長	22
松浦英夫議員	22
教 育 長	22
松浦英夫議員	22
教 育 長	22
松浦英夫議員	22
教 育 長	23
松浦英夫議員	23
教 育 長	23
松浦英夫議員	23
教 育 長	23

松浦英夫議員	2 3
教 育 長	2 4
松浦英夫議員	2 4
教 育 長	2 4
松浦英夫議員	2 4
教 育 長	2 5
松浦英夫議員	2 5
市 長	2 5
松浦英夫議員	2 5
教 育 長	2 5
松浦英夫議員	2 6
教 育 長	2 6
松浦英夫議員	2 6
教 育 長	2 6
松浦英夫議員	2 7
教 育 長	2 7
松浦英夫議員	2 7
教 育 長	2 7
松浦英夫議員	2 8
教 育 長	2 8
松浦英夫議員	2 8
教 育 長	2 8
松浦英夫議員	2 8
教 育 長	2 9
松浦英夫議員	2 9
教 育 長	2 9
松浦英夫議員	3 0
教 育 長	3 0
松浦英夫議員	3 0
市 長	3 0
教 育 長	3 1
松浦英夫議員	3 1
市 長	3 1
松浦英夫議員	3 1
市 長	3 1
松浦英夫議員	3 2
市 長	3 2

	松浦英夫議員	3 3
3	野々下昌文議員	3 3
	市 長	3 3
	野々下昌文議員	3 3
	市 長	3 4
	野々下昌文議員	3 4
	市 長	3 4
	野々下昌文議員	3 4
	市 長	3 6
	野々下昌文議員	3 6
	市 長	3 6
	野々下昌文議員	3 7
	市 長	3 7
	野々下昌文議員	3 7
	市 長	3 8
	野々下昌文議員	3 8
	市 長	3 8
	野々下昌文議員	3 9
	市 長	3 9
	野々下昌文議員	3 9
	市 長	3 9
	危機管理課長	4 0
	野々下昌文議員	4 0
	市 長	4 0
	野々下昌文議員	4 0
	市 長	4 0
	野々下昌文議員	4 1
	市 長	4 1
	野々下昌文議員	4 1
	市 長	4 1
	野々下昌文議員	4 2
	市 長	4 2
	野々下昌文議員	4 2
	市 長	4 2
	野々下昌文議員	4 2
4	岡崎利久議員	4 3
	市 長	4 3

岡崎利久議員	4 4
市 長	4 4
岡崎利久議員	4 4
市 長	4 5
岡崎利久議員	4 5
市 長	4 5
岡崎利久議員	4 5
市 長	4 6
岡崎利久議員	4 6
市 長	4 6
岡崎利久議員	4 6
市 長	4 6
岡崎利久議員	4 7
市 長	4 7
岡崎利久議員	4 7
市 長	4 8
岡崎利久議員	4 8
市 長	4 8
岡崎利久議員	4 8
市 長	4 9
岡崎利久議員	4 9
市 長	4 9
岡崎利久議員	4 9
市 長	4 9
岡崎利久議員	4 9
市 長	4 9
岡崎利久議員	5 0
市 長	5 0
岡崎利久議員	5 0
市 長	5 0
岡崎利久議員	5 1
市 長	5 1
岡崎利久議員	5 1
市 長	5 1
岡崎利久議員	5 1
延 会 (午後 2時53分)	

----- . . ----- . . -----

第 9 日（平成 25 年 6 月 18 日 火曜日）

議事日程	5 3
本日の会議に付した事件	5 3
出席議員	5 3
欠席議員	5 3
事務局職員出席者	5 3
出席要求による出席者	5 3
開 議（午前 10 時 00 分）	
○日程第 1 一般質問	5 5
1 浅木 敏議員	5 5
市 長	5 5
浅木 敏議員	5 6
市 長	5 6
浅木 敏議員	5 6
市 長	5 7
浅木 敏議員	5 8
市 長	5 9
浅木 敏議員	5 9
市 長	6 0
浅木 敏議員	6 0
市 長	6 1
浅木 敏議員	6 2
市 長	6 2
浅木 敏議員	6 2
市 長	6 2
浅木 敏議員	6 3
市 長	6 3
浅木 敏議員	6 3
市 長	6 3
浅木 敏議員	6 3
市 長	6 3
浅木 敏議員	6 4
市 長	6 4
浅木 敏議員	6 4
市 長	6 5
浅木 敏議員	6 5
市 長	6 6

浅木 敏議員	6 6
市 長	6 7
浅木 敏議員	6 8
市 長	6 8
浅木 敏議員	6 9
市 長	6 9
浅木 敏議員	6 9
市 長	7 0
浅木 敏議員	7 0
市 長	7 0
浅木 敏議員	7 0
2 寺田公一議員	7 1
市 長	7 1
寺田公一議員	7 1
市 長	7 2
総務課長	7 2
寺田公一議員	7 2
市 長	7 2
寺田公一議員	7 2
市 長	7 2
寺田公一議員	7 2
市 長	7 2
寺田公一議員	7 3
市 長	7 3
寺田公一議員	7 3
市 長	7 3
寺田公一議員	7 3
市 長	7 3
寺田公一議員	7 3
市 長	7 4
寺田公一議員	7 4
市 長	7 4
寺田公一議員	7 4
市 長	7 4
寺田公一議員	7 4
市 長	7 5
寺田公一議員	7 5

市 長	7 5
寺田公一議員	7 5
市 長	7 5
寺田公一議員	7 5
市 長	7 6
寺田公一議員	7 6
市 長	7 6
寺田公一議員	7 6
市 長	7 7
寺田公一議員	7 7
市 長	7 7
寺田公一議員	7 7
市 長	7 8
寺田公一議員	7 8
市 長	7 8
寺田公一議員	7 9
市 長	7 9
寺田公一議員	7 9
市 長	8 0
寺田公一議員	8 0
市 長	8 0
寺田公一議員	8 0
市 長	8 1
寺田公一議員	8 1
市 長	8 1
寺田公一議員	8 2
教 育 長	8 2
寺田公一議員	8 2
教 育 長	8 2
寺田公一議員	8 2
市 長	8 3
寺田公一議員	8 3
市 長	8 3
寺田公一議員	8 4
市 長	8 4
寺田公一議員	8 4
3 濱田陸紀議員	8 4

市 長	8 5
教 育 長	8 5
濱田陸紀議員	8 5
市 長	8 6
濱田陸紀議員	8 6
市 長	8 6
濱田陸紀議員	8 7
市 長	8 7
濱田陸紀議員	8 7
市 長	8 7
濱田陸紀議員	8 8
市 長	8 8
教 育 長	8 8
濱田陸紀議員	8 9
散 会 (午後 2 時 5 1 分)	

----- . . ----- . . -----

第 1 0 日 (平成 2 5 年 6 月 1 9 日 水曜日)

議事日程	9 1
本日の会議に付した事件	9 1
出席議員	9 1
欠席議員	9 1
事務局職員出席者	9 1
出席要求による出席者	9 1
開 議 (午前 1 0 時 0 0 分)	
○日程第 1 議案第 1 号から議案第 1 5 号まで	9 3
質疑	9 3
1 山戸 寛議員	9 3
企画課長	9 3
危機管理課長	9 3
産業振興課長	9 4
山戸 寛議員	9 5
企画課長	9 5
危機管理課長	9 6
山戸 寛議員	9 6
2 松浦英夫議員	9 6
福祉事務所長	9 6
生涯学習課長兼宿毛文教センター所長	9 6

松浦英夫議員	97
福祉事務所長	97
生涯学習課長兼宿毛文教センター所長	98
松浦英夫議員	98
福祉事務所長	98
松浦英夫議員	98
3 寺田公一議員	99
都市建設課長	99
寺田公一議員	100
都市建設課長	100
寺田公一議員	100
委員会付託省略（議案第1号から議案第5号まで）	100
委員会付託（議案第6号から議案第15号まで）	100
散 会（午前10時44分）	
議案付託表	101
----- . . ----- . . -----	
第11日（平成25年6月20日 木曜日）	休会
----- . . ----- . . -----	
第12日（平成25年6月21日 金曜日）	休会
----- . . ----- . . -----	
第13日（平成25年6月22日 土曜日）	休会
----- . . ----- . . -----	
第14日（平成25年6月23日 日曜日）	休会
----- . . ----- . . -----	
第15日（平成25年6月24日 月曜日）	休会
----- . . ----- . . -----	
第16日（平成25年6月25日 火曜日）	休会
----- . . ----- . . -----	
第17日（平成25年6月26日 水曜日）	休会
----- . . ----- . . -----	
第18日（平成25年6月27日 木曜日）	
議事日程	103
本日の会議に付した事件	103
出席議員	103
欠席議員	104
事務局職員出席者	104
出席要求による出席者	104

開 議 (午前 10 時 00 分)	
○日程第 1 議案第 1 号から議案第 15 号まで	106
(議案第 1 号)	
討論・表決	106
(議案第 2 号)	
討論・表決	106
(議案第 3 号)	
討論・表決	106
(議案第 4 号)	
討論・表決	106
(議案第 5 号)	
討論・表決	106
(議案第 6 号から議案第 15 号まで)	
委員長報告	
予算決算常任委員長	107
総務文教常任委員長	107
産業厚生常任委員長	108
質疑	108
(議案第 6 号から議案第 15 号まで)	
討論・表決	108
○日程第 2 陳情第 17 号	
委員長報告	
総務文教常任委員長	109
質疑・討論・表決	109
○日程第 3 委員会調査について	109
継続調査	109
○日程第 4 意見書案第 1 号	109
質疑	110
委員会付託省略	110
討論・表決	110
○日程第 5 議案第 16 号及び議案第 17 号	110
(提案理由の説明)	
市長	110
質疑	111
委員会付託省略	111
(議案第 16 号)	
討論・表決	111

(議案第17号)	
討論	
浅木 敏議員 (反対)	111
表決	112
○日程追加 議案第18号	113
(提案理由の説明)	
野々下昌文議員	113
質疑	113
委員会付託省略	113
討論・表決	113
(閉会あいさつ)	
市 長	114
閉 会 (午前11時14分)	
委員会審査報告書	116
陳情審査報告書	119
閉会中の継続調査申出書	120
意見書案第1号	123

----- . . ----- . . -----

付 録

一般質問通告表	付-1
議決結果一覧表	付-3
議 案	付-3
陳 情	付-5

平成25年
第2回宿毛市議会定例会会議録第1号

1 議事日程

第1日（平成25年6月10日 月曜日）

午前10時 開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

○ 諸般の報告

第3 議案第1号から議案第15号まで

議案第 1号 専決処分した事件の承認について

議案第 2号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議案第 3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議案第 4号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議案第 5号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議案第 6号 平成25年度宿毛市一般会計補正予算について

議案第 7号 平成25年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について

議案第 8号 平成25年度宿毛市国民宿舎事業特別会計補正予算について

議案第 9号 平成25年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について

議案第10号 平成25年度宿毛市水道事業会計補正予算について

議案第11号 宿毛市防災対策加速化基金条例の制定について

議案第12号 宿毛市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第13号 宿毛市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第14号 宿毛市特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について

議案第15号 宿毛市国民宿舎条例の一部を改正する条例について

2 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第1号から議案第15号まで

3 出席議員（14名）

1番 高倉真弓君

2番 山上庄一君

3番	山戸	寛	君	4番	今城	誠	司	君
5番	岡崎	利久	君	6番	野々下	昌	文	君
7番	松浦	英夫	君	8番	浅木		敏	君
9番	中平	富宏	君	10番	浦尻	和	伸	君
11番	寺田	公一	君	12番	宮本	有	二	君
13番	濱田	陸紀	君	14番	西郷	典	生	君

----- . . ----- . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . ----- . . -----

5 事務局職員出席者

事務局長	岩本	昌彦	君
次長兼調査係長	松本	政代	君
議事係長	柏木	景太	君

----- . . ----- . . -----

6 出席要求による出席者

市長	沖本	年男	君
副市長	安澤	伸一	君
企画課長	出口	君男	君
総務課長	山下	哲郎	君
危機管理課長	楠目	健一	君
市民課長	立田	ゆか	君
税務課長	佐藤	恵介	君
会計管理者兼 会計課長	滝本		節君
保健介護課長	児島	厚臣	君
環境課長	山崎	善文	君
人権推進課長	杉本	裕二郎	君
産業振興課長	黒田		厚君
商工観光課長	朝比奈	淳司	君
土木課長	岡崎	匡介	君
都市建設課長	岩本	克記	君
福祉事務所長	河原	敏郎	君
水道課長	川島	義之	君
教育長	立田	壽行	君
教育委員会 委員長	増田	全英	君

兼 長 次 長 教 育	沢 田 清 隆 君
兼 長 課 教 育 学 校	
兼 長 課 学 習 生 涯	
兼 教 文 毛 宿 兼	桑 原 一 君
長 所 長 セ ン タ ー	
長 所 長 給 食 学 校	金 増 信 幸 君
長 所 長 セ ン タ ー	
長 園 寿 千	山 岡 敏 樹 君
会 員 委 員 会 農 業	岩 田 明 仁 君
長 局 事 務 事	
員 委 員 会 管 理 選 挙	嵐 健 君
長 局 事 務 会 事	

----- . . . ----- . . . -----

午前10時00分 開会

○議長（今城誠司君） これより平成25年第2回宿毛市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において浅木 敏君及び中平富宏君を指名いたします。

日程第2「会期の決定」を議題といたします。

この際、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（寺田公一君） 議会運営委員長。

ただいま議題となっております今期定例会の会期につきましては、議長の要請により、去る6月6日、議会運営委員会を開きまして、今期定例会に提案予定の案件等を勘案のうえ、慎重に審査した結果、本日から6月27日までの18日間とすることに、全会一致をもって決定いたしました。

以上、報告をいたします。

○議長（今城誠司君） お諮りいたします。

今期定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から6月27日までの18日間といたします。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（今城誠司君） 御異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から6月27日までの18日間と決定いたしました。

この際「諸般の報告」をいたします。

去る5月22日に開催されました第89回全国市議会議長会定期総会において、浅木 敏君及び中平富宏君が、議員10年以上の一般表彰を受けられました。

本席から、多年にわたり地方議会に貢献されました、その功績と名誉に対し、衷心よりお祝い申し上げます。

本日までに、陳情1件を受理いたしました。

よって、お手元に配付してあります「陳情文書表」のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

市長から、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、6月3日付をもって、平成24年度宿毛市土地開発公社事業及び決算報告書、平成25年度宿毛市土地開発公社事業計画及び予算書、平成24年度宿毛市土地開発公社宿毛湾港湾整備事業特別会計事業及び決算報告書、平成25年度宿毛市土地開発公社宿毛湾港湾整備事業特別会計事業計画及び予算書が、同じく、6月7日付をもって、平成24年度西南地域ネットワーク株式会社決算報告書が提出されましたので、お手元に配付いたしました。

会議規則第62条第2項の規定により、一般質問の通告期限を6月11日午後5時と定めましますので、質問者は期間内にその要旨を文書で通告してください。

なお、閉会中の議員派遣及び事務的な報告につきましては、お手元に配付いたしました文書のとおりでありますので、これにより了承願います。

市長から、報告事項がありますので、発言を許します。

市長。

○市長（沖本年男君） おはようございます。

本日は、平成25年第2回宿毛市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、御参集をいただき、まことにありがとうございます。

先ほど、議長より報告がございましたように、本市議会の議員の中で、2名の方が、長年にわたる御功績に対しまして、全国市議会議長会よ

り表彰を受けられましたことは、まことに喜ばしく、心よりお喜びを申し上げます。

両議員におかれましては、今後とも健康に御留意され、市政発展のため、より一層の御尽力を賜りますよう、お願い申し上げます。

それでは、報告事項につきまして、御説明申し上げます。

報告第1号から報告第3号までは、平成24年度において予算議決をいただいております繰越明許費につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書を調整して御報告するものです。

報告第1号は、平成24年度宿毛市一般会計予算繰越明許費でございます。

本庁舎耐震改修事業ほか27事業の総額12億4,085万7,000円を、平成25年度に繰り越すものがございます。

報告第2号は、平成24年度宿毛市下水道事業特別会計予算繰越明許費として、公共下水道事業、農業集落排水事業の2事業、総額7,448万円。

また報告第3号は、平成24年度宿毛市土地区画整理事業特別会計予算繰越明許費として、減価補償金37万円を、それぞれ計算書のとおり、平成25年度に繰越処理をいたしましたので、御報告申し上げます。

報告第4号は、平成24年度宿毛市一般会計事故繰越しの報告についてでございます。

地権者との協議に不測の日数を要したため、工事が平成24年度中に完成しなかったことから、消防庁舎整備に伴う幡多西部消防組合分担金1,197万円を、地方自治法第220条第3項の規定により、事故繰越として平成25年度に繰越処理をいたしましたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により、御報告を申し上げます。

次に、平成24年度の各会計の決算状況につ

きまして、お手元に資料を配付していますので、その概要を御説明申し上げます。

一般会計では、実質収支で、約1億2,000万円の黒字決算となり、決算に伴う剰余金として、7,000万円を財政調整基金に積み立てをいたしました。

また、特別会計では、国民健康保険事業、後期高齢者医療の2会計が黒字決算となりました。しかしながら、国民健康保険事業は、基金を約9,500万円繰り入れした上での黒字決算となっており、運営が非常に厳しい状況には変わりありません。

また、学校給食事業特別会計につきましては、引き続き、給食費の未納があったため、前年度と比較して赤字額は減少したものの、平成19年度から6年連続の赤字決算となっております。

今後、南海地震対策関連の事業や、定年による職員退職金の増大等が見込まれるため、引き続き、効率的で適正な行財政運営を推進してまいります。

議員の皆様方におかれましては、今後とも、より一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。報告事項の説明といたします。

○議長（今城誠司君） 以上で、諸般の報告を終わります。

日程第3「議案第1号から議案第15号まで」の15議案を一括議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（沖本年男君） 提案申し上げます議案につきまして、提案理由の説明をいたします。

議案第1号は、平成25年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について、専決処分の承認を求めるものでございます。

内容につきましては、平成24年度決算に伴い、給食費の未納金があり、繰上充用金を緊急

に予算補正する必要が生じたので、77万7,000円の追加について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものでございます。

議案第2号は、固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

7月13日で任期満了となります固定資産評価審査委員会委員に、引き続き松田安夫氏を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

議案第3号から議案第5号までの3議案につきましては、人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。9月30日に任期満了となります人権擁護委員に、松田雄三氏、示野孝雄氏の再任と、新委員として野口節子氏を、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、推薦することについて、議会の意見を求めるものでございます。

議案第6号は、平成25年度宿毛市一般会計補正予算についてでございます。総額で5億5,613万6,000円を追加しようとするものです。

歳出で増額する主なものは、総務費の避難道等の整備を行う南海地震対策整備工事費4,000万円、災害時に対応ができるガソリンスタンドに改修するための補助金として、宿毛市災害対応型給油所整備促進事業費補助金320万円、農林水産業費では、生活用水の給水施設の整備を行うための補助金として、高知県中山間地域生活支援総合補助金1,140万円、集中的な捕獲活動により個体数を抑制する、鳥獣被害防止緊急捕獲等対象事業報償費904万円、作業路網の改良を行う、宿毛市持続的森林経営確立総合対策実践事業補助金704万8,000円。

土木費では、市道改良舗装等工事費5,36

9万円、土居の後線の整備等を行う、都市再生整備事業費1億9,554万円。

消防費では、幡多西部消防組合の救急車の整備費用として2,800万円、消防団の消防ポンプ車等の購入費として4,400万円。

教育費では、山奈小学校の耐震補強等の工事費として4,583万8,000円、東中学校の耐震補強工事費として4,145万4,000円などを計上しています。

一方、歳入で増額する主なものは、国庫支出金3億1,612万5,000円、県支出金4,548万8,000円、繰入金5,222万9,000円、市債1億4,090万円となっております。

なお、今回の補正予算は、国庫支出金に経済対策による、地域の元気臨時交付金が2億878万2,000円見込まれることから、交付金の活用できる事業につきましては、当初予算の財源の見直し及び予定していた事業を前倒しすること等により、事業費を確保する予算といたしております。

議案第7号は、平成25年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算でございます。

総額で247万7,000円を追加しようとするものです。

内容につきましては、臨時職員賃金及び特定健診の受診率アップを目指し、国保保健指導事業を委託するための予算の追加でございます。

議案第8号は、平成25年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計補正予算でございます。総額で200万円を追加しようとするものです。内容につきましては、施設の修繕費の追加によるものでございます。

議案第9号は、平成25年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算でございます。総額で8万3,000円を追加しようとするものです。

内容につきましては、平成24年度地域支援

事業交付金の返還によるものでございます。

議案第10号は、平成25年度宿毛市水道事業会計補正予算でございます。

内容につきましては、議案第6号で追加しました一般会計の市道改良舗装工事費の増額に伴い、その関係する水道工事を同時に施工するため、予算の3,000万円を追加しようとするものでございます。

議案第11号は、宿毛市防災対策加速化基金条例の制定についてでございます。内容につきましては、県が平成25年度に創設した、高知県津波避難対策等加速化臨時交付金を積み立て、本市が行う防災対策等の財源とするため、宿毛市防災対策加速化基金を設置しようとするものです。

議案第12号は、宿毛市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、近年、相談件数が増大傾向にある家庭相談室の体制整備を図るため、家庭相談員及び母子自立支援員の報酬を、月額それぞれ現行の11万3,000円から14万2,400円に改正しようとするものです。

議案第13号、宿毛市教育委員会委員長の給与並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例、並びに議案第14号、宿毛市特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例につきましては、昨年度、一般職員の退職手当の金額が減額されたことに伴い、市長、副市長、教育長の退職金を減額することとし、退職金の計算方法を、市長は「100分の490」から「100分の410」に、副市長は、「100分の330」を「100分の275」に、教育長は、「100分の250」を「100分の210」に、それぞれ変更しようとするものです。

議案第15号は、宿毛市国民宿舎条例の一部

を改正する条例についてでございます。内容につきましては、現在、指定管理者制度で管理を行っています国民宿舎椰子の利用料金について、宿泊料金の適用時間等を明記し、金額を改正すること、並びに食事料等を削除することなどの改正をしようとするものです。

以上が、御提案申し上げました議案の内容でございます。よろしく御審議の上、適切な御決定をいただきますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

訂正をいたします。

先ほど、議案第13号、「宿毛市教育委員会委員長の」と申し上げましたけれども、「教育長の」と訂正をさせていただきます。

○議長（今城誠司君） これにて、提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

議事の都合により、6月11日から6月14日まで休会いたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（今城誠司君） 御異議なしと認めます。

よって、6月11日から6月14日まで休会することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

6月11日から6月16日までの6日間休会し、6月17日午前10時より再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午前10時23分 散会

陳 情 文 書 表

平成25年第2回定例会

受理番号	受理年月日	件 名	提 出 者	付託委員会
第17号	平成 25. 6. 6	核兵器全面禁止の決断と行動 を求める意見書の提出につい て	平和行進高知県実行 委員会 代表委員 田口 朝光ほか3名	総務文教

上記のとおり付託いたします。

平成25年6月10日

宿毛市議会議長 今 城 誠 司

平成25年
第2回宿毛市議会定例会会議録第2号

1 議事日程

第8日（平成25年6月17日 月曜日）

午前10時 開議

第1 一般質問

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

----- . . . -----

3 出席議員（14名）

1番 高倉真弓君	2番 山上庄一君
3番 山戸寛君	4番 今城誠司君
5番 岡崎利久君	6番 野々下昌文君
7番 松浦英夫君	8番 浅木敏君
9番 中平富宏君	10番 浦尻和伸君
11番 寺田公一君	12番 宮本有二君
13番 濱田陸紀君	14番 西郷典生君

----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局長 岩本昌彦君
次長兼調査係長 松本政代君
議事係長 柏木景太君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市長 沖本年男君
副市長 安澤伸一君
企画課長 出口君男君
総務課長 山下哲郎君
危機管理課長 楠目健一君
市民課長 立田ゆか君
税務課長 佐藤恵介君

会計管理者兼 会計課長	滝本節君
保健介護課長	児島厚臣君
環境課長補佐	岩本敬二君
人権推進課長	杉本裕二郎君
産業振興課長	黒田厚君
商工観光課長	朝比奈淳司君
土木課長	岡崎匡介君
都市建設課長	岩本克記君
福祉事務所長	河原敏郎君
水道課長	川島義之君
教育長	立田壽行君
教育委員会 委員長	増田全英君
教育次長兼 学校教育課長	沢田清隆君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	桑原一君
学校給食 センター所長	金増信幸君
千寿園長	山岡敏樹君
農業委員会 事務局長	岩田明仁君
選挙管理委員 会事務局長	嵐健君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時00分 開議

○議長（今城誠司君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

1番高倉真弓君。

○1番（高倉真弓君） おはようございます。

1番、高倉でございます。一般質問をいたします。

大きく2項目、4点について質問いたします。

一つ目の項目、宿毛市の文化財について。

まず1点目に、宿毛市の文化財の観光活用について、お伺いいたします。

以前拝見いたしました資料によりますと、宿毛市の文化財は、国指定のもの4件、県指定のもの7件、市指定のもの49件、指定はされていないものの、文化財として価値の高いものが、他市町村に比べまして決して遜色がなく、むしろ誇り得るものばかりであるとあります。

一例を挙げますと、延光寺様の銅鐘、日本で7番目に古いつり鐘で、国宝級、もちろん県下では最古のものとあります。

また、浜田の泊り屋、宿毛貝塚、貝塚が西と東にあるのは、今回初めて知りました。高知坐神社様本殿、地元では高知さんといって親しまれております。もちろん拝見できるものもできないものもございますが、有形・無形数々ございます。

6月4日の高知新聞にも、松田川小学校の生徒さんの「高知の魅力を伝えて」との御意見があり、また、それ以前にも、宿毛の観光のPR不足を憂う御意見が出されておりました。

皆様御承知のとおり、多くの偉人の輩出の地であります。他市町村が垂涎の思いで見詰める中、はた博、ねんりんピックを控える今、観光面で大きく躍進できるチャンスであると存じま

す。何とか観光に生かせないか、市長のお考えをお伺いいたします。

2点目に、文化財の保護についてでございます。

文化財のもたらす役割は、今さら申し上げなくても御承知いただけると存じます。ただ、現実には災害が発生した場合、人命第一に行動しているさなかに、文化財まで手が及ぶかと思いませんときには、果たして、何もない今だから、何もおきてない今だから、今、打てる手を打つべきであると考えます。

例えば、泊り屋は4軒。泊り屋にいたしましても、4軒全てあるからこそ、なお価値が上がる。幡多郡下180もあった泊り屋が、ここ芳奈に4軒しかない。地域の皆様の団結で守られてきたあかしであると判断いたします。

保護対策について、市長にお伺いいたします。

大きく二つ目の項目で、困難を抱える方への支援対策について、お伺いいたします。

1点目、まず若者について。

現在、ニート62万人、引きこもり80万人と言われます。

内閣府のニートの定義では、仕事をしていない、在学、通学をしていない、無配偶者の家事手伝いを含むとともに、求職活動をしていないとなっております。

また、厚労省の引きこもりの定義によりますと、自宅に引きこもって学校や会社に行かず、家族以外との親密な対人関係がない状態が6カ月以上続いており、統合失調症、鬱病などの精神障害が第一の原因とは考えにくいもの、とございます。

25歳、男性。正規雇用の経済効果は1億5,000万と、平成23年度厚生労働省の試算にございます。

ニート、引きこもり、この原因の一つは、学業段階でのつまずき、いじめなどによるところ

もあろうかと思えます。とは申しませんが、卒業した後も学校の先生にお願いするのは不可能なことです。ですが、学校教育から離れますと、ますます難しくなります。そこで、教育長には、学校の谷間に子供たちが沈み込まないように、いじめ、不登校、落ちこぼれをなくし、しっかり学力、生きる力をつけ、子供たちを送り出していけるよう、学校の現状と同時に、ニートの把握についても伺います。

2点目、次に、もう少し年齢の高い方や、困難な方について、市長にお伺いいたします。

残念ながら、前段の学校教育の段階で、また、高校中退などで、本人の意思に反し、正規雇用になれず、社会の谷間に入ってしまった。折悪く会社を退職したが、以後、仕事がない。本日の高知新聞にも載っていましたが、景気の悪化のため、学校を卒業してから、奨学金の返済が滞っており、過去最高の876億円にものぼったとございました。

全国的に、若者が社会的弱者になっている現状があり、複雑多様な生活困難を克服できない家庭がふえつつあります。家庭と地域が弱体化している上に、行政組織がこの問題について、有効に機能していない。

平成24年3月に開設されました寄り添いホットライン、一般社団法人社会的包摂サポートセンターですが、相談される電話は、高齢者より20代から30代の若者の相談が多かったと聞いています。

その数は、開設当初、1日5千件が、現在では3万件、全国の数字とはいえ、電話はパンク状態で、5%しかつながらない、そういう状況であると伺いました。

仕事をしたくても仕事がなく、また仕事に必要な知識不足から、結果、自立できなくなり、生活に支障を来す状況になりかねません。活用されずにいる力を引き出すのは、行政の役割で

あります。サポート体制はどのようになっているのか、市長にお伺いいたします。

1回目の質問を終わります。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） おはようございます。

1番、高倉議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、宿毛市の文化財について、文化財の観光活用についての質問でございました。

宿毛市には、議員の御案内のとおり、多くの文化財があり、その質の高さは他の市町村に比べて、決して遜色がなく、誇りうるものばかりでございます。

これらの文化財や、宿毛市の歴史や史跡などを生かした観光の取り組みといたしましては、宿毛市の観光パンフレットによる周知、宣伝でありますとか、宿毛歴史館のホームページ上で、宿毛の史跡、お勧めコースとして、宿毛領主でありました山内氏に関連する史跡をめぐる宿毛・山内氏コースと、江戸前期に土佐藩奉行として辣腕をふるいました野中兼山にかかわる史跡をめぐる野中兼山コースを紹介するなどしております。

また、宿毛湾港に豪華客船が寄港した際には、四万十、足摺ばかりではなく、宿毛市内も観光していただきたいとの思いもありまして、宿毛歴史館や延光寺、浜田の泊り屋などもめぐるツアーの実施もしております。

文化財を生かした今後の取り組みでございますが、ことしは議員が言われるように、楽しまんとはた博、そしてまた、ねんりんピックよさこい高知2013が行われます。特にはた博では、11月17日に、芳奈の運動公園において産業祭と四国B級グルメフェスタの同時開催でありますので、かなりの入込客を見込んでおり、宿毛市をPRする絶好の機会であります。

そこで、宿毛市の文化財、歴史に関するプー

スを設けてPRできないか、関係機関と協議、検討してまいりたいと考えております。

また、宿毛歴史館が文化財に詳しい人たちとの交流や、情報を持っていることから、宿毛歴史館と協議、連携をしながら、文化財の観光活用について、検討してまいりたいと考えております。

続きまして、災害発生時における文化財の保護について、市長にとごさいましたけれども、答弁を。この件につきましては、教育長にお答えをいただきたい、このように思っております。

続きまして、2の(2)の困難を抱える方への支援対策についての質問でございます。

近年、地域、家庭、職場のつながりが薄れ、社会的に孤立し、生活困難に陥るリスクは増大しています。特に、東日本大震災の発生により、被災地を初め、全国的に社会的排除のリスクの広がりや、その連鎖が急速に高まっています。このため、生きにくさ、暮らしにくさを抱える人々に対して、いつでも、また全国どこからでも、電話による相談や、悩みを受けて、具体的な問題解決につなげられるよう、一般社団法人社会包摂サポートセンターにより、寄り添いホットラインが、厚生労働省の補助を受け、開設されました。

残念ながら、宿毛市を含め、高知県内の法人等で、そのような窓口が開設されたという事例は把握できておりませんが、前述のとおり、宿毛市からはもちろん、全国どこからでも相談に応じてくれるものです。

本市におきましては、このような包括的な相談窓口は設けておりませんが、関係団体所管課において連携を図りながら、対応しているところであります。

また、就労支援など、生活困窮者への対応としましては、福祉事務所にケースワーカーが配置されており、生活保護受給者以外の相談者に

対しても、生活課題に応じて、できる限りのアドバイスや、専門機関への橋渡しを行っているところです。

今後、国におきましても、生活困難を連鎖させないための支援策として、新たな法案、生活困窮者自立支援法が整備され、平成27年度から各市町村において相談窓口を設置し、ハローワークや各種専門機関と連携して、生活困窮者自立相談支援事業等に取り組む予定となっております。

私からは以上でございます。

○議長(今城誠司君) 教育長。

○教育長(立田壽行君) 高倉議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、災害発生時における文化財の保護についてでございますが、文化財の防災対策ですけれども、まず、平素より文化財を大切に保管されておいでます所有者の方々や、その地域の皆様に、この場をおかりいたしまして、心より御礼を申し上げます。

さて、防災対策の中でも、地震・津波対策ですが、阪神・淡路大震災、そして東日本大震災を踏まえて、文化財への対策に関心が強まってきております。

ただ、文化財の性格上、対策を講じるにも、その文化財的価値への配慮がとても重要でもあります。特に、建造物につきましては、仮に補強するにも、必要耐震性能をどのレベルに設定するのか、価値を保持するために、どのような工法が適切なのか、文化財それぞれに専門的な判断と施工が不可欠になってまいります。

こうした中、高知県が主体になって、県下の国及び県から、文化財に指定されている建造物を対象に、耐震基準調査や、津波浸水想定地区現状調査を行って、必要に応じて、適切な対策方針を提案する作業を進めております。

一方、宿毛市では、従来から文化財を定期的

に巡検して現状を把握し、劣化や破壊状況、所有者の御要望にあわせて、管理、支援に努めております。

平成24年度には、御質問に出てまいりました4軒の泊り屋のうち、道の川の泊り屋について、修繕を行いました。

今後は、高知県の取り組みと連携を密にして、適宜、市指定の文化財にも波及させながら、所有者の方々や地域の御意向を尊重する中で、防災の促進を支援してまいりたいと考えております。

文化財については、以上でございます。

続きまして、ニート、引きこもり等の現状と対策について、お答えをいたします。

教育委員会といたしまして、市内におけるニートと呼ばれる方々の人数や、実態の把握はいたしておりません。しかしながら、議員の質問にもございましたように、いじめ、不登校、学業不信をなくして、学力あるいは生きる力をつけることは、教育委員会としても、大切なことと考えております。

そのために、子供たちが将来、どんな職業について、どのような生き方をするのかということを、年齢に応じて子供たちに考えさせていくよう、高知県では、平成25年度から3年間の事業として、高知の子供たちの夢や志をかなえるもととなる力を育てることを目的に、学力向上、基本的な生活習慣の確立、社会性の育成の三本柱を立てたキャリア教育を推進しております。

宿毛市は、県から推進地域としての3年間の指定を受けて、現在は、1年目として、全体計画や年間計画の策定、授業での副読本の活用、キャリア教育についての研修会等を行うようにしております。

具体的に、小学校におきましては、特別活動や道徳、総合的な学習の時間、各教科等の中で望ましい生き方についての学習や、いろいろな

職種があることを学び、勤労の意義についての学習を、児童の発達段階を考慮して、各学校で地域の特性を生かして実施をしております。

また、中学校におきましては、職場体験などの総合的な学習の時間を中心に、高校への学校訪問、体験入学等を実施したり、社会人講師を招聘して、講演会等を実施したりして、子供たちが夢や希望を持って、それぞれの特性に合った進路選択ができるような進路指導や、工夫された取り組みがなされております。

学校教員に対する取り組みといたしましては、小中学校におけるキャリア教育に対する意識を高め、9年間を見通した系統的な取り組みとして、継続的かつ連携をした活動をとるよう、先進地視察や講師を招いての講演会を開催するなど、全体的な底上げを図るものでございます。

キャリア教育と申しますのは、児童生徒一人一人の勤労観や職業観を育てる教育であり、いわゆるニートとなった方に対するものではありませんが、このキャリア教育を進めることによって、宿毛市から将来の志を持った子供たちを育成することが、非常に大切なことであると考えておりますので、これからも学校と家庭、地域が連携をして、子供たちの可能性を伸ばす教育の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 1番高倉真弓君。

○1番（高倉真弓君） 御答弁ありがとうございます。

文化財の件ですが、本当にそれぞれ持ち主がいらっしゃって、文化財自体も全然同じものはないということで、大変管理もしにくいし、御苦労であるとは思いますが、ぜひともいい形で、市外の方に、もちろん市民の方にもですが、広報していきたいと思っております。

できれば、このパンフレットだけとか、こう

いう形でなくて、今、伺いましたら、歴史のコースなんかもあるとは聞きました。産業祭でもブースを設けてと、ありますが、私も一言提案したい分がありますので、そのこともお聞きいただきたいと思います。

少し前に、歴女と言いまして、歴史大好きな女性が、歴史を求めて各地を旅行しているのが記事になっておりました。

先日、偶然会いました友人が話してくれましたが、地元におっても知らんろうと言って、この裏手にあるお墓地に案内してくれたそうです。すごく立派なお墓やったとあって、感動して帰ってきました。

連れて行ってもらった友人は、宿毛生まれの宿毛育ちでございますが、案内をしてくれたのは、四万十市の歴女でございます。やっぱり歴史は人を呼び、感動させる力があると、改めて感じましたので、市長に提案があります。

試しに、こちらのほうに歴史の延光寺様と、それから泊り屋からコースもあると聞きました。子供さん向けに、歴史のオリエンテーリングや親子サイクリング、そういうものを計画されませんか。

サイクリングなどは、婚活にも使えると思います。婚活サポーターもしておりますので、ぜひともそういう形でいきたいなと思います。

来る産業祭の行事として、泊り屋4軒ツアー、ウォークとかいうほう、企画していただけたらですね。比較的少ない予算で、実行可能な計画なのではないかなと思います。

泊り屋コース。泊り屋も4軒、みんな同じじゃないですね。屋根の仕様が違います。杉の皮でふいているところもあります。

延光寺様のコースとかつくりましたら、とても延光寺様には、幾つもいろんなところがある。もちろん拝観できるもの、できないものもごございます。でも、外からそのまま拝観できる、ツ

ツジなんかもありますので、芳奈の運動公園発・運動公園着で、車をそこにとめていただいて、そのまま、また産業祭の会場に帰っていただく。楽しむ産業祭プラス、体験型産業祭なんかいかかなと思って、ぜひ御一考賜りたいと思って、御提案申し上げます。

2点目の、困難を抱える若者の件についての、若干でございます。

学校現場で一生懸命やっていただけのはわかりました。本当に生きにくい世の中になっています。

いじめ・不登校で、落ちこぼれをなくし、学校の谷間に子供たちが沈み込まないようとの質問に、本当に丁寧な御答弁、ありがとうございます。

最初にも申し上げましたが、家庭力、地域力が弱体化しているのを、最後の防波堤の役目をしているのが学校。果たすべき役割は大きいものでありますし、大変、難しいことであることは、重々承知の上で、教育長には、質問でなくお願いでございます。

子供たちは真っ白、新しいまま入学し、学年ごとに切り返しながら成長してまいります。その時々を守ってくださり、誰一人谷間に落ち込まないよう、お心をおかけいただきますよう、よろしく願い申し上げます。

困難を抱える方についての件で、市長に再質問いたします。

社会の谷間に入ってしまった方や、若者、高齢者の生きがいサポートは、決して簡単に解決できるものではないことも理解しております。先ほどのお返事の中で、27年度に生きがい困窮者自立支援ですか、これができると聞きまして、すごくよかったなとかいうふうに思いますが、なかなか難しい。でも、このままでは経済効果どころか、宿毛市は寂しくなる一方だと思います。

他市町村に先駆けて、思い切った方法、この27年の支援法に先駆けて、宿毛市が計画が立てられないか、一気通貫という言葉があるそうですが、一直線に進むと聞いております。

隣接事業や隣接業種を巻き込んで、ぜひお進めいただいて、元気な宿毛市をつくるための力をいただきたい。

以上、観光の提案の件と、新しいサポート体制について、2点を、市長に再質問いたします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） 高倉議員の再質問にお答えをいたします。

具体的な提案、どうもありがとうございます。

提案いただきましたこの産業祭の際には、文化財に関するブースの設置を検討している、先ほどもお答えいたしましたけれども、そういうことがありますので、文化財ガイドのことにつきましては、特に地元の人たちや、あるいは関係機関、こういうところと相談をして、検討してまいりたい、このように考えておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、第2の、困難を抱える方への支援対策についてということで、具体的な形も含めての再質問をいただきました。

宿毛市における雇用対策という点についての取り組みについて、御説明を申し上げますと、我が国の長引く経済不況や、生産拠点の海外シフト等が、そのような影響から、宿毛市においても雇用機会の減少に歯どめがかからない、こういう状況が続いております。

このため、国や高知県と連携を図る中で、重要港湾宿毛湾港の施設整備とあわせて、背後地の工業流通団地を計画的に整備し、企業誘致に取り組んでいます。

また、内陸部の西南中核工業団地におきましても、景気低迷のため、撤退した企業の後に、新たな企業を誘致する等、平成25年4月現在、

両工業団地で46社、831名の雇用が確保されております。

また、昨年度から誘致活動を進めてまいりましたベンチャー企業は、本年度、西南中核工業団地に進出していただくことが決定をしており、直接雇用として、約20名、関連事業の雇用として100数十名が見込まれています。

この企業は、再生可能エネルギーの確保と、幡多地域の林業振興にも大きく貢献していただけるものと考えております。宿毛市としても、可能な限り、支援をしてまいりたいと考えております。

また、日常的な求人情報の提供につきましても、四万十公共職業安定所から、毎週2回、電子情報として送付していただき、企画課において、書面化をして、市役所玄関ロビーで自由にお取りいただいているところでございます。

今後も、新たな企業誘致を含め、雇用の確保に向けて、積極的に取り組んでまいりたい、このように考えているところでございます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（今城誠司君） 1番高倉真弓君。

○1番（高倉真弓君） お答えありがとうございます。

全然気がつきませんで、ハローワークのあれが、玄関にあるというのは、済みません、ちゃんと見てなかったごめんない。そういうこともやっただいてるんですね。本当に済みません、気がつかなくて。

いろいろ心がけて、手当てをしていただいているのはわかりますが、やっぱり、どうしても引きこもりやニートや、それから仕事がないというのは、もう本当に現実のことでございますので、とにかく市長さんには、働く場の確保から、こんな小さなこと、こんなことまでというようなことも発生するかもしれませんが、ぜひともよろしく願いしたいと思っております。

今回は、芳奈の地元の方から、泊り屋を心配するお電話をいただきまして、そのことを発端に、ずっと歩いてまいりました。

すごく、一里塚なんかも、押ノ川なんかきれいに掃除。地区の方が、本当に、きちんと、いろんな形で管理させていただいて、文化財を守っていただけるというのを、実感して思いましたので、ぜひともこれを観光に活用しながら、また保全や保護、防災につなげていただきたいと存じます。

また、雇用、生きがい、今できることを、今しておかなければならないことを、市長さんの英断を期待いたしまして、一般質問を終わります。

どうかみんなが夢をもてるように、よろしく願います。

どうもありがとうございます。

○議長（今城誠司君） この際、10分間休憩いたします。

午前10時34分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（今城誠司君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） おはようございます。7番、松浦でございます。通告いたしております内容につきまして、ただいまより、市長並びに教育長に対して、一般質問を行いたいと思っております。

先ほどの高倉議員に対する答弁の中で、雇用対策の一部も触れられましたけれども、私の今回、質問する問題は、障害者の雇用対策について、お伺いをいたします。

まず、1点目は、障害者雇用促進法に関する問題であります。

障害者の雇用を促進していく取り組みを推進

するために、障害者雇用促進法があります。この法律では、事業主に対し、その雇用する労働者に占める身体障害者、知的障害者の割合、いわゆる法定雇用率が一定率以上になるよう、義務づけられております。

この法定雇用率を達成できない場合は、民間事業者に対しては、障害者雇用納付金を徴取することとなっております。

御案内のとおり、本年4月1日から法律が改正をされまして、法定雇用率が引き上げとなります。国や地方自治体では、今まで2.1%でありましたが、改正により2.3%となっております。

障害のある方もない方と同様、自分の能力や適性に応じた就労をしたいという希望を持っておりますし、能力に適合する職業につくことを通じて、自立することができるのであります。

私としても、一人でも多くの方に、就労の機会を与えてあげたいとの思いであります。

このように、障害者雇用を進めていこうとする取り組みの根底には、障害の有無にかかわらず、ともに支え合い、ごく普通に地域で暮らし、地域の一員として、ともに生活できる社会を実現しようとする理念であります。いわゆるノーマライゼーションの実現の理念であります。

私は、平成20年の第2回定例会において、この問題について一般質問をした経緯があります。

答弁の中で、当時の市長は、平成20年6月現在で、宿毛市の雇用状況は2.38%とのことでありました。以降退職をされた方もあろうかと思っておりますので、現在の宿毛市役所において、雇用率はどのようになっているのか、まずお伺いをいたします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） 7番、松浦議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、障害者の雇用促進についての、障害者雇用促進法の順守についてでございますけれども、宿毛市役所の法定雇用率は、これまで充足しており、平成24年度は2.39%で、平成25年度については、6月1日現在改正後の法定雇用率2.3%を上回る2.36%となる見込みでございます。

よろしくお願ひします。

○議長（今城誠司君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） ありがとうございます。

そういう面では、法定雇用率は充足をしているという答弁であります。

2点目は、職員の採用制度についてお伺いをいたします。

高知県は、障害者の雇用の促進等に関する法律、この法律の趣旨に基づいて、身体障害者の雇用促進を図ることを目的として、職員の採用に当たって、身体障害者を対象とした採用制度を設けておるのは御案内のとおりであります。

そして、高知県以外で、このような制度を取り入れている自治体は、県下でも高知市を初め、四万十市など限られているのが実情であります。宿毛市として、障害者を積極的に雇用するために、職員の採用に当たっては、このような制度を取り入れる考えはないのかどうか、お伺いをいたします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

身体障害者を対象とした試験の実施については、公的機関が率先をして、障害者の雇用を推進すべきであることは、十分理解をいたしておりますが、宿毛市では、現在は法定雇用率を充足しており、また、本庁舎内のエレベーター未設置や、バリアフリー化が現状では整わず、障害者が働く場所として、物理的に難しい状況のため、これまで身体障害者枠での採用試験は実施していません。

今後も、障害者の雇用の促進等に関する法律の趣旨を踏まえ、障害者の雇用促進について、適切に対処を行い、引き続き、法的雇用率の達成に努めることといたします。

今後、物理的な問題もあり、法定雇用率が達成している間は、障害者枠による試験の実施は考えていませんが、職員の退職や法定雇用率の数値の変化等があれば、検討していく必要があると考えます。

現在の採用試験でも、障害者枠は設けていませんが、介護人なしで、通常事務の遂行が可能な方であれば、障害者の方でも受験は可能ですので、ぜひとも宿毛市の将来を担う優秀な方の受験をお待ちいたしております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） 法定雇用率については、先ほども言いましたように、最低賃金制と一緒に、最低の義務、この2.3%というのは、最低の義務であります。

そして、クリアをしているから、充足をしているから、制度を取り入れていかないというのではなく、やはり障害を持って、市役所の職員として、十分に対応できる能力がある方については、門戸を開く、開放すべく、取り組みをすべきではないかという思いがいたします。

再度、市長の所見をお伺いいたします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） 再質問にお答えいたします。

先ほどもお答えをいたしました、宿毛市の本庁舎等には、エレベーターの未設置という形の中で、バリアフリー化が現状では十分になっておりません。

今後、そういう庁舎の新しくできて、四万十市のような形でエレベーターが設置されるとか、そういう形の中では、当然ながらそういう形に

についても、再検討していかなきゃいけない、そういう状況であるというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） 高知県において、平成24年度からの障害者枠の中で採用された職員は、行政職で2名、学校事務で1名、この身体障害者枠で採用された方がおるわけでございます。

その学校事務の枠の中で採用されたこの1名が、実は、宿毛市の出身の、宿毛市の方でございます。お父さん、お母さんも宿毛のほうにおられるということでもあります。

お父さん、お母さんにお話を聞いてみますと、こうした制度があれば、わざわざ高知へ行かなくてよく、宿毛で受けさすことによって、やはり自分の身近なところに、子供さんと一緒に生活をしたという思いがあったわけですが、枠がなく、そういうことで、高知のほうを受けたという実態があるわけでございます。

そういう面で、ぜひ、物理的な条件も多々あるというのは、私自身も承知はいたしておりますけれども、今後の取り組みの中で、この採用制度にかかわらず、障害者の雇用の問題についても、真剣に取り組んでいただきたいということをお願いしまして、この問題については、質問を終わります。

次は、花へんろマラソンについて、お伺いをいたします。

3月17日に開催をされた第5回花へんろマラソンの開会式における間寛平氏の挨拶の中で言われた、「市長、どうしてことしでやめるんですか。市長、市長。」と、沖本市長に何度も何度も激しく迫る挨拶が印象的でした。

5回大会をもって、マラソン大会が中止にな

ることを知った市民の各界各層から、マラソン大会の継続を求める多くの声が盛り上がり、4月23日には、市民有志によって、宿毛花へんろマラソンの継続を願う市民の会が結成をされ、平日の午後の開催にもかかわらず、市内の各界各層から約90名の市民が結集をし、継続に向けて市長や議長、並びに教育長に対して要望していくことを決議されたのであります。

この決起集会には、ほぼ全員の市会議員も参加をしておりました。今後のマラソン大会継続に向けての取り組みをする上で、力強く感じたところでもあります。

私のところへも、宿毛市において、全国から集まるこのようなイベントはいまだかつてなく、経済効果もあり、宿毛市をPRする絶好の大会を、どうして中止にするんですか。市民各層が協力をして、せっかくここまで成長した大会ではないかなど、大会の継続を求める意見が届けられました。

事実、第5回大会には、北は北海道から南は沖縄まで、全国41都道府県、及び外国からもエントリーがありました。合計しますと、1,552人の申し込みがあり、うち県外からは1,046名にのぼっております。

今まで、宿毛市で開催されたイベントで、県外からこれだけの多くの方が参加された取り組みはあったでしょうか。

また、大会参加者から届けられた多くの声は、大会の中止を残念がる声ばかりでありました。

「宿毛花へんろマラソンは、非常に素晴らしい大会であり、感動した。大会の中止は非常に残念である。何とか続けてほしい。」また、「沿道での小学生からお年寄りまでに至るボランティアの温かい応援に感動を受けた。素晴らしい大会であった。」など、高く評価された大会であったのであります。

ここまで盛り上げてきたのも、一つに実行委

員会の皆さんの努力のたまものであり、温度差はあるものの、市民各界各層の積極的な取り組みによるものと思います。

このような素晴らしい成果の上がってきた大会を、5回大会をもって中止するのは、本当にもったいないとの思いであります。

マラソン大会を継続すべきではないかと、先の決起集会にあらわれたように、熱き思いが市民の中から盛り上がっています。私自身としても、何とか大会の継続をすべきではないかと考えておるところであります。

マラソン大会は、まさに宿毛の貴重な財産であります。先の3月議会において、スポーツの振興とまちづくりという観点から、この問題を取り上げて、総括的に一般質問をしてきたところであります。

そこで、重複するところもあるかもしれませんが、3月議会を検証しながら、マラソン大会の中止に至る経緯、並びに今後の取り組みについて、市長及び教育長にお伺いをいたします。

まず、今回の質問をするに当たり、まず確認をしておきたい点があります。

宿毛市として、マラソン大会を開催する意義並びに目的については、実行委員会の会則の中でうたわれてますように、マラソン大会を通じて、市民とランナーとの交流を推進し、地域の活性化に寄与することを目的とするとしており、まさに主役はランナーであり、この大会を盛り上げるために、ボランティアとして大会に参加をしている市民であったと考えます。

そこで、5回の大会を振り返り、参加者や市民の中から、ここまで盛り上がってきた大会を、どのように評価をしておるのか、市長並びに教育長の所見をお伺いいたします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

宿毛花へんろマラソンの実施に当たっては、宿毛市で初めて開催したマラソン大会であり、開催当初から不安な面もありましたけれども、実行委員会の方々、そしてボランティアで参加をいただきました方々の御尽力で、素晴らしい運営ができたことにつきまして、大変うれしく思っております。

また、参加をいただきましたランナーの方々からも、高い評価が得られるまでになっており、マラソン大会を実施した成果は、大変大きかったと考えております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） 松浦議員の御質問にお答えをいたします。

花へんろマラソンに対する評価についてですが、花へんろマラソンにつきましては、フルマラソンの運営については初めてのことであり、手探りの状態のままスタートをいたしました。

何とか無事に、第1回の大会を終えてから、参加されるランナーの方々からも、いろいろな御意見をいただいたり、運営スタッフから出されましたさまざまな反省内容をもとに、第2回大会以降の運営に生かしながら、大会運営を確立していったと考えております。

最初の段階から比べると、大会そのものにつまきして、ランナーの方々から高い評価をいただけるようになり、実行委員会の責任者である私といたしましても、大変うれしく思っており、この大会を実施したことにつきまして、大きな財産になったと考えております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） それでは、お伺いをいたしますが、今、市長並びに教育長から、ランナー等からも高い評価を受けて、成果は大きかったという答弁をいただきましたけれども、具

体的に、どのような成果が上がったのか。答弁では、成果が上がったという、抽象的な答弁でありますけれども、具体的にどういうところに成果があったのかどうか、答弁を求めます。

それと、この5回までの大会、1回は中止になりましたけれども、ボランティアとして参加された皆さん方に対する思いが、感謝の念と言いますか、そこらあたりが、全く、3月もこの議会も見えません。

ぜひ、そこらあたりも含めて、答弁をお願いします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

松浦議員から、すばらしかったと、成果はあったと言うが、具体的にはどのようなことを考えているのかという質問でございます。

さまざまなことがたくさんありますし、これからの議論の中でも、深めていけるところもあるんじゃないかとは思いますが、私としては、実行委員会が評価しております、例えば経済効果、こういう形の中でも、あるいは子供たちの教育、そういう形の中でも、また市民の皆さんが、このような大会にボランティアとして参加をしていく、そういう中での選手との触れ合いであるとか、本当に地域外から来てくださるランナーの皆さんとの交流を含めまして、そのような今後の宿毛市のスポーツを通じての、地域を活性化していく、地域をつくっていく、そういう非常に大きな根拠となる大事な教訓をいただいたというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） お答えをいたします。

花へんろマラソンの第2回大会に向けた平成21年12月24日に開催されました実行委員会におきまして、このマラソンを通じて、スポ

ーツ振興や市のPRをしていきたいが、経済効果もきちんと分析をすることも重要であり、5年を節目に検証をするべきではとの議論があり、見直しを行ったものであります。

それから、先ほど、御質問のあったボランティアの方々へのお礼等については、どうであったかということでしたけれども、広報の中に、わざわざはございますけれども、公表して、心からのお礼を申し上げたつもりでございます。

以上です。

○議長（今城誠司君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） 今、教育長、見直しの問題は問うてなかったと思います。

具体的に成果はどうだったのかという部分を問うたと思いますが、そこらあたり、再度お願いします。

○議長（今城誠司君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） お答えをいたします。

具体的な成果について、どうであったかということですが、いろいろな角度から検討をしまして、経済効果等については、2.6%というような数字も出ておったというふうに記憶しておりますが、ただ、経済効果が、その数字がイコールすばらしい数字であったかどうかということについては、まだ検証をいたしてはおりません。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） どうも教育長、私の問うた部分と行き違うわけですが、市長には総括的に問うて、教育長が答弁するときには、教育的にはこうであったとか、そういう観点での答弁をいただきましたかという思いがいたします。

これについては、また後ほど触れる部分がありますので、よろしく申し上げます。

今、効果の部分、成果と言いますか、の部分

を質問したわけですが、これからは、これまでの経緯について、何点かお伺いをいたしたいと思えます。

まず、初めに、宿毛花へんろマラソンの中止についての、話し合いを始めるきっかけについて、お伺いいたします。

市長より、大会の継続の是非を協議するように指示があって、実行委員会として協議を始めたのか。あるいは、実行委員会の中で、大会の継続について、見直しを行うべきかということと協議を始めたのかどうか、これがさっきの答えだろうと思えますけれども、答弁をお願いします。

○議長（今城誠司君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） ただいまもお答えいたしましたように、花へんろマラソンの見直しにつきましては、先ほどと同じこととなりますけれども、第2回大会に向けて、平成21年12月24日に開催されました実行委員会におきまして、花へんろマラソンを通じて、スポーツ振興や市のPRをしていきたいが、経済効果もきちんと分析をすることも重要であり、5年間を節目に、検証をするべきであると、そういう議論があり、見直しを行ったものであります。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） 今、教育長の答弁の中で、第2回の大会に向けた21年12月24日に開催をした実行委員の中で、この見直しを決めたという答弁でございます。

実は、3月議会の中で、私、質問させていただいて、そのときの答弁によりますと、宿毛花へんろマラソン大会は、第1回当初より、いいですか、当初より、第5回までは継続し、第6回大会以降の実施については、継続の有無を含めて抜本的な見直しを行うこととしておりましたという答弁をいただいております。

今、答弁されたのが、21年12月24日といえば、第2回大会に向けての実行委員会の中ということで、この3月議会で私に答弁された部分と、食い違うのではないかという思いがいたします。

その点について。

○議長（今城誠司君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） お答えをいたします。

私も昨年12月に教育長を拝命いたしまして、十分、その点についての引き継ぎができていなかったことにつきまして、まずおわびをしたいと思います。

第1回大会の当初より、このような議論が出ておりましたけれども、実際にいろいろな面から、第2回大会をするに当たっての21年12月に、もっと議論を深めたと、そういう意味で解釈していただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） それで、この21年12月24日に開催をされた大会の中で、見直しをしていくという方向性について、実行委員会の中で確認をされたものかどうか。

私がいろいろ聞いてみますと、意見は確かにそういう、一部の方でそういう、意見としてはあったということを聞いております。

意見はあったけれども、見直しをしていくという、実行委員会として結論をとったのかわか。結論を出したのかわか、そこらあたり、わかりませんが、答弁をお願いいたします。

○議長（今城誠司君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） 大変申しわけありませんが、その点については、確認を申し上げて、後ほどまた答弁をさせていただきたいと思えます。

○議長（今城誠司君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） わかりました。また、

いろいろ資料があれば、お願いします。

そこで、実行委員会の部分でありますけれども、実行委員会の会則を見ますと、大会開催に関する事項で、議決をすることができるのは、開催日、開催種目、コース、ゲストランナーに関することだけでありまして、実行委員会に中止を決定する権限はないと思います。

市長は、マラソン大会をする目的を達成するために、委員を委嘱するのであって、大会の是非を決定することは、委嘱してないと私は思うのであります。

実行委員会は、この目的を達成するために、マラソン大会を主催するのであります。あくまでも大会の存続を判断するのは市長であると思いますが、このことについて、実行委員長であります教育長の見解をお伺いします。

○議長（今城誠司君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） お答えをいたします。

議員の御指摘のとおり、花へんろマラソンの実施の有無につきましての決定者は、大会長であります市長であるということでございます。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） 市長が判断をすることができる、実行委員会ではなく市長であるということではありますが、重複するかもわかりませんが、いつの実行委員会で中止の決定をしたのか、この点についてお願いをします。

○議長（今城誠司君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） お答えをいたします。

花へんろマラソンの見直しについて、24年7月13日に開催をいたしました実行委員会において、まずは小委員会の場で、効果等の検証を行い、小委員会での内容をもとに、実行委員会に諮ることとしておりました。

小委員会の結論を経て、議論を経て、実行委員会として、最終的な結論を出したのは、こと

し平成25年2月6日に開催した平成24年度第2回実行委員会においてでございます。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） 次にお伺いいたしますが、それでは、実行委員会の会則の中で、小委員会の任務について、どういう位置づけをされておるのか、お伺いします。

それと、この小委員会、10名ほどだと聞いておりますが、どのような意見があつて、並びにどのような議論がされ、最終的に小委員会としての結論となったのかどうか、小委員会の内容について、任務並びに内容についてお伺いいたします。

○議長（今城誠司君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） お答えをいたします。

任務についてでございますが、小委員会においては、実行委員会に提出するための細部にわたっての大会の検討であるとか、内容であるとか、それから、先ほど、議員がおっしゃいましたコースであるとか、そのようなことについても、十分に検討をいたしましたし、それから、アドバイザーとして、県警のほうからの運営そのものに対する御意見もいただきました。

そのような、いろいろな、細部にわたっての検討をいたしておりまして、そのことを実行委員会のほうに提案をするようになっております。

また、決定事項につきましても、小委員会の中で、細部にわたっていろいろな御意見を調整して、そのことを実行委員会に提案をしていくと、そういうことになっていると認識をしております。

○議長（今城誠司君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） 最終的には、本年度2月6日の実行委員会で中止について決定をしたということではありますが、その2月6日に開催をされた実行委員会の賛否の状況、非常に少な

い人数で決められたというようなお話がございましたので、その点についてお伺いをいたします。

○議長（今城誠司君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） お答えをいたします。

平成24年度第2回実行委員会において決定をいたしました。そのときの実行委員会の出席者は、46名中36名でございます。

賛否の採決につきましては、実行委員長と2名の監査を除き、また途中退席をされた方もありまして、採決時には27名の委員の方々によって採決をいただきました。

継続すべきは、27名中5名の方、マラソン中止には、他の協議を模索すべきで、27名中14名の方が中止ということで、残りの8名の方は採決を棄権されました。

採決をする前の実行委員会の中での御意見は、小委員会が結論として出した宿毛花へんろマラソン大会を中止し、ほかの種目の実施を検討していく、そういうことが望ましいとの報告について、賛成の御意見や反対の御意見もありましたが、最終的に運営の問題などにより、先ほど来申し上げておりますように、採決の結果となっております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） 会則を見ると、実行委員会は2分の1以上の出席で会議は成立をします。そして、出席者の過半数によって議決をすることができるということで、今、数字的な観点からすると、会則は満たしておるというふうに思いますけれども、このような重要な、市民の関心のある重要な決定を、このような人数で決定するのはいかがなものかなという感じがいたしますが、この点、教育長の所見をお伺いします。

○議長（今城誠司君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） お答えをいたします。

多くの委員の皆様にご参加をいただき、御審議、御決定をいただければとは考えておりましたが、平成24年4月26日の実行委員会において、小委員会で議論を経て、実行委員会にて決定をいただくスケジュールの中で、委員会の招集をさせていただいたもので、46名中10名の方が欠席になってしまったことにつきましては、大変残念に思っております。

参加をいただいた委員の方々によって、十分な論議をさせていただいた上で決定をいただいた内容は、重いものであるというふうに受けとめております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） 重い決定をしなればならない実行委員会であったと思いますが、46名中10名が欠席、そして採決の際、いわゆる棄権言いますか、したのが8名、それでマラソンを中止して他の競技を継続すべし、14名、実行委員会の中で3分の1弱の決定が、本当に有効か無効かと言えば、会則に従えば有効であろうという判断をいたしますけれども、市民参加のもとで開かれたこのマラソン大会の決定を、こういう人数の結果で意思決定をするというのについて、大変疑問に思っております。

それで、各実行委員会を構成する執行委員のメンバーを見てみますと、ほとんどが団体の長であったというふうに思います。3月の答弁では、区長会の皆さんの10名、これは地区長連合会長も入っておるわけですが、

そういうことで、こういう重たい、重要な、先ほど言いました、市民に関心のある問題を協議する場合には、団体でどうすべきか、吟味する場があってもよかったんじゃないかなというふうに思いますけれども、そういう場はなかったというふうに聞いております。

このことについて、私の疑問について、教育長の答弁を求めます。

○議長（今城誠司君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） お答えをいたします。

これまで、答弁をさせていただいておりますように、最終決定をした平成25年2月6日に開催をいたしました平成24年度第2回実行委員会で、突然に決をとって、決定をしたものではありません。

平成24年7月13日に開催をいたしました、平成24年度第1回花へんろマラソン実行委員会を皮切りに、議論をしていただいたものでありますので、その間に、各種団体の中で、どのような御議論をいただいたかまでは、承知しておりませんが、最終の実行委員会で、それぞれの団体の長の方が、それぞれの団体を代表して、御意見、御意思決定をいただいたものと考えております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） 私の考えるところによると、実行委員会は、市長に対して意見を申し述べることは可能だというふうに思います。そして、先ほど、答弁いただきましたように、存続について、是非についての判断は、やはり市長の考え方が優先され、尊重されなければならないと思います。

そこで、沖本市長として、マラソン大会の開催について、市長の所見をお伺いいたします。

私の聞く中では、市長はこの大会について、前向きのような話もちろほら聞くわけですが、市長の所見を求めます。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） 市長、お答えをいたします。

マラソン大会の実施につきましては、大会長であります私が、最終判断を下すものであると

思っております。

しかしながら、花へんろマラソン実行委員会において、今のままの形では、継続が困難であるとの判断がなされましたので、大会長として、運営の実行をいただいております実行委員会の意向は、最大限に尊重されるべきものであるというふうに、現段階では考えております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） 次に、3月議会のことを振り返りながら、3点ほどお伺いいたします。

大会の見直しの問題についてでありますけれども、これまでの議会言いますか、平成22年度に生涯学習課、当時の課長に、事務局長ですが、質疑をした経過がございます。そのときに、答弁として、中止ではなく、絶えずPDCAを行いながら、よりよい大会を目指して、継続をして取り組んでいきたいというような答弁をいただいております。

当時の市長も、この花へんろマラソンが、これからずっと、宿毛の一つの大きなイベントでございますので、これがずっと続くように、来ていただけるように、そういったおもてなしの心を持って、ずっと進めていきたいと、このように思っておりますという市長の答弁もあるわけでございます。

このことについて、教育長の答弁を求めます。この意見について。

○議長（今城誠司君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） お答えをいたします。

花へんろマラソンの実行委員会におきましても、見直しの議論をいただいている、当初から中止ありきで議論を進めていたわけではございません。

運営の問題点を洗い出す中で、大会として、議員からも説明をいただいたように、ランナーからも評価を得たり、ボランティアでの参加に

より、ランナーと市民との交流が促進されたりと、効果があったとは考えておりますけれども、運営への問題が多く、新たな競技の模索という方向になったものです。

先ほどおっしゃいましたように、PDCAについても、その点から検討して参った結果でございます。

以上です。

○議長（今城誠司君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） それから、開催時期の変更の問題について、若干、説明をさせていただきます。

大会の開催時期の変更については、専門家の意見を聞きながら検討してきたが、他の大会と競合することにより、実施時期の変更は困難であるとのことでありますけれども、私が調べてみますと、宿毛市で開催された3月17日、全国で24のマラソン大会が開催をされております。

宿毛市と同様に、各地の大会の事務局は、それぞれの市町村が担っており、どこの自治体においても、3月の実施は同じような条件であります。大会を継続して取り組んでおるのが実情ではないかと思えます。

宿毛市だけ困難であると言われるのは、私としては理解しがたいと考えておりますが、教育長の所見を求めます。

○議長（今城誠司君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） お答えをいたします。

各地で開催されておりますマラソン大会が、どのような運営体制で実施されているか承知しておりませんので、花へんろマラソンの運営との比較はできませんけれども、協議の運営を、専門の会社であるアールビーズなどに委託したり、会場の設営なども、業者委託をしているところもあるようです。

花へんろマラソンにつきましても、大変厳し

い時期ではありますが、これまでも、実際に大会の運営を行ってまいりましたが、教職員を初め、市職員や一部の地区や団体に、業務等を集中的に担っていただいているという現状もありますので、今後とも、このままで継続をしていくのは難しいのではないかと判断を、実行委員会の中でしていただいたものでございます。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） 今、教育長、各地の取り組みについては承知をしてないという答弁をいただきました。

マラソン大会、規模の差があっても、どこの大会も、業務的には同じようなことをするのではないかなというふうに思いますし、宿毛市が初めて取り組もうとしたときに、先進地の調査も、事務局ではいたしております。

そういうことで、各地の取り組みを承知してないという部分について、私、非常に疑問を持つわけでございます。大会をしようとするならば、各地のいろんな御意見も参考にしながら、それこそ先ほど言いましたように、PDCAをしていくというのが、継続をして取り組もうとするならば、そういうことをすべきではないかなという思いがいたします。

各地の大会の取り組みについて、承知をしてないという部分についての答弁を求めます。

○議長（今城誠司君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） お答えをいたします。

確かに議員のおっしゃるとおり、いろいろな角度から大会運営については、調査研究をしなければならぬというふうには承知はしておりますけれども、全ての大会について、承知をしているわけではございませんので、本大会について、参考になる、あるいはそのことについて承知をしていないということで、認識をしていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） 次は、年度末の開催は困難であるということに対して、お伺いをいたします。

3月の実施が、年度末や異動の時期と重なり、多くの団体に多大な負担をかけており、継続していくための大きな課題となっていますという答弁があります。

異動時期と重なっているのは、どのような団体であったのか。また、多大な負担をかけているのは、具体的にどのような負担をかけているのか、教育長の答弁を求めます。

○議長（今城誠司君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） お答えをいたします。

3月が異動の時期であり、運営に困難があると答弁をさせていただいておりますが、実際のところ、これまでも何とか運営ができておりますので、必ずしも不可能だというわけではないかとは思いますが、大会の運営については、前日の受付と大会当日だけではなく、年度当初から準備を進め、特に1週間ぐらい前から、大会に向けて、大会に利用する体育館などの会場準備を進めなければなりません。

その準備の体制づくりにおいて、年度末の時期と議会も重なり、職員の配置には支障を来しておりました。

また、学校現場におきましても、卒業式や年度末の書類作成などがありまして、大会当日の生徒の動員や、引率教員の決定についても、大会ぎりぎりであれば決定ができないなどによりまして、実施体制の各配置先への決定がおくられる状況がありました。

また、各種団体に動員の人数を割り当てをさせていただいても、その人数どおりの動員が、なかなかできにくい状況でもありました。

このような現状により、3月の開催には、運

営に課題が多いと考えております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） 今、教育長のほうから、異動時期と重なり、大変難しいという答弁ではございましたけれども、四万十桜マラソンは、4月の初旬に、毎年、開催をされております。

私は、異動時期に開催するより、異動後に開催をする、こういうことのほうが、大変厳しい状況ではないかと、私なりには考えておるところです。

異動の発表があつて、新しい職場についている方も、わずか1週間ぐらいで、この四万十マラソンに事務局として参加するというようなことで、異動前より異動後の開催が非常に厳しいと。

しかし、四万十桜マラソンは、そういう状況でも継続をして取り組んでおるといふ実態があるわけでございます。

今、教育長が言われる異動時期と重なっているので、という理由について、理解がしにくい部分がございますので、この点について答弁を求めます。

○議長（今城誠司君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） お答えをいたします。

四万十桜マラソンが、どのような形で実施をされているのかということにつきましては、私も承知をしておりません。

ただ、宿毛マラソンにつきましては、市当局が事務局並びに準備等に携わっておりますので、その点につきましては、先ほど、答弁を申し上げましたように、市の職員並びに教職員と、あるいはボランティア等に参加をしてくださっている方々の動員が、なかなか難しいと、そういう理由でございます。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） 今、市の異動とか、教職員との絡みもあったわけですが、このマラソンの問題、実行するに当たって、教育委員会と市内の校長会、定期的に関わっておると思いますけれども、どのような要請をし、どのようなことがなされたのか、お伺いします。

私の聞く範囲では、校長会の中でも、この問題について、余り話されたことがなかったように私は聞いておりますので。それどころか、中止を決定したことについて、驚いている校長さんもたくさんあったというお話も聞いておりますので、教職員の異動との絡みもあろうと思っておりますので、答弁をお願いします。

○議長（今城誠司君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） お答えをいたします。

校長会等につきましては、その都度、いろいろな案件につきまして、報告をしておりますし、校長先生方の御意見も拝聴させていただいているところです。

したがって、この花へんろマラソンにつきましても、校長会等で参加の要請も行ってまいった経緯もございますし、議員のおっしゃるように、中止について驚いたというような御意見は賜っておりません。

ただ、先ほど来申し上げておりますように、なかなかの、学校現場では事務量でもございますので、当初、参加をいただいた学校におきましても、近年では参加を見送ったり、教職員の方々の、役員の参加も滞っておるような状況でございました。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） この関連する問題の最後ですけれども、今後の取り組みについての課題であります。

3月の議会で、教育長は、宿毛市の充実した体育施設の有効活用と、これまでの貴重な経験

を生かしていくために、本年度においては、新しい種目を検討し、取り組みを充実しようと考えておるといふふうに答弁されておまして、まさに発展的な中止であるという答弁をされました。

しかし、私としては、大会の中止をする場合に、来年度からは、いわゆる25年度からは、マラソン大会以上の効果がある、こういう大会を行いたいというふうに、具体的に計画を明示すべきではなかったかなという思いがいたします。

25年度は空白になるということで、こういう大会をしていくから、マラソン大会は中止をしていくというのが本来の筋じゃなかったかというふうに思います。

このことについて、教育長の答弁を求めます。

○議長（今城誠司君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） お答えをいたします。

まず、中止を決定してから、新たな競技を模索するのか、中止を決定する前に、次に取り組むものを決定しておくのかは、それぞれのお考えがあるとは思いますが、今回は、花へんろマラソンの実行委員会においては、花へんろマラソンの継続を模索しながら検討していき、最終の意見として、新たな競技を模索すべきではないかとなったもので、それを受けて、本年度中に新たな競技を検討しようとしているものでございます。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） それでは、大会を継続するためにはどうするか、どうしたらいいのか、どういう取り組みをすべきじゃないか、そういうふうに、実行委員会の中で継続に向けた取り組みは、協議はなされたのかどうか、お伺いをいたします。

○議長（今城誠司君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） 先ほども御答弁させていただきましたように、小委員会並びに実行委員会の中で、重々に御意見を拝聴し、継続していく御意見の方、それから中止をする御意見の方、いろんな御意見を拝聴した中で、決定したものでございますので、当然、議員がおっしゃるような、継続を求めるような御意見もございましたけれども、最終的に、実行委員会の中で、今回をもって見直しをしていくと、こういう採決をさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） これからは、継続してもらいたい、そういう思いの中で答弁を求めますけれども、教育長からは、よりよい返事は、余り期待はいたしておりません。

大会を開催することにより、経済的な波及効果であるとか、いうことを求めるのは、大変、重要なことであると思いますけれども、それ以上に、教育長に問いたいのは、教育委員会としては、マラソン大会を開催することによる生涯学習や学校教育に与える効果について、目を向けるべきではないでしょうか。

実際に、大会に参加をした選手から届けられた、ボランティア活動に対する数々の絶賛する生の声や、現場の教育関係者から私のところに届いた声は、子供たちが大会を通じて取り組んだことが、学校での学習活動をする中において、素晴らしい教育効果がもたらされているというお話もお聞きしました。

高知新聞の読者の広場に掲載された4月25日の山本明美さんの声や、6月7日の松田川小学校6年生の竹松和加葉さんからのボランティア活動に対する御意見に対し、目に涙が出るほど感動いたしました。

経済的な効果は2.7倍と少ないかもしれませんが、宿毛市のPRに多大な貢献もし

てまいりました。

先ほど申し上げましたように、宿毛で開催される他のイベントに比べても、大変、素晴らしいものがあり、市民の中からも中止を惜しむ声が上がっております。

5年前に種をまいたマラソン大会でありますけれども、少しずつではあります、市民の中から芽が出て、素晴らしい花が咲こうとしております。

宿毛花へんろマラソン大会が、まさに子供からお年寄りまでの生涯を通じた素晴らしい学習の実践の場となっているのではないかと思います。

教育委員会が、本年度の教育方針の中で示されております生涯学習は、学校教育の教育目標を实践する素晴らしいこの大会が、学習の場となっております。宿毛市における教育活動の中で、生きた教材となっているものでございます。

宿毛市並びに市民にとって、大変重要なイベントであると思います。今、ここで中止することは、本当に、何回も言いますが、もったいないことでもあります。

そうした教育的な観点から、大会をさらに継続して取り組むことが重要ではないかと考えますけれども、こういった観点での教育長の答弁を求めます。

○議長（今城誠司君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） お答えをいたします。

マラソン大会が、生涯学習や学校教育に与える効果が大きいのではないかと、そういう御質問でございましたが、マラソン大会に限らず、スポーツの大会等に直接触れることは、教育的な効果が大きいと考えております。

また、教育活動にとどまらず、各種大会の運営や、ボランティアでの参加につきましても、情操教育の上でも効果があると考えております。

ただ、マラソン大会に限らず、子供たちがさ

まざまな大会や、イベント等に参加することによって、教育的な効果が図られるような取り組みを、今後も継続してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） 今、教育長答弁されたわけですが、それは、私も理解はいたしております。

けれども、このマラソン大会を継続して、この5回までやることによって、そういう若い小学生の皆さんが、ボランティアに対する意識を変えたとか、いう部分があって、そしてまた、市民総参加の中で、それぞれ温度差はあることは、十分承知をいたしております、地域ごとによっては。

けれども、市民総参加の中で、このマラソン大会をすることによって、来る人も喜び、またボランティアをする人も、大変、評価をされ、嬉しかった。そしたら、また次からこういうことについて、積極的に参加をしていこうと、そういう芽が出てきたということで、大事にしながら、継続していくのが、このマラソン大会における価値観かなという思いがいたしましたので、そのことについて、答弁あれば答弁をお願いします。

○議長（今城誠司君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） お答えをいたします。

松浦議員のおっしゃるとおり、いろんなイベントに子供たちが参加することそのものについては、大変、意義のあることでありますし、御助言いただいたことについては、今後とも十分に検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） もう残り少ないわけですが、

いろいろ、私もこの質問をすることについて、いろいろお話をしてきた経過があるわけですが、やはり大会を継続していくためには、その中心となるスタッフの、事務局の強化の問題が大変重要かなというふうに思います。

この花へんろマラソンを見た場合に、生涯学習課に過大な負担がかかっているというふうに、私は思っております。

ちょうどマラソン大会をするときには、日生とか大学、社会人が宿毛にキャンプに訪れるということで、また忙しいことに拍車をかけている実態もあるわけでございます。

それで、宿毛市にとって、野球とかサッカー、陸上を初め、各種のスポーツ団体の活動は活発であり、交流人口に対し、大変大きな貢献をしているのは御案内のとおりであります。

今後、さらに宿毛市総合運動公園の施設を積極的に活用し、スポーツの振興を図り、まちづくりを推進しようとする3月議会の答弁があったわけですが、ぜひ事務局体制の強化を図るという観点からも、スポーツ振興課等独立した部門を設置することを真剣に考えるべきじゃないかなという思いがいたします。

市長並びに教育長の所見をお伺いいたします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

質問がございましたスポーツの振興を図る、独立した部署の設置についてですが、3月議会でもお答えしたように、現在の体制でも、一定の成果を上げているとは考えております。

しかしながら、議員の御指摘いただいているように、花へんろマラソンの実施につきましては、担当課であります生涯学習課においては、キャンプシーズンと重なり、業務が集中してきたことは感じておりました。

今後、新たな展開の経過も見ながら、関係各署と協議をしてまいりたい、このように考えて

おります。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） お答えをいたします。

スポーツ振興を図る上でも、組織の強化につ
きましても、今後、市長部局とも十分に協議を
させていただきまして、検討してまいりたいと
考えております。

以上です。

○議長（今城誠司君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） 市長にお伺いしますが、
3月に一般質問をしてから今日まで、3月の議
会では、教育委員会とも協議をしながらという
答弁があったと思いますが、この問題について、
3月の議会以降、教育委員会と協議をしたこと
がありますかどうか、その点お伺いします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

それぞれ、この問題に関しましては、教育長
といろんな論議をしてきた経過がございます。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） 議事進行もかかりまし
たので、その趣旨で最後の質問にさせていただ
きます。

ここで市長に、最後になりますけれども、提
案をさせていただきながら、市長の所見をお伺
いをいたします。

宿毛市は、これまで5回のマラソン大会を経
験しましたが、これまでの経験やノウハウを生
かし、名称や事務局体制等、リニューアルしな
がら、せっかくここまで盛り上がったマラソン
大会を、発展的に、継続して開催していく努力
をすべきじゃないかというふうに思います。

名称についての提案でありますけれども、こ
れまでの花へんろマラソンもいいわけですが
ども、この際、間寛平マラソンに変更すること

を、私としては提案をいたします。

御案内のとおり、間 寛平さんは、宿毛市の
市民栄誉賞を受賞した方でもありますし、前人
未到のアースマラソンをなし遂げた方でもあり
ます。まさに宿毛市民の誇りであります。

間 寛平さんは、御承知のとおり、自身のふ
るさであります宿毛でのマラソン大会につい
ては、大変、好意的でもあり、継続して開催す
ることを強く望んでいます。

このように、間氏の冠をつけることにより、
彼のすばらしい偉業を末永くたたえ、後世に彼
の名前を残すことができます。

このことにより、宿毛での大会の開催も知名
度が上がり、今まで以上にアピール力の高いも
のとなり、参加者の増加につながるものと、私
としては考えます。

また、市民の中から芽生えたボランティア精
神を大切にしながら、市民ボランティアの養成
に努め、より市民に溶け込んだ大会とすべきで
はないでしょうか。

そして、事務局体制を見直し、強化すること
で、一部の職員に無理のいかない運営体制の確
立をどうすればできるのか、検討をすべきであ
ります。

多くの市民の思いを真摯に受けとめて、まさ
にこのマラソン大会を、市民総参加の大会とし
て継続すべきであると思います。誰が決めるん
ですか、市長でしょう。いつ決めるんですか、
今でしょう。市長の力強いリーダーシップをも
って、力強い答弁をお願いいたします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

3月の第5回大会の開会式では、間 寛平さ
んから、次年度以降の大会中止について、非常
に残念である。何とか継続はできないかとのお
話をいただきました。

もし変更するのであれば、競技については、

自分も考えていることがあるので、相談をしていただきたいと。競技タイトルについても、「寛平」の名前をつけていただいてもよいと、ありがたいお話もいただいております。

3月議会で表明しましたように、実際の実行部隊である実行委員会の判断は重視すべきだと考え、花へんろマラソンは見直しをすると表明いたしておりました。

その後、大会が行われた後、ランナーや市民から、開催での高い評価を受け、市民からは存続を願う声が高まってまいりました。

私としては、こういった意見も参考にしながら、今年度中にどのような競技を実施していくのか、検討していきたいと考えております。

松浦議員が御指摘のように、今までの大会開催の経験を生かし、間 寛平さんの御提案もいただきながら、新たなスタートとの認識で、市民をあげての競技大会を実施していきたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） 質問させていただきませんが、新たな競技ということで、マラソン大会の継続については、頭の中にはないということでもありますかね。答弁をお願いします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

3月議会では、あのような答弁、見直しをするという形で答弁をいたしておりました。しかし、その後のいろんな角度からの、この大会の存続を願う、継続を願う、そういう声が市民、あるいはランナーの皆さんからもお寄せいただいております。

そのことは、十分、私も重要なことだというふうに判断をしております。

しかしながら、現段階で、実行委員会が見直しをすると決めた形での実行委員会の今の形に

なっておりますので、実行委員会の決定を、決定と申しますか、意見を私がここで覆して、継続をしますということは、私は、これは正しい選択ではないと思います。

しかしながら、今までの議論も含めて、市民の皆さんが、このマラソンの大会を継続をしたいという、非常に強い願いが新たに出てまいりました。

私も3月議会以降、認識を新たにしております。ですから、このような形の中で、次年度、今年度、私としては、このような、当然のことながら、市民の皆さんのこのような熱い思いのあるマラソンも、私としては、その開催種目の一つとして、さらにほかのことも含めまして、大会運営のあり方、あるいは市民の皆さんが、今までのお話聞いております中では、同じ形で、同じように実行委員会がこれを開催せよとは言ってきておりません。自分たちも、さらにステップアップして、支援もし、いろんな形でできる範囲を広げながら、市民総参加のマラソン大会をしたいというふうに言ってきております。

ですから、私はそのようなところを、皆さんと議論もしながら、しかしながら実行委員会の決定もありますので、そこで具体的な評価、検討をしながら、私としては、自分の思いを、今後さらに、実際にどういう形にするか、今年度をかけながら検討していきたい。

私の思いとしては、そのように強い思いがあると。しかし、組織決定をしているこういう形の中で、今、私がすることについては、非常に大きな、私は問題もあると、自分自身として、そのように思っておりますので、このような答弁になっておりますけれども、そのような点を御理解をいただきたい、このように思っております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） これで一般質問を終わりますけれども、市長、そういう強い思い、腹の中にある思いも、ぜひリーダーシップを発揮して、教育委員会並びに、中心となる事務局の皆さんと協議をしながら、より発展をした、こうした大会になるよう、格段の努力をお願いをいたしまして、一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（今城誠司君） この際、午後1時10分まで休憩いたします。

午後 0時06分 休憩

午後 1時10分 再開

○議長（今城誠司君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） 6番、野々下でございます。通告に従いまして、一般質問を行います。昼下がり、眠たい時間でありまして、市長には明確な答弁を、よろしく願いをいたします。

まず、初めに、本市の観光行政についてでございます。

大島公園の開発計画について、お尋ねをいたします。

この問題につきましては、昨年の3月議会において、同僚の浦尻議員より質問がなされております。そのときの答弁の中で、少し私、気になった部分がありましたので、再度、お尋ねをいたします。

平成5年に、都市計画法に基づく国の認可を受け、咸陽島公園を含めた都市公園としての整備計画をしていたけれども、平成14年、高知国体開催に伴い、本市競技会場の重点整備が必要になり、平成12年度末で事業は休止し、現在に至っていると。

大変、本年もきれいに桜が咲いておりまして、

私も花見をしたところでございますが、観光地の少ない本市にとっては、開発しただけでは、咸陽島、だるま夕日とあわせて、大変、重要な観光資源となろうと考えます。

この市長の言われた全体計画、都市計画事業の見直しとは、何をどのように見直して、どのような大島公園の開発計画を考えているのか、まず伺います。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） 6番、野々下議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、観光行政についての、大島桜公園の開発計画についての質問でございます。

昨年の3月議会において、大島桜公園の総合的な整備について答弁をした中で、全体計画、そして都市計画事業の見直しとは、何を、どのように見直すのか、どのような大島桜公園の開発を考えているのかとの質問でございます。

この全体計画、都市計画事業の見直しと言いますのは、宿毛市全域における都市計画区域内の都市施設を見直していくとのことでありまして、大島桜公園整備事業と、平成5年に都市計画決定され、休止中の大島公園を、個別に整備するものではなく、都市計画法にて計画決定された大島地区の総合的な公園として見直しをする中で、公園整備計画を策定することとしています。

具体的な整備計画については、大島公園だけでなく、市内全体の公園整備の策定をしなければならないため、関係機関と検討、協議をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） 市長の言われる都市計画事業の見直しというのは、市全体の施設の見直しということでございますが、それで、市長もよく御存じだと思いますが、市長も市民の

皆さんによく、この問題はよく問われます。

駐車場やトイレ、もう少し遊歩道がきれいにならないかとか、街灯をつけたらどうかとか、そういう整備、また東側の植樹地への遊歩道がない等々言われることですが、今言われた、新たな都市公園計画として立ち上げて、その中で整備を進めていく、改めて進めていけるといような認識でよろしいのでしょうか。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

宿毛市桜の里推進委員会、推進協議会の委員の皆さんから、桜公園については、いろいろな意見をいただいております。

先ほど申し上げましたように、都市計画法にて計画決定された公園として、大島地区の公園整備を含む市内全体の整備計画の策定作業を、先ほど言われました駐車場、トイレ、大島公園におきましては、遊歩道や街灯などの整備等、今後、具体的に計画を策定をしていきたい、このように考えております。

○議長（今城誠司君） 6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） 今後、具体的に計画を立てていくということでございますので、市民のためにも、少しでも前に進むように、よろしくをお願いをしたいと思います。

次に再質問を行います。

この咸陽島公園について、維持管理についてでございますが、桜の里推進事業の議事録を見ますと、平成16年ごろまで、下草刈りや維持等の管理について、植樹された方や、ボランティアで行っていたようではありますが、以後は業者への委託により、年1回の下草刈りだけとなっております、夏場はとても遊歩道を歩ける状態ではなくっております。

私も今議会の前に、2回ほど上まであがってみましたが、途中から四駆の軽トラが進めないような状態ほど草が伸びておる状態であります。

2回目に行ったときには、マムシも出ておりまして、非常に危険だなと感じるような状態がありました。

この維持管理については、市民の皆さんに呼びかければ、ボランティアでこういう整備に参加したいという方もいるのではないかと。

例えば、区割りをしたり、班や地域の皆さんの公園として整備に参加してもらえれば、業者委託とあわせて、年間を通じて維持ができるのではないかと。また、遊歩道として歩けるぐらいの維持は可能になるのではないかと感じますけれども、市長の所見を伺います。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

私もことしになりまして、2回ほど桜公園、視察がてら訪ねたことでございましたけれども、ボランティアによる大島桜公園の一斉下刈りにつきましては、平成20年度までは、宿毛市桜の里推進協議会として、事業計画を立てて、取り組みをしてきました。

ただ、議員が言われますように、平成16年度以降20年度までの5年間については、事業計画は立てたものの、悪天候のために作業を実施できていないものでございます。

平成21年度以降は、植樹した桜も一定の成長をしたこともあり、業者委託による下刈りだけとし、ボランティアによる一斉下刈りは実施していない状況であります。

そのような経過があることから、議員が言われるような、ボランティアによる公園の維持管理につきましては、宿毛市桜の里推進協議会と十分協議をして、検討していきたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） ぜひ、十分、協議をしていただいて、年間を通じて、遊歩道を歩け

るぐらいな維持管理をしていただきたいと思いますので、その点について、よろしく願いをいたします。

続いて、2番目のがん予防対策でございますが、最近、胃がんリスク検診とピロリ菌除菌についてということでございますが、胃がんとピロリ菌の関係が、最近、明確になってきたということで、よく新聞で見かけるようになりました。

そこで提案をしたいのですが、胃がんについて、早期発見・早期治療のために、胃がんリスク、ABC検診の導入を提案をしていきたいと思っております。

現在、胃がんは年間約11万人が発症し、5万人の人が亡くなっております。

胃がんについては、特徴がありまして、世界で亡くなる人の56%が日本と韓国と中国に集中しておりまして、東アジアの地方病と言われているようであります。

そして、最近になって、胃がんの原因は95%はピロリ菌であることが判明をいたしました。つまり、胃がんとはピロリ菌の感染が原因で起こるということでもあります。

このことについて、ことしの2月18日に厚生労働省が、秋野公造議員の質問に対して、ヘリコバクターピロリ菌の感染の発がん性においては、十分な証拠があるという国際がん研究機関の見解があると承知していると、胃がん検診におけるヘリコバクターピロリ菌の検査のあり方について、検討してまいりたいということで、この数字には根拠はあります。

この菌の感染は、生まれてから約10歳ぐらいまでに感染をするそうでありまして、現在の全国での感染率というのは、10代では10%以下、非常に低い状態だそうです。50代では約50%、60代では80%の方が、感染をされていると言われております。

この胃がん率検診の検査方法は、採血による血液検査法でありまして、胃がんそのものを診断するのではなく、胃がんになりやすいかどうかを診断し、胃がん発症リスクの高い人に対して、ピロリ菌の除菌や、定期的な精密検査を進めるというものであります。

この検査方法は、従来のバリウムを飲むレントゲン法と比べて、食事の制限もなく、わずかな採血、血液をとるだけで診断が可能であり、早期胃がんの発見率が高いことや、検査を受けやすく、多数の検診が可能になること。

そして、検査費用は非常に安価であることが特徴とされております。

そして、検査の結果、胃の中の粘膜の萎縮がなく、ピロリ菌にも感染をしていない人をAタイプ、萎縮はないが、ピロリ菌の感染が判明した人をBタイプ、そして萎縮があり、ピロリ菌にも感染している人をCタイプとしております。

胃がんなどの発症について、Aタイプの方は、発症率が非常に低い。または、Bタイプの方も、ピロリ菌の除菌でかなり低くなると言われております。そして、ポイントとなるのは、全体の3割といわれるCタイプの人で、胃がん発症のリスクの高さを説明をし、ピロリ菌の除菌や、定期的に内視鏡の検査を受けることで、胃がんを大きく減らすことができると、可能だと言われております。

群馬県の高崎市では、平成18年度から胃がんリスク検診を、医師会独自の検査として行っておりまして、二十歳になったときに、二十歳のピロリ菌検査ということで、自己負担ゼロで検査を受けて、ピロリ菌感染の有無を調べるとされております。

そして、40歳から5歳ごとに70歳まで、500円の自己負担で検査を受けられるという方法になっているようであります。

手軽さが受けて、多くの方が受診をしている

と伺いました。そして、自分が胃がん発症の因子を持っていること、胃がんリスクの高いことを認識することで、以後の定期的な検診や、ピロリ菌除菌の治療をする市民がふえているとも伺いました。

そこで、本市においても、胃がん対策として、こういった胃がんリスク、ABC検診を制度として導入してはと思います。所見を伺います。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

胃がんリスク検診の導入についての御質問でございます。

本市では、がんの予防及び早期発見の重要性を強く認識しており、健康増進法に基づき、国が定めるがん検診実施のための指針、いわゆるガイドラインに従って、各種がん検診を推進しております。

このガイドラインは、がんによる死亡率を低下させるための有効性が確立された方法を、国として推奨しているものであり、本市のがん検診におきましても、40歳以上の方を対象に、バリウムによる胃のX線検査を市内各地区で実施しております。

御提案いただきましたピロリ菌検査や、その除菌につきまして、厚生労働科学研究でのその研究が進められているところであり、その有効性等につきましても、国の研究活動の中で、確認されているものと考えております。

市といたしましては、その情報収集に努めるとともに、それら研究結果を踏まえ、国が新たな方針を示した際には、それに従って、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） 国の研究結果を踏まえて、国の方針に従って取り組んでいくということでございますので、どうか前向きに取り組

んでいただきたいと思います。

一つ、静岡県の藤枝市というところを紹介しますと、本年度から、簡単な血液検査によるピロリ菌の胃がんリスク判定を導入いたしました。従来のがん検診、バリウム検診を段階的に廃止していくということを決めて、今年度から取り組んでおります。

このように、市が医療機関に支払う委託料も、5分の1になるようでありまして、よく検討していただいて、本市でも一人でも多くの市民の健康を守る取り組みをお願いをしたいと思えます。

次に、次の質問に移りたいと思えます。

ワクチン検診による子宮がん予防についてでございますが、20代、30代の若い女性にふえている子宮頸がんの予防ワクチンが、本年4月から、定期接種化にされることになりました。

子宮頸がん対策が大きく前進することになりました。3回の接種で、約5万円かかるワクチン費用の9割までが、国で負担することになりまして、子宮頸がんは予防できるがんですが、現在、年間1万5,000人の女性が発症し、3,500人が亡くなっているという状況でございます。

それだけに、ワクチンの定期接種化は大きな前進と言えます。

乳がん、子宮頸がんでは、2009年より検診の無料クーポンを実施してきましたけれども、この受診率向上について、どのように結びついてきたのか、伺いたいと思えます。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

がん検診無料クーポンによる受診率向上についての質問であります。本市におきましては、子宮頸がんを初め、乳がん、大腸がんの検診無料クーポン券を、特定の年齢に達した方に対して配布する、がん検診推進事業を、国の補助金

を活用して実施をいたしております。

子宮頸がんにつきましては、その年に20、あるいは25、30、35、40歳に達した方々を対象に、クーポン券を送付するとともに、広報すくもにも、当該事業のお知らせを掲載して、市民の皆様に対する周知を行ってまいりました。

受診状況につきましては、無料クーポン導入前の平成20年度の子宮頸がん検診受診者数404人に対して、実施初年度となる平成21年度には、669人が受診し、以降、大幅な増加はないものの、平成23年度においても、639人の方が受診しております。

中でも、39歳以下の若年層の受診者が大幅に増加しております。他のクーポン配布対象がん検診でも、同様に増加結果となっていることから、事業実施による効果は出ているものと考えております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） 再質問を行います。

大腸がん、乳がん、それぞれの検診で、クーポン導入による効果が出ておるといことでございますが、特に低年齢では、受診率が20倍近く延びているとお聞きをいたしました。

それでも、全体の受診率は20%台ということもお伺いをしました。この受診率を高めるためには、例えば、コール・リコール制度の導入、これは個別受診勧奨ということですが、無料クーポンなどで案内したにもかかわらず、受診しない人に対して、手紙や電話などで、改めて踏み込んだ案内をする制度ですが、この制度は、イギリスでは、この制度導入で40%だった受診率が、80%を上回ったという報告がございます。

本市も、このような取り組みの状況について、伺いたいと思います。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

現在、無料クーポン配布対象者のうち、未受診者に絞った、再受診勧奨は実施しておりませんが、今年度からがん検診受診促進事業を、県の補助金を活用して実施することとしております。

この事業により、40歳に達した方々に対して、肺がん、胃がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がんの各がん検診の啓発チラシと、受診勧奨通知を送付するとともに、40歳から69歳未満の方のうち、がん検診未受診者に対しましても、啓発チラシと受診勧奨通知の送付を行うことといたしました。

子宮頸がん検診無料クーポン配布対象者の未受診者に対する受診啓発や、勧奨方法についても、引き続き、研究、検討を行い、受診率の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） 受診率の向上に努めていただきたいと思います。

次の質問でございます。

子宮頸がんは、子宮の入り口である頸部の上皮に発がんするがんで、ヒトパピローマウイルスへの感染が主な原因と判明をしております。

子宮頸がんを予防する基本的な流れは、12歳から15歳を対象に、ワクチン接種、20歳から毎年の検診、細胞診、30歳から細胞診プラスヒトパピローマウイルス検診。陰性であれば、3年に1度の検診で、ほぼ100%予防できるとされております。

厚生労働省は、2013年度から子宮頸がんの検診の制度を上げるために、従来からの細胞診に加えて、HPV、ヒトパピローマウイルスの検査を併用したモデル事業を実施することになりました。

そこで、特に子宮頸がんの予防対策のために、ワクチン接種と、細胞診とヒトパピローマウイルス検診の二つを組み合わせた予防検診の実施の取り組みについて、伺いたいと思います。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

子宮頸がん検診における細胞診とHPV検診の併用事業は、国の検証事業として、今年度から無料クーポンがん検診事業に加えられ、罹患率の高い30歳、35歳、40歳を対象に実施される計画となっているものです。

本市としましても、子宮頸がんの予防及び早期発見に資するものであるととらえており、国に対し、事業実施の希望をしているところであります。

国において、検証事業実施の準備が整い次第、本市の検診事業に取り入れてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） 二つを併せた検診を、本市も取り入れていくということですので、よろしくをお願いしたいと思います。

次の小さい項目の3番目です。

この問題につきましては、子宮頸がんワクチンを接種した東京杉並区的女子中学生に、重い副反応が出たとの一部報道をきっかけに、同ワクチンの接種を不安視する声が、テレビや新聞等で報道されておりましたが、この問題については、一昨日、6月15日、厚生労働省より発表がありまして、副作用の解明ができるまで、接種勧奨を中止するとの報道がございましたので、この質問についても、控えたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

次に、南海トラフ巨大地震についてお尋ねをいたします。

5月に発表された被害想定に対する本市の取

り組みでございますが、昨年3月31日、国・県津波浸水新想定が発表されて、5月には被害想定も発表されました。

被害想定では、本市の市街地のほとんどが2メートルを超えて沈降し、5,700棟の建物が倒壊し、2,600人の死者が出て、1日目に1万4,000人の方が亡くなり、1カ月後には避難者は1万5,000人増大するというような、衝撃的な数字が発表になりました。

本市の災害時の避難計画は、現在、自主防災組織へ丸投げという形になっておりますが、市民の生命、財産を預かる行政としての地域避難計画、地域防災計画は、いまだ示されておられません。多くの自治体では、あらゆる取り組みが既に始まっております。

隣の黒潮町でございますが、人口は1万3,000人足らずの町ですが、61地区のうち40地区の4,600世帯、約1万人が津波の浸水区域であります。

その浸水区域の個別避難カルテルをつくり、行政と市民、住民が一体となって、一人も漏れなく、個としての、その地域の一人一人が、完全に命が守られる、避難できるというような取り組みが、出発をしております。

全283班が、この津波避難区域が相当するらしいですけれども、このワークショップを繰り返しながら、283班が完了するまでには、来年1月までほとんど毎日、ワークショップを開いて、その地域の人たちが命を守っていく、そういう話し合いがなされているそうであります。

このように、黒潮町の取り組みが早く出発しておりますけれども、本市の取り組みはどうなっているのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

南海トラフ巨大地震被害想定に対する本市の

取り組みについての地域防災計画についてでございますけれども、東日本大震災や南海トラフ巨大地震の新想定などを受けて、全面的で大幅な見直しとなったことによりまして、現在、資料収集や事項確認などを行っております。

今後、高知県地域防災計画などの各種計画との整合性もとりながら、本年の秋ごろの完成をめどに、取り組んでいるところでございます。

次に、津波避難計画につきましても、本年秋ごろの完成に向け、現在、見直しを進めております。

その中に位置づけられております地域津波避難計画、あるいは地域津波避難マップ及び地区別避難計画につきましては、今後も各地区等におきまして、細部の確認をしていただくこととしております。

また、このたびの被害想定を受けまして、今後、長期浸水対策に向けての県との協議や、高台の整備等を計画しておりまして、知事へも、これらを含めた防災対策についての要望を行う予定でございます。

なお、被害想定では、衝撃的な数字が算出されておりますが、迅速に避難を開始することや、住宅の耐震化、避難路整備などを図ることで、被害を最小限に抑えることができます。そのためにも、地域防災計画や、津波避難計画が実効性のある計画となるよう、南海地震対策により一層、取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） 再質問を行います。

いろんな事情はあろうかと思いますが、秋には計画もでき上がるということでございますので、早期の取り組みをよろしくをお願いをしたいと思います。

市街地のほとんどは、2メートル以上沈降し、最大浸水深は6メートルから7メートルとなる

中で、市民が命を守るためには、それ以上、高いところへ避難等もしなくてはなりません、昨年の3月31日の津波浸水新想定以降、津波避難ビルの指定は変わっているのではないのでしょうか。

変わっているのであれば、早急に市民に示す必要があろうかと思いますが、またあわせて、避難ビルのない地域への取り組みはどうするのか、伺いたいと思います。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

まず、避難ビルにつきましては、現在、30カ所の指定をしております。また、避難ビル屋上への外付け階段設置につきましても、近々、宿毛市総合社会福祉センターに設置する予定となっております。さらにJA宿毛支所への設置も検討しているところでございます。

見直し等につきましても、新たな想定に基づく避難場所の、避難ビルの指定についても、再検討をしまっているところでございます。

次に、避難タワーについてでございますけれども、まず、避難ビルでの対応を優先しているため、現段階で、具体的な計画はございませんが、今後、さまざまなケースを想定する中で、建設の是非を検討してまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） この新想定のための避難ビルの指定ですが、市民に周知がまだされていないと思います。どのビルに、どのように避難したらいいのか、この市民への周知はどのようにしていくのか、お尋ねをいたします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

その周知の方法等につきまして、担当課のほうがより答弁をいたさせます。

○議長（今城誠司君） 危機管理課長。

○危機管理課長（楠目健一君） 危機管理課長、野々下議員の一般質問にお答えいたします。

周知の方法につきましては、現在、ホームページで行っておりまして、再度、見直しもしまして、ホームページを変更したいと思います。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） 見直しされた避難ビルをホームページで紹介しているということでございますね、はい、わかりました。

続いて、4番目の災害基本法の改正と本市の取り組みについて、伺いたいと思います。

今年の4月12日に、東日本大震災から得た教訓を生かして、災害対策を強化する災害対策基本法改正案が閣議決定をされております。

改正のポイントの一つは、災害が発生し、自治体の業務追行が困難になった場合、自治体が変わって、被災者の救助活動や道路の障害物除去などの応急措置を、国が代行する仕組みを創設をするということでもあります。

東日本大震災では、庁舎が津波に流され、職員の多くが犠牲になった自治体もあり、自治体が被災したために、義援金の多くは被災者のもとに迅速に届かなかつた。こうした緊急事態への即応力の強化を、ここで示しておりました。

そして、そこで災害時には、自治体が致命的な緊急事態に陥ることも予想されるわけですが、そのような場合の自治体の業務追行、事業継続にどのような対策をしているのか、伺います。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

業務追行につきましては、大規模災害によって、自治体の機能が著しく低下した場合、国が応急措置を代行する仕組みの創設は、非常に有効であると考えておりまして、現在、国土交通省四国地方整備局とのリエゾン、これは災害対

策現地情報連絡員のことでございますが、協定を締結しているところでございます。

しかしながら、そのような事態にならないためにも、事業継続につきまして、本年度、BCPや初動対応マニュアル、及び避難所運営マニュアルの作成を予定しておりまして、大規模災害発生時に、行政機能が麻痺することのないよう、対策を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） 今年度、BCP業務継続について策定をしていくということですが、このBCPについては、2001年アメリカの同時多発テロで、BCPを策定をしていた企業の業務再開が早かったことから、欧米で普及が進み、日本でも策定する企業がふえてきたという経緯でございます。

東日本大震災では、BCPが効果を発揮をいたしまして、被害を軽減し、業務の早期再開ができた企業が多くあると言われておりますが、その中の一つに、デスクトップパソコンを製造する富士通アイソテック福島伊達工場が被災をした際に、この生産ラインが停止したものの、2007年に策定したBCPをもとに、震災後12日後には、島根県の島根富士通で製造を開始し、中断期間を最小限に抑えることができたという報告をされております。

そして、BCPをもとにした訓練を、被災前の3カ月間に行っているところ、また6カ月以内に行っているところ、また全然行っていないところでは、業務の再開に大きく、東北でも差があったことは報告をされております。

このBCPをもとにした訓練について、本市では、取り組みはどのように計画しているのか、お伺いをいたします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

BCPに限らず、防災訓練にしましても、日ごろから実践しているものと、していないのでは、災害時の対応や、そして復旧復興への影響も非常に大きいと考えております。

このため、BCPや初動対応マニュアルの作成後は、定期的に訓練を実践するなど、計画が実効性のあるものとなるように、取り組みを進めてまいりたい、このように考えております。

○議長（今城誠司君） 6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） ぜひ実効性のあるものにしていただきたいと思っております。

二つ目ですが、災害弱者、災害時要援護者の対策の強化ということが載っております。

有病者や高齢者、障害者などの避難支援が必要な人の名簿作成を、市町村に義務づけられました。本人の同意を得た上で、消防などの関係機関に、あらかじめ提供するとともに、災害発生時には、同意がなくても必要な個人情報を提供できるとしてあります。

災害では、自力で避難できない要援護者が犠牲になる割合が高いのは言うまでもありませんが、近年の大規模災害における死者、行方不明者のうち、60歳以上の占める割合が6割以上高くなっており、災害時の高齢者支援の充実強化は急務であることは明白であろうかと思っております。

そこで、災害弱者、災害時要援護者対策の強化、特に要援護者の名簿義務化と取り扱いについて、伺いたいと思っております。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） まず、災害時要援護者の名簿についてでございますけれども、本市では、既に宿毛市災害時要援護者登録制度実施要綱により、平成21年12月から、要援護者への直接働きかけによる同意方式等により、作成を行っております。

この名簿につきましては、災害時の避難活動

の際に活用することを目的に作成しているため、本人の同意を得て、消防などの関係機関には、あらかじめ提供しております。

さらに、平成24年3月には、宿毛市災害時要援護者避難支援プラン全体計画の作成をしております。

次に、要援護者一人一人の個別避難支援プランにつきましては、避難支援者の協力が不可欠であり、また具体的にどのように支援するのかといった課題等もございますが、車を使った避難や、地域での避難ルールの徹底、さらに他市町村の事例なども参考にしながら、災害時要援護者対策の強化に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（今城誠司君） 6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） この避難所における生活環境の整備も、同じく明記をされております。安全性を満たした施設を確保する一方、食料や医療品などを用意し、医療サービスの提供にも努めるともしております。

東日本大震災では、震災関連死の約9割が66歳以上でありました。死亡原因は、避難生活の肉体、また精神的疲労が多いと指摘をされております。

避難生活が長引くと、高齢者や障害者はもちろん、若くて健康な人でも辛いのは普通でございますが、東日本大震災の教訓を生かし、こうした点を早急に改善していくように、法案で今回、定められております。

そこで、避難所における生活環境の整備について、今後、どのような計画を本市として立てているのか、伺いをしたいと思っております。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

避難所の生活環境の整備についてでございますが、今年度、BCPや初動対応マニュアルと同時に、避難所運営マニュアルの作成も予定をし

ておりまして、今後、避難所の生活環境整備も含めた備蓄物資等の保管などにつきましても、検討をしてみたい、このように考えております。

○議長（今城誠司君） 6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） 6番、改正の三つ目でございますが、災害による住宅などの被害状況を示す罹災証明書を自治体が速やかに発行すると明記もされております。

罹災証明書は、住宅が全壊や大規模半壊など、著しい被害を受けた世帯に支給される被災者生活再建支援金を受け取る際に必要となる。東日本大震災の被災自治体では、罹災証明を発行する職員が不足したために、手続がスムーズに進まず、被災者の生活再建がおくれた。そのため専門的な知識を持つ職員の育成も、指示をされております。

そこで、罹災証明の速やかな発行のための体制づくりと、職員の育成について伺いたいと思います。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

まず、罹災証明書の速やかな発行のための体制づくりであります。

現在、見直しをしております地域防災計画や、本年度作成予定のBCPなどにより、復興・復旧への体制を明確化し、災害時にも早期に対応できるよう、取り組んでまいりたいと考えております。

次に、職員の育成についてであります。被災状況確認の担当職員は、建築士や固定資産税の担当職員が受け持つことになると思いますので、研修などへの参加や、被災自治体の事例などを参考にに取り組んでまいりたい、このように考えております。

○議長（今城誠司君） 6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） 災害時の罹災証明の

発行については、今までも何回か、私も質問してまいりましたが、被災者支援システムについてのことでございますが、再度またこのシステムについて紹介をしておきたいと思っております。

被災者支援システムは、住民基本台帳をもとに、被災者支援に必要な情報を一元管理することを通じて、災害時に迅速な行政サービスを提供できる仕組みで、3.11以降、全国の地方自治体で普及をしております。

被災者個人とともに、避難所、罹災証明の迅速な発行、緊急物資、倒壊家屋の管理、また仮設住宅などの状況を一括して把握できるというメリットはございます。

本市では、1日に1万4,000人の避難者が出ると想定をされておりました。被災後の速やかな復興のためにも、導入を提案し、所見を伺いたいと思います。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

被災者支援システムにつきましては、電算担当者によりまして、導入を検討しておりましたが、やはり専門性が高く、簡単には扱えないことに加え、専用のパソコンが必要となるため、現在のところ、導入には至っておりません。

しかしながら、今年度中には、試験的に取り入れて、実証実験を行いたい、このように考えております。

その一方で、現在、本市で使用している基幹システムの活用ができないのか。他のシステムはないのかなど、さまざまな観点から被災自治体の事例も参考にしながら、システムの構築に向け、検討をしてみたいと考えております。

以上です。

○議長（今城誠司君） 6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） 明確な答弁、ありがとうございました。

以上で私の質問は終わりたいと思っておりますが、

被災者が、被災後の速やかな復興を目指して、ぜひ、そういう視点も研究していただいて、取り入れていく方向で、お願いしておきまして、質問を終わります。

○議長（今城誠司君） この際、10分間休憩いたします。

午後 2時01分 休憩

-----・-----・-----

午後 2時11分 再開

○議長（今城誠司君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） 5番、通告に従いまして、一般質問をいたします。

初めに、宿毛市における移住対策について、お伺いをいたします。

宿毛市の人口推移を調べますと、平成23年6月の人口は、2万2,795人、平成24年6月の人口は、2万2,555人、平成25年6月の人口は、2万2,389人と、年々減少傾向にあることは、皆様も御承知のとおりですが、今の経済状況などを考えてみましても、宿毛市以外、もしくは高知県以外から宿毛市へ住んでいただく、移っていただくことが必要であるかと考えております。

高知県も、平成27年度に年間移住者500組を目指して事業を進めていくとのことですが、移住促進策の抜本強化に取り組んでいるところでありますが、本市においても、積極的に移住対策をすべきであると考えますが、市長のお考えをお伺いいたします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） 5番、岡崎委員の一般質問にお答えを申し上げます。

まず、初めに宿毛市における移住対策についての質問でございます。

御指摘のように、宿毛市の持つ魅力を、積極

的にPRし、移住人口をふやしていくことで、人口減少に歯どめをかけ、地域の活性化を図っていくことは、大変重要であると考えております。

宿毛市では、これまで、移住促進の取り組みとして、移住者の生活の拠点となります住宅の確保について、市内の各地区長の方々に対して、空き家情報の提供をお願いし、移住者等へ、賃貸や売却等が可能な住宅については、宿毛市のホームページ上で紹介しているところでありますが、現在、紹介している物件は1軒のみとなっております。

宿毛市内に空き家は一定数あるとは考えますが、移住者等への提供については、御理解を得られにくい状況があるのではないかと考えております。

今後も、地区長の方々に対して、継続して協力要請を行っていくとともに、さまざまな方法を検討する中で、市内の空き家情報を収集し、提供可能な住宅については、市のホームページを通じて、積極的に紹介してまいりたいと考えております。

宿毛市へ移住を希望される方々への支援策につきましては、市のホームページや高知県が開設している高知で暮らすU・Iターン・移住・田舎暮らしのポータルサイト等を通じて、移住希望者の方々に紹介しております。

具体的には、よりよい住宅環境を提供するため、平成24年度から、宿毛市U・Iターン希望者住宅改修事業費補助金制度を創設し、移住される方々が、生活する住宅の改修に対し、補助率の3分の2、最高50万円の補助をすることといたしております。

また、若い世代の移住者は、就労の場の確保が最大の課題となることが想定されますので、就業支援として、漁業就業支援制度を設けているほか、高知西南中核工業団地や、宿毛湾港工

業流通団地等への企業誘致に積極的に取り組むなど、雇用の場の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） 今、市長より移住対策についての詳しい説明を、いろいろとお伺いしたわけでございますが、今現在も、その取り組みを継続されていまして、地区長さんにも、空き家対策等々を積極的に、賃貸であるとか、売却であるとか、できることを積極的に当たってもらっているところだとは思っております。

その取り組みをされていて、どの程度の問い合わせが、本市に、相談件数であるとか、実際に移住された方々が、何名、何十名いるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

移住に関する問い合わせや、実際に移住された方がどれだけいるのかとの質問でございました。

全ての移住者について、把握できているものではございませんが、問い合わせや相談等がありましたものでは、平成23年度は6件、平成24年度は8件の問い合わせ等がございました。

そのうち、実際に移住された方につきましては、平成24年度に住宅改修の相談を受けました1件のみとなっております。

しかしながら、この方については、自分の持ち家であったために、住宅改修の補助対象とはなりませんでした。

また、平成25年度に入ってから2件のお問い合わせを受けており、現在、住宅改修に向けた手続等を進めております。

この2件につきましては、みずからが住宅を確保し、既に移住された方であり、合計3名の方が移住しているところでございます。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） どうもありがとうございました。

今、お伺いすると、23年度は6件、24年度は8件で、何人が来られたかというのは、1件だけということでしたので、人数等は、詳しいことは説明がなかったわけですが、25年度は、2件の今、問い合わせがあつて、3名の方が市のほうに移住をされる予定であると、されているということでございます。

近くの、お隣の四万十市の移住件数について、調べさせてもらいましたが、平成23年度については、相談件数が9件あったそうでございます。移住世帯はゼロ件でございます。平成24年度につきましては、ドラマ等の影響があつたのかも知らないですけども、相談件数が52件あつて、移住世帯は7世帯で、14人の方が移住されているということをお聞きしております。

宿毛市も、頑張っていただいたら、移住者をもっともっとふえていくのではないかと、そのように思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

次に、例えば宿毛市のことを全く知らない方が宿毛市に移住されるということは、少ないのかもしれませんが、まず、宿毛市を知っていただく、初めの取っかかりとして、ホームページがあるかと思えます。

今さっき、市長も説明がありましたけれども、県のポータルサイト、ホームページであるとか、市のホームページでございますね。宿毛市においても、宿毛市移住支援情報がありますが、余りにも、私が見る限りでは、情報量が少ないのではないかと思っております。

今後、宿毛市へ来たいと思わせるようなこと

はできないかどうか、お伺いをしたいと思えます。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

先ほどの答弁のことについてでございますけれども、3名と申しましたが、これは移住という形で、正確に把握しているということですので、実際、そういうところに情報は得られない、そういう移住者の方はほかにもございます。

私の芳奈にも、2名の方が来られておりますので、そういう形にはなっていない、そういう数字だということは御理解いただきたいというふうに思います。

移住の支援情報の発信内容についての質問をいただきましたが、現在、宿毛市の移住促進の情報としましては、宿毛市のホームページや、高知県が開設をしている高知で暮らすUJIターン・移住・田舎暮らしのポータルサイトを通じて、宿毛市の紹介や、移住者に対する支援等の情報を発信をしております。

高知県の移住促進のためのポータルサイトは、今年度、リニューアルされ、宿毛市の情報も最新のものに更新をされるなど、大変、見やすいものとなっております。

また、昨年度から宿毛市もフェイスブックのページを開設しておりますので、ホームページとあわせて情報発信のツールとして、活用してまいりたいと考えております。

今後も多くの方々に関心を持っていただけるよう、内容の充実も含め、効果的な情報発信を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） ありがとうございます。

次に、少し具体的な例を挙げさせていただいて、説明をさせていただきたいと思えますけれども。

お隣の四万十市では、平成17年9月に、四万十市への在住を支援する協議会が設立をされ、発足当初の目標である100名の移住受入を達成したために、平成20年9月には、一度、活動を休止して、平成21年4月より組織を改編して、活動を再開されたようであります。

構成団体としては、地域区長会、商工会議所、高知幡多農業協同組合、観光協会、体育協会、宅地建物取引業協会、職業安定所、四万十市、高知県などであります。

この協議会自体は、民間の団体であります。宿毛市としても、この取り組みを参考に、協議会などを立ち上げてみてはどうかと思えますが、考えをお伺いいたしたいと思えます。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

移住促進のために協議会を立ち上げてはどうかとの質問でございました。

現段階では、具体的に協議会の設立を考えてはおりませんが、四万十市の取組内容を十分検討する中で、宿毛市においても、協議会設立に向けて、検討してまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） 今、検討されるということでございますので、高知県が移住対策に力を入れて、事業を進めていくわけでございますから、宿毛市としても、出おくれのないために、きちんと検討をして、今後、移住者のふえるような取り組みをしていただきたいと、そのように思っております。

次に、四万十町では、移住を検討されている方を対象に、移住体験プランを実施されておりますし、お試し滞在施設を整備をしております。

宿毛市としても、移住に対しての体験プランであるとか、滞在施設はあるかと思えますが、

移住に少しでも力を入れるのであれば、このような取り組みをしてはどうかと考えますが、市長のお考えをお伺いいたします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

移住体験プランや、お試し滞在施設の取り組みについての質問でございました。

現在、新たにお試し滞在施設の整備を行う計画はございませんが、既存の地域振興住宅等を活用して実施することは、可能ではないかと考えております。

また、地域コミュニティ活性化の取り組みとして、住宅を改修してお試し滞在の取り組みができないか、検討している地区もございます。

今後、これらの施設の活用について検討し、PRもしていきたいと考えております。

また、移住促進事業を円滑に実施していくためには、受け入れをする地域の皆さんの御理解や御協力が必要となってくると考えますので、関係の皆さんとも協議をしまいたいと考えております。

○議長（今城誠司君） 5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） 今、市長より前向きな御検討をしていただけるということで、御回答をいただきました。

最後に、県のほうが市町村にも専門職員をおいて対応していただきたいというようなことを言っている部分があるかと思えますけれども、本市として、専門職員をおいて、移住に対しての積極的な取り組みをしていくつもりはあるのかどうか、最後にお伺いしたいと思います。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

宿毛市としても、そのような形で、体制をつくってということは、本当はしたい、そういう思いはあるわけでございますけれども、現在の職員配置の状況等を考える中で、具体的に専門

委員をとという形にはならないと思います。

しかし、このような認識を、今、質問議員おっしゃっていただきましたようなところも取り入れて、行政としても、さらにスキルアップした取り組みを、全体として進めていきたい、このように考えておりますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（今城誠司君） 5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） ありがとうございます。

次に、保育行政についてお伺いをいたします。統廃合経過についてであります。

現在、宿毛市内にある公立保育園は10園であり、今後、小筑紫保育園とみなみ保育園が統合され、9園になります。

宿毛市の人口は、先ほどもお示ししたとおり、年々、減少傾向にあり、おのずと園児数も減少しています。

このため、小規模保育所がふえ、より効率的な保育所運営ができなくなっている状況かと考えます。

宿毛市立保育園の統廃合計画は、小学校の再編計画にあわせて、1小学校区に1保育園を基本に、保育園の統廃合計画を進めていくこととありますが、将来的に宿毛市全体として、保育園は何園になるという計画を立てないといけないと考えますが、それについて、どのように考えているのか、お伺いをいたします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） 保育行政について、保育園の統廃合計画についての質問でございました。

議員も御指摘のとおり、宿毛市の人口は平成15年に2万5,000人、人口2万4,924人、就学前児童1,238名を割り込み、その後も減少を続けている状況であり、平成25年4月の時点での就学前児童数は984人、宿

毛市の人口は2万2,368人となっています。

国立社会保障人口問題研究所が算出した人口推計から、宿毛市の就学前児童数の人口動態を推計しますと、平成27年には914人、人口2万1,014人、それが平成32年には775人、人口が1万9,546人、そして平成37年には、653人、総人口が1万8,041人、平成42年には、569人、宿毛市の人口は1万6,549人、さらに平成47年には、506人、人口は1万5,104人、平成52年になりますと、464人、人口1万3,671人となり、27年後には、現在の半数以下になる見込み、このような統計が発表されております。

就園率が約70%ですので、保育園に通う園児数は、さらに少なくなるものと予想されます。

1小学校区に1保育園という行政方針のもと、将来的な小学校区との関係もありますので、現時点で何園必要であるという、具体的な保育園数をお答えすることは難しいのですが、将来の保育サービスに対する需要等も分析、考慮する中で、小学校の再編計画と合わせて、検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） 5番、再質問をいたします。

たしかに、今、質問した事項は、なかなか答えにくいというか、小学校の問題もあり、もしくは中学校の問題もあって、保育園のことだけではございませんけれども、将来的に、中学校については何校であるとか、小学校については、何校であるとか、保育園については、何園であるとかいうところは、将来的を見据えた上で、早い段階で決定をしていただかないと、あとあと質問をしますけれども、大変なことになってきている状況でありますので、その点は早

目、早目に御検討をしていただきたいと、そのように思っております。

次に、二ノ宮保育園、すみれ保育園の統合についてでございますが、現在、二ノ宮保育園とすみれ保育園の2園については、統廃合する方向で、保護者会などを開催し、話し合いをされているとお伺いをしていますが、現在、どのような取り組みがされているのか。

また、二ノ宮保育園、すみれ保育園以外の保育園の統廃合については、どのようにお考えをしているのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

二ノ宮・すみれ保育園の統廃合については、すみれ保育園の保護者の皆さんと、昨年度、平成24年8月と11月の2回、意見交換会を開催させていただいております。

その中で、将来的には、統合もやむを得ないが、二ノ宮保育園が津波浸水域にあること、小学校の移転場所が決まっていないこと、宿毛小学校、松田川小学校の統合により、また二ノ宮保育園の統廃合も出てくる可能性が高いことなどの理由により、直ちに二ノ宮保育園と統合することは難しいとの意見をいただいているところです。

そのため、高台移転までは現施設の耐震化を要望する声が多く、統廃合に踏み切るまでの合意が得られていない状況であります。

また、2園以外の統廃合については、将来の園児数の減少、小学校区の動向を踏まえ、今後の方向性について検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） 今、二ノ宮保育園とすみれ保育園の統廃合に向けての話し合いについて、お伺いをいたしましたけれども、余りにも

順調に話し合いが進まなかった場合には、すみれ保育園に関しては、非耐震の建物であります。これは市長も御存じのとおりだと思いますけれども。園児の安全安心を考えると、早急に耐震化をすべきだと考えますが、市長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

すみれ保育園は、昭和49年に建設されたもので、1次診断では、耐震性を満たしているとの結果は得られませんでした。

園児の安全確保の視点から言えば、2次診断を行い、耐震補強が必要かどうか、詳しい診断結果を要する建物であると認識をしています。

一方、二ノ宮保育園は、新耐震設計に基づき建設された建物であり、近隣地域の状況を考えますと、二ノ宮保育園に園児を通園させることが、安全確保の面からも、よりよい選択ではないかとの判断のもと、統廃合も含めた協議を行ってきたところであります。

今後も引き続き、関係者の皆さんの理解が得られるよう取り組んでまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） 再質問をいたします。

今、すみれ保育園については、平成24年8月と11月、2回、保護者に対して説明会を行ったと。

平成25年度については、1回も説明会を行っていませんよね。この状況下の中、二つの園が統合する方向性として、順調に進まない可能性のほうが大きいと思うんですよね。

その場合、やっぱり非耐震の建物については、早急に耐震化すべきではないかという、今の私の質問でございしますが、これについて、今後、すみれ保育園に対して、統廃合に関する話し合

い等々は、早急にするんですか、しないんですか。その点ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

現在の状況では、去年度の2回の話し合いということの中で、すみれ保育園に御理解をいただくという形で対応しておりますけれども、そのような状況でございますので、やはりできるだけ早く、そのような、すみれ保育園の関係者との話し合いは、いろんな形を含めまして、進めていかなければいけない、そういう課題だというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） 今、市長の答弁を聞きまして、統廃合をされる分に関しては、早急に、構わないと思うんですけども、今の状況下を考えると、なかなか統廃合は難しいのではないかなというように、私は受けとめております。

市長は早急にできるというような考えを持っているのかもしれませんが、すぐに統廃合ができなければ、私の場合は、その非耐震の建物でありますので、早急に耐震化をしてもらいたい。

そして、二ノ宮とすみれが統合された後は、二ノ宮保育園については、津波浸水地域でありますので、高台移転の可能性も、また視野に入れて、考えていかなければならない問題であるかもしれませんが、その点はあれですけども。

この話は、言ってもなかなか平行線で、解答が得れないかもしれないんですけども。

次に、津波対策の状況について、お伺いをいたします。

全ての保育園で耐震化ができた後に、今度は津波対策について考えなければならないと思っています。

宿毛市内にある保育園のうち、何園が津波浸水地域にあるのか、津波対策はどのように考えているのか、お伺いをいたしたいと思います。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

現在、宿毛市内には、公立10園、私立2園の12園がありますが、高知県が発表した津波浸水予測では、公立4園、小筑紫、二ノ宮、中央、咸陽、そして私立2園、宿毛、大島の6園が浸水域に建設されています。

公立4園のうち、小筑紫保育園については、旧田ノ浦小学校に移転予定であり、移転後は浸水域から外れることとなります。

咸陽保育園については、地元の方の協力を得て、保育園裏の高台に避難道と避難場所を整備中であり、9月の末には完成予定となっておりますが、電動避難車の配備も順次実施しているところです。

中央保育園については、避難専用道の整備が困難なため、避難訓練の充実を図っています。

二ノ宮保育園については、保育園裏の高台に、避難経路、避難場所を確保しております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） 今、市長よりお伺いいたしました公立10園のうちの4園、小筑紫、咸陽、中央、二ノ宮については、浸水地域であると。私立の2園、大島、宿毛保育園についても、浸水する地域であるということでございますけれども、すみれ保育園については、浸水はしないんですかね。その点、お伺いいたします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

すみれ保育園につきましては、新想定を受けましても、浸水域にはならないということでございます。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） 次に、私立保育園、宿毛、大島保育園の今後の対応について、お伺いをいたします。

この2園については、先ほども市長の答弁のとおり、津波で浸水する場所でありまして、また、非耐震の建物であります。

平成25年3月定例会で、宮本議員より一般質問があり、沖本市長は、「津波浸水域にある宿毛保育園、大島保育園については、津波被害が想定される保育園の高台移転について、喫緊の課題として捉えている。

有事の際において、リスクの高い保育園児の安全安心を確保するには、高台移転しかないと思う」との発言をされています。

この2園についての市長の考えを、再度、お伺いしたいと思います。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

公設、あるいは民設関係なく、津波浸水域に立地する保育園については、保育園児の安全確保の観点からは、高台にあることのほうが、津波等のリスクから高い安全性が確保できるものと考えております。

しかしながら、高台移転のための用地や、財源の確保等、解決すべき課題は大きいと考えております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） ありがとうございます。

宿毛保育園については、1次耐震診断が終わり、耐震結果が出ているとお伺いしておりますが、今後の市側としての対応はどのようにされるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

宿毛保育園については、1次の耐震診断で耐

震性を満たしているとの結果は得られなかったと聞いております。

しかしながら、耐震補強に要する工事費等の捻出が困難なこと、さらに津波浸水域に立地するため、園の高台移転問題も抱えていると、今後の方向性を決めかねている状況とお聞きしております。

宿毛市としても、厳しい財政状況の中、国の南海トラフ巨大地震対策特別措置法の動向も注視しながら、私立保育園へのより有利な財源の確保に努めてまいりたいと考えております。

いずれにしましても、本市の大切な社会資本であると認識をしており、今後の市としての対応について、適時、検討をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） ありがとうございます。適時対応をしていただきたいと思います。

次に、よく市長の答弁の中で、私立保育園については、社会福祉法人が運営をする保育園であり、法人で基本的な基本方針を立てていただきたいとの答弁を、よくお聞きするわけでございますが、この2園が基本方針を立ててきた後の市側の対応はどのようになるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

基本方針の趣旨としては、保育園の運営を、将来にわたり、安定して行っていくために、どのような保育サービスを提供し、経営的な戦略につなげていくのか、そしてまた、今後の園舎の耐震化や、高台移転に向けて、具体的にどのような構想を持ち、保育園として取り組んでいくのか等々、お示しいただきたいの思いでございます。

これらの基本方針に基づき、経営努力がなさ

れた結果、行政との連携が図られ、種々の対応につながるものと考えております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） 今の説明で、基本的な基本方針というのはよくわかりましたが、なかなか将来的に、長期ビジョンで物事を考えていく上で、津波浸水地域、2園ともそうでございますので、耐震化なり、高台移転を考える上で、やっぱり公立の保育園についての、1番目の質問に戻るわけでございますが、保育園数が決まって、ここの地区に何園必要か。この地区の何園必要かというところは、ある程度、行政側、公立保育園側で示されないと、私立保育園側としても、なかなかそこら辺が計画は立てにくいところがあるのではないかと、このように思っておりますけれども、その点、市長の答弁をお伺いしたいと思っております。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

質問では、私立保育園の基本計画を立てるに当たっても、公立の保育園における、そういう将来的な方向が、いわゆる公立の保育園の方向が定まらなければ、計画が、私立では立てれないのではないかというふうな御質問であったと思いますけれども。

子供たちを、この宿毛市の子供たちを保育していく責任というものについては、公立も私立も、全く同じであるわけでございまして、今までの私立の保育園におきましても、それぞれ創意ある、工夫ある園の運営等を行う中で、そのような宿毛市の保育の運営を担っていただいた、非常に重要な役割も果たしてきているところでございます。

そういう点で、どちらが先かという形ではなくて、やはりこれはお互いと申しますか、私立のほうからも、当然のことながら、宿毛市の保

育行政との関連の中で、相談もしていく中で、連携をしていく中で、そして立てていくべき方向ではないか。どちらが先という形には、私はならないのではないかとこのように考えております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） ありがとうございます。

なるだけ早い段階で、私立、公立なく、協議を進めていっていただきたい、そのように思っております。

それで、最後の質問でございますが、公立保育園の民営化についてでございます。

南国市においては、公立の保育園は平成13年度から、社会福祉法人へと移管をされております。平成24年度までに、6保育園の保育所の民営化をされてはいますが、本市としても、将来的に民営化をする考えはないのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

現時点で、宿毛市としては、民営化の方向は考えておりません。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） 今、市長の答弁より、民営化の方向は考えてないということでございますので、将来的にわたって、統廃合を積極的に進めていくというような考えでしょうか。その点、お伺いいたしたいと思います。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

先ほどの答弁させていただきましたように、将来の宿毛市の園児数の動向等、動態もございます。そのような点を鑑みまして、公立、そして私立を問わず、今後の方向について、戦略的な方向も含めて、連携して対策をとっていかな

ければいけない、このように思っております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） どうもありがとうございました。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（今城誠司君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（今城誠司君） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日は、これにて延会いたします。

午後 2時53分 延会

平成25年
第2回宿毛市議会定例会会議録第3号

1 議事日程

第9日（平成25年6月18日 火曜日）

午前10時 開議

第1 一般質問

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

----- . . . -----

3 出席議員（14名）

1番 高倉真弓君	2番 山上庄一君
3番 山戸寛君	4番 今城誠司君
5番 岡崎利久君	6番 野々下昌文君
7番 松浦英夫君	8番 浅木敏君
9番 中平富宏君	10番 浦尻和伸君
11番 寺田公一君	12番 宮本有二君
13番 濱田陸紀君	14番 西郷典生君

----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局長 岩本昌彦君
次長兼調査係長 松本政代君
議事係長 柏木景太君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市長 沖本年男君
副市長 安澤伸一君
企画課長 出口君男君
総務課長 山下哲郎君
危機管理課長 楠目健一君
市民課長 立田ゆか君
税務課長 佐藤恵介君

会計管理者兼 会計課長	滝本節君
保健介護課長	児島厚臣君
環境課長補佐	岩本敬二君
人権推進課長	杉本裕二郎君
産業振興課長	黒田厚君
商工観光課長	朝比奈淳司君
土木課長	岡崎匡介君
都市建設課長	岩本克記君
福祉事務所長	河原敏郎君
水道課長	川島義之君
教育長	立田壽行君
教育委員会 委員長	増田全英君
教育次長兼 学校教育課長	沢田清隆君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	桑原一君
学校給食 センター所長	金増信幸君
千寿園長	山岡敏樹君
農業委員会 事務局長	岩田明仁君
選挙管理委員 会事務局長	嵐健君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時00分 開議

○議長（今城誠司君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 8番議員の浅木です。ただいまから一般質問を行います。

まず、1番目に市長の政治姿勢についてお尋ねします。

市長は、選挙公約で、また行政方針でも、市民の目線に立つ行政と、説明責任を果たすことを強調しています。

しかし、今日、沖本市長が進めている宿毛市行政の実態は、市民目線に立ち、説明責任を果たしているか、多くの疑問があります。

市議会も、3月議会において、宿毛小学校の移転、新築にかかわる市長の説明責任等の問題で、問責決議を可決しました。昨年3月議会でも問責決議が可決されましたが、私は反対しました。

市長の対応に疑問を感じてはおりましたが、まだ着任3カ月であり、そのうちに公約に基づく対応に切りかえていくことへの期待もあり、問責決議は時期尚早と判断したからであります。

しかし、その後も、私がこの議会で一般質問をして表面化した、市民に対するがん検診結果通知遅延問題における行政の長としての対応、その他の行政の進め方についても、一向に公約に基づく行政執行がされていると思えないので、次の3点について、市長の考えをたずねます。

まず、1番目に、学校再編、宿毛小学校改築の進め方についても、市民目線で説明責任を果たしているとは言えないのではないかとこの点であります。

1番目に、宿毛小学校移築地選定について、

宿毛市立小中学校再編調査特別委員会の報告を受けて、適地調査を実施した結果、3カ所の適地が見つかりました。しかし、市長は、当該地域への説明や協議もないまま、造成に手間取ると判断して、とりあえず現校舎敷地周辺への建設を目指し、宿毛小学校建築関連予算を、3月議会に提出してきました。

同時に、萩原地区へ高台を造成し、同校を建てる関連予算も提出しました。同一小学校を短期のうちに2回建てることの議案には、議会や市民からも批判の声が上がり、宿毛市小中学校PTA連合会からも、市長提案に反対する陳情が、議会に提出され、議会はこの陳情を趣旨採択としました。

このように、保護者団体や、議会から批判の多い事業を、市民合意を得ず、みずからの考えで押し通そうとするやり方は、市民目線とは言えないのではないかと。この手法について、市長の考えを、まずお聞きします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） おはようございます。浅木議員の一般質問にお答えをいたします。

市長の政治姿勢として、学校の問題が質問されました。宿毛小学校の改築に際しては、先の3月議会におきまして、関連予算を提案させていただいたところでございますが、その過程におきまして、震災時の子供たちの安全安心を、少しでも早く担保したいとの思いから、関係機関の代表とのみ意見交換会しか開催をしておらず、一番の当事者となる保護者との意見交換会が開催できておりませんでした。

そのことが、結果的に、PTA連合会から要望書をいただくことにつながり、議会におきましても、関連予算への付帯決議をいただくこととなりました。

私としましても、そのことについては重く受けとめなければならないと考えております。

現在、その反省のもとに、宿毛小学校の耐震2次診断を発注し、現校舎の耐震補強の可能性について、検討をしているところでございます。

このような形の中で、私としては、一生懸命、早くこの地震から倒壊を含めて、危険をできるだけ安全に担保していく、そういう思いもございまして、非常に期間的には短い時間ではございましたけれども、こちらのほうが重要であるという判断をいたしまして、私としては、このような判断をした経過があるわけでございます。よろしく願いいたします。

○議長（今城誠司君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） ただいま答弁をいただきましたが、市長も述べましたように、最も大事な当事者との話し合いができてなかったということで、やはりこういった問題での原則は、当事者たる保護者、PTA、ここの話し合いが十分できてなかった、意思疎通がされてなかった、意見が反映されてなかった、こういうことにあるわけです。

そういった面から、次に、今後どうするかについてですが、学校再編や学校建築については、保護者や地域の諸課題が対立する場合が多々あるので、関係者で構成する学校建設委員会などを立ち上げ、関係者の合意を形成してこそ、円満な結論を得ることができることを、私は早くから提起してきました。

しかし、前市長も現市長も、そうした市民合意の方式ではなく、行政の決定を押しつけようとしたために、関係者から批判の声が上がっていると思われまます。

関係者が会議を構成し、調査や研究、議論を重ねる中で、学校建設プランをつくる。行政は、それに必要な説明や、資料提供をする。法律等に抵触することがあれば、適切なアドバイスを、このように、関係者の要望を尊重した学校改築を進める考えはないか。それこそ、まさ

に市民目線に基づく学校建設であり、行政運営であると思われまます。

今後、再度、円満に関係者の合意を形成するには、今後、どうしていくのかお尋ねします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

今後、どのように保護者の意見を集約していくのかとの質問でございまして、私としまして、学校建築に際しては、保護者の意見は、できる限り反映しなければならないと考えておりまして、先立って6月6日には、教育委員会が宿毛小学校の保護者との意見交換会を行い、耐震診断を行っている現状や、今後の計画等について説明し、意見を伺ったところでございます。

その会の中でも、宿毛小学校の保護者の意見を最も集約できる方法は、どのような方法なのかといった話も出ていたという報告も受けておりますし、今後においても、そうした保護者の考えを大切にすることで、耐震診断の結果が出た後には、再度、意見交換会を開催し、できる限り、皆さんの意見を集約して、宿毛小学校の改築方針について、決定してまいりたいと思います。

そうした場合に、建設検討委員会とのお話もございましたけれども、宿毛小学校の建築の方向につきましても、できる限り、早期に決定していかなければならないと考えておりますので、10月末の2次診断の結果を受けて、保護者等への意見交換会を開催をし、決定していきたい、このように考えております。

議員提案の建設検討委員会の設置については、貴重な御意見として、教育委員会とともに、慎重に検討させていただきたい、このように思っております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 今、市長のほうから、

保護者を大事にして、話を進めていくということですが、これまでの指摘でもあったように、行政のほうで計画したものを説明するというような形に、今までは終わったと指摘されています。そういうことがないように、保護者の意見を、その全てを吸い上げて、それをどう反映していくかという立場で臨んでいただきたい。

それこそが、市民の要望に基づく建設であり、市長の言う、市民目線に立った説明責任を果たすということになるのではないかと思います。

建設委員会については、検討するということですので、今後、そういうことで取り組んでいただきたい。

2番目に、宿毛湾港への、海上自衛隊潜水艦基地誘致についてであります。

この潜水艦基地誘致については、3月議会でも議論しましたが、潜水艦の出入港による漁業への被害は、はかり知れないものがあります。また、こうした艦船の航行がふえることによって、千葉県沖で発生した、自衛隊艦船と一般船舶との衝突事故のような危険性を増すことは、確実であります。

3月議会で、潜水艦基地誘致の賛否について尋ねた議員の一般質問に対して、市長は、市民総意の方向で進んでいきたいという内容の答弁をしました。

ところが、4月に入ると、早々と、市長は明確に潜水艦基地誘致で動き始めました。4月11日には、潜水艦基地誘致の、市長としての意思を決定し、防衛庁へ要望書を出しています。宿毛市議会議長、宿毛商工会議所会頭との連名によるものであります。

3月議会後に、潜水艦基地の賛否を巡って、市民の総意を確認するような催しはなかったように思われます。このことについても、説明責任を果たしているとは言えません。市長は、何をもって潜水艦基地誘致に賛成の市民総意があ

ったと判断されたのか、お尋ねします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

宿毛湾港への海上自衛隊潜水艦基地誘致についての質問でございますが、この問題は、3月議会でも御質問いただき、私の基本的な考えを答弁申し上げましたが、天然の良港である宿毛湾港、重要港湾宿毛湾港は、四国西南地域における大型岸壁を備えた、海の入り口でございます。

玄関口であり、地域振興の中核としての役割を期待されております。

平成12年に、一部供用開始した湾港施設の有効活用や、背後地の工業流通団地への企業誘致等を促進することにより、高速道路を初めとする社会基盤の整備促進を図り、交流人口の増加や、物流を推進するとともに、地域経済の活性化につなげていかなければならないというふうに考えております。

このため、これまで高知県や宿毛市、民間団体等が連携を図る中で、港の利用促進に向けた取り組みや、背後地への企業誘致に取り組んでまいりました。

港の利活用につきましては、平成11年度より入港実績のありますクルーズ客船の誘致活動を継続して行い、本年度も4月に「日本丸」に続いて、7月には「ばしふいっくびいなす」の入港が予定されるなど、取り組みの成果が上がってきております。

一方、海上自衛隊艦船の寄港誘致につきましても、以前から商工会議所を中心として、関係者で要望活動を行っており、隊員の休息等を目的に、時々、寄港いただいております。

クルーズ客船や自衛隊艦船の入港に伴い、多くの方々に市街地等へ足を運んでいただき、飲食店等の利用や、地元産品等を購入していただいております。地域経済への波及効果も見られてお

り、今後も地元食材の活用等を含めて、地域経済の活性化につながるよう、寄港促進に向けた取り組みを強化しなければならない、このように基本的に考えております。

こうした中で、本年、国の防衛大綱が見直しが行われる、そういう時間的な状況を受けて、地域経済の活性化はもとより、災害時における自衛隊の地域貢献なども踏まえて、防衛省に対して、宿毛湾港の利活用に向けた検討をしていただくよう、要請を行ったものでございます。

こうした中で、防衛省への要望活動を行うに当たりましては、時間的な制約等もございました。そういう点で、市内各種団体の代表者の皆さんや、これは農協、漁協、森林組合、あるいは青年会議所、それぞれの代表者の皆さんに御説明も申し上げ、あるいは西部地域の地区長さんの皆さんにも御意見を伺う中で、その要望の趣旨について説明をし、意見交換会を行ったところでございます。

こうした状況の中で、非常に時間的な制約が限られたところでございましたので、今後は、具体的な活用策等が明らかになった段階で、議会を初め、市民の皆さんと情報を共有して、御理解いただく中で進みたいと考えております。

3月議会でも御答弁いたしましたように、決して多くの市民の皆さん、大多数が反対するものを強行的に推進するものではございません。今回の要望活動につきましては、時間的な制約がある中で、宿毛湾の利活用について、何とか地域の活性化につながる、そういう方向の中で、自衛隊に活用していただける方向はないものかということで、その段階における状況であるならば、私としては市民の総意、基本的なところは納得いただけるのではないかと、そういう思いもありまして、要望活動をしてまいりました。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 市長は、今の答弁の中で、メリット論だけを述べましたが、きょうも新港には自衛艦の船が入っているようでありませぬ。

また、けさの高知新聞を見やったところ、関門海峡で、自衛隊の艦船が貨物船にもう少しで衝突しそうになったと。これは、船の出入りがふえればふえるほど、事故確率は高くなる。これはもう、一般的に言えることであります。

そういった面から、宿毛湾へ自衛隊の船が、アメリカ軍の船、どんどん入ってくるようになる。こういったことによって、そういう事故が発生してくる可能性が高まっていくということが、デメリットは出てくるわけです。

市長の言うようにメリット面だけではない、ひょっとしたら、漁民や船に乗る人も含めて犠牲者が出るかもわからんという面もあるわけです。それとともに、いろんな弾薬庫、燃料倉庫、そういった施設もつくるという可能性も、基地になればできてくるわけです。

そういった面から、そのものの、弾薬庫等の危険性も出てくるわけです。

この話については、3月議会でもしましたので、深くは入りませんが、先ほどの市民の総意の問題について、3月議会ではああいう説明をしておいて、時間的余裕がなかったけんということで、早々に決めてしまうと、これは非常に問題があると思うんです。

もうあの時点で、市長は誘致するというもので、内心、腹をくくったんじゃないかと。しかし、建前上、市民の総意という言葉を使ったんじゃないかというふうに、現時点ではそう勘ぐらざるを得ないような決定の仕方です。

私は、もうちょっと慎重に対処すべきやっただけだと思うわけです。議会は議会としての意思は示したわけですが、議会の意思と行政の意思は違

う場合も出てくるわけですので、それを、それほど急いで、やってしまったことに対して、非常に大きな疑問を感じるわけです。

その3月時点での意思が、誘致するかせんかわからんみたいなものの言い方だったが、それが真意だったのかどうだったのか、お聞きします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

市長として、議会や、あるいは商工会議所の皆さん方と、団体の代表との要望につきましては、これは全て、この宿毛西南地域、特に宿毛市の地域活性、これを何とか図っていきたい、そういう方向の中で、この自衛隊としての、宿毛湾港を利活用していただく、そういう方向は、具体的な形は、まだこちらで云々する状況ではないわけですが、基本的に、そういう形で、防災上におきましても、非常に重要な組織でございますので、私としては、ぜひともここで、そのような根拠地となるような、食料の供給もそうです。先ほど、市街地のこともそうです。さまざま、この地域に利する形になる方向での要望をしたわけでございまして、まだまだ具体的な内容、具体も何も、まだまだこれから、私は話が進んでいくのであるならば、市民の皆さんの、まさに総意を得た判断をしていく状況というのは、これから出てくる状況ではないかなというふうに思っております。

その辺のことを含めて、まず準備段階として、打つべき手は打って、次の段階に入らなければいけないわけですから、私としては、そういう思いもございまして、時間的な余裕の中で、一部の人たちの、地域の代表ではございますけれども、そういう方々と、とりあえず相談をして、窓口を広げて、そして具体的に、これから、先ほどの潜水艦の話もございましたけれども、船のいろんな事故のこともございました。さまざま

まな形を検討していけるような、私は、方向になったときに、初めてそれを皆さんに問うて進めていきたい。

その前にも、できる限りの情報は開示をしながら、市民のその段階、その段階での合意もいただきながら、進めていかなければいけないことは当然でございますけれども、私としては、そのような地域活性を求める、望む、そういう大きな方向の中で、宿毛湾港を利活用していただきたい、こういう思いで要望に行ったところでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（今城誠司君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 再度の説明をいただきましたが、私としては、納得できる内容ではありません。

一部の人に話して、これは市民の総意だったというようなことにもっていかれても、これは3月議会の答弁と大いに違ふと。こういった面からも、事実上、市長は本当の意味での説明責任を、市民に対する説明責任を果たしていないというふうに、私は感じます。

この問題については、これ以上、議論しません。

続いて、3番目の宿毛花へんろマラソンの中止決定についてお聞きします。

宿毛花へんろマラソンは、5年前に始めて以降、東日本大震災が発生した2011年以外は実施し、過去4回の大会で、延べ約4,200人が参加し、投資金額の約2.7倍に当たる4,200万の経済効果があったとされています。

ところが、このマラソンを、市長名で今年限りでやめると発表したため、市民の中に継続を求める大きな動きが起こって来ました。

この中止決定に至る、実行委員会等の問題については、きのう松浦議員への説明でわかりましたので、このことへの質問は省き、中止権限

を持つ市長の責任についてお聞きします。

中止権限のない実行委員会の中止決定を、そのまま行政としての決定にしたことに大きな問題があります。実行委員会の決定は、参考意見として、市民の中へ公開して、広く議論を起せば、賛否両論がまき起こり、行政としての判断に違う結果をもたらしたかもしれません。その過程では、継続についての障害を取り除く方策も見つかったかもしれません。

この花へんろマラソンのような重要な事業を中止決定するについても、市民の賛否をどのように把握して決定したのか、どのように説明責任を果たしたのか、お尋ねいたします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

松浦議員の御質問でお答えしましたように、花へんろマラソンを中止としました経過と理由につきましては、5年をもって大会の検証をするべきであるとの考えのもとに、実行委員会で議論をいただき、花へんろマラソンについては、運営の問題等もあり、この新たな競技を模索すべきであるとの実行委員会の決定のもと、大会長であります私が判断をしたものでございます。

その実行委員会として権限のない中止というふうなものを、実行委員会が決めたというふうなことについての質問もあったわけですが、私としても、私としては、その実行委員会の自体のことについては、またそちらの実行委員会のほうの議論にもなると思いますが、私としては、松浦議員にお答えしましたように、この実際の実行部隊である、実行委員会が決めたということは、非常にこれは重く受けとめざるを得ない状況でございますので、私としては、そのような実行委員会の決定を、最大限に取り入れまして、今回の決定という形で、3月議会でも表明したものでございます。

その決定の中でも、市民の方々の意見集約で

すけれども、私として、それぞれ実行委員会判断はあると思うんですけれども、最も住民の方々の意見を代表していただける地区長連合会の会長さんや、副会長さんを初め、各支部長さん、あるいは婦人会や商工会議所の方々などの市民各層の皆さんに参加をいただいておりますので、市民一人一人の御意見をお聞きしてはいたしませんけれども、市民各層の御意見を踏まえた上での判断でもあるというふうに、私は実行委員会の判断に対して思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 今の市長の説明の中で、市民各層の意見を反映しているんだから、これでいいんだというような感じの答弁でありましたが、もしそうであるならば、どうしてもこれを復活してやってほしいというような、こういう大きい運動は起こってこなかったと思います。

やはり、市民の中には、それをやってほしいという意見も、そこにはある、底流にはあるということから、こういう状態になってきたのであります。

だから、そういう意見を吸い上げるような猶予を持って、市民の中におろしていき、そして最終的決定は、そういう要望、意見を聞いた後で、市長は決めていくというふうにするべきだということを、私は先ほど申し上げたわけです。

なお、この問題で、今後の対応と、それとまた存続を求める要望書に対する市長の考えについても、通告をしてありましたが、きのう松浦議員が同じような質問をしたので、あの答弁の域を出るような話は出んのじゃないかと、答弁は出んのじゃないかと思っておりますので、答弁はあえて求めません。

最後に、こういった問題に対して、市民の要

望を踏まえて、再度、考えて、適切な決定をしていただくように、私のほうから求めます。

以上、三つの事例を見ても、沖本市長が市民目線、説明責任を果たすとした選挙公約は、どうなったのだろうと心配する市民がふえつつあります。

一昨年の市長選挙は、現職市長に対する批判が激しく渦巻く中で、沖本市長が当選しました。いま一度立ちどまり、1年前の市民の熱い視線を思い起こし、市民の期待に応える民主的な市政運営をしていただきたいものと思います。

このことを求め、次には、消防行政について移っていきます。

まず、1点目、南海トラフ大地震時における新消防署の対応についてであります。

幡多西部の防災拠点となる幡多西部消防庁舎が落成し、先月末から新庁舎での業務が始まりました。旧庁舎は老朽化が激しく、もし大震災が発生すれば、消防庁舎の倒壊も想定されているだけに、一安心できる状態になりました。

新しい庁舎で、住民の命と財産を守るために、職員の皆さんも新しい心意気で職務を遂行してくださるものと確信しております。

しかし、新庁舎建設地が、大震災時の津波浸水地帯であるため、市民の中には、今も震災時に必要な救助活動ができるのかと心配する声もあります。

こうしたことから、不安払しょくのためにも、いま一度、十分な説明をしていただきたい。

まず、1番目に、新消防署の津波被害をどのように想定し、対応するかについて、お聞きします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

答弁の中で、またお答えになってないところがあれば、再度、質問していただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたしま

す。

南海トラフ巨大地震時の消防署の対応についてでございますけれども、質問されましたように、現在の庁舎は津波の新想定では、津波浸水地域に入っているという状況の中でございます。

宿毛消防署においては、震災時に初動マニュアルを作成してありまして、震災時における活動方針としましては、震災時には火災救助、救急といった事案が同時に多発して、消防力が劣勢になることが想定をされますので、人的、社会的被害を最小限に食いとめるには、火災の早期発見と鎮圧を最優先に行い、初動時においては、消防団とともに、全組織をあげて消防活動に着手する、そのことを活動の基本としております。

そうした中で、先ほどの津波のことでございますけれども、大津波、あるいは津波警報が発表された場合には、他の事象全てに優先して、住民の避難誘導に当たること、このように署員のマニュアルの中で規定しております。

次に、避難警報、津波警報と注意報が発表された場合は、沿岸部に対し、速やかにサイレン吹鳴、広報を行うとともに、当該地区消防団に出動を要請するというようにしております。

地震発生が遠隔地等で、津波の到達予定時刻までに、十分な余裕がある場合、あるいは門扉を閉鎖した場合に、効果があると予想される場合には、従来の門扉閉鎖、海面監視、避難誘導を速やかに行うこととしております。

また、近海の海上で地震が発生し、津波警報及び大津波警報が発表され、津波の規模が大きいとき、または津波到達予定時刻まで時間的余裕がないと想定される場合には、広報を中心に、住民避難の呼びかけを行うこととしております。

近海の海上で地震が発生した場合、消防車両等の移動が必要と判断した場合には、被災後の活動のために、聖ヶ丘病院のグラウンドに移動

して、前線基地として救援体制を構築すること
といたしております。

このような形の中で、さまざまところにつ
いても、まだ具体的な形で計画はしておるわけ
でございますけれども、現在のその消防署のそ
のような場所における対応としまして、基本的
にこのようなことを想定して、実施している
というところでございます。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 今、震災警報が出た時
点でのマニュアルについて、お話をいただきま
した。

今の建物のある位置ですね、これ自体が約5
メートル浸水するというふうに聞いているわけ
です。

そうした状況の中で、消防活動に、そのこと
によって救援活動に支障は出るのか出ないのか、
このことについてお聞きします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

新消防庁舎の浸水深予想では、4.7メート
ルの浸水被害を受けることが予想されておま
す。

そういうことから、コンピューターのサーバ
ー室を2階に置き、管理するとともに、消防無
線が使用できなくなるおそれがあるために、芳
奈の総合運動公園内にメイン設備を整備してお
くことで、無線での被害状況等の把握や、県各
市町村との連絡網を確保できるように進めてお
ります。

先ほども答弁いたしましたように、そういう、
ある場合におきましては、消防車も聖ヶ丘の病
院のグラウンドに移動する。そして、震災後の
対応に備えていくと、さまざまな対応を予想し
ながら、状況を予想しながら、対応をしている、
そういうところでございます。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 今の説明でわかりまし
た。そしたら、4.7メートルの津波に襲われ
たとしても、市民への救援活動には、何も心配
することはないと。消防署として、そういう心
配はないということをお断言してもらっていいん
ですね。

今の、断言してもらったというふうに捉えて
いいんですかね。そういうふうに私は捉えるこ
とにいたします。

次に、これの2番目の問題で、宿毛市防災セ
ンターを併設ということにしましたが、この防
災センターの役割、活用について、どのよう
になるのか、市長、御説明いただきたい。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

宿毛市防災センターにつきましては、防災用
備蓄品等の保管及び災害発生時等の避難場所、
並びに地域防災に寄与するために行う防災研修
会、あるいは防災活動等に活用することを目的
として、設置してきました。

この本防災センターには、一般の方が利用で
きる防災研修室及び防災研修ホールがございま
すので、今後、地域の防災研究会や自主防災組
織の活動など、多くの方に活用していただき
たいと考えております。

なお、活用状況としましては、現在でも防災
研修室が6月6日から6月28日までの間で、
予定も含めまして、延べ11回の使用となっ
ております。

そのうちの民間団体の使用は3回ございま
す。また、7月には、同研修室で宿毛市自主防
災会連絡協議会が総会を開催する予定にして
おります。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 今、当面の行事についての御説明をいただきましたが、年間を通じての行事については、まだ私もよく見てないんですが、それについてもわかっておいたら聞かせていただきたい。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） 年間を通じての利用の状況と計画等についてでございますけれども、まだそのような形の計画は策定しておりません。

しかし、民間団体を含め、さまざまな行政も含めまして、だんだんとこれから、そういう計画は立てられていくものというふうに思っております。そうした中でも、先ほども答弁しましたように、市民の皆さんが、できるだけここを利活用していただいて、防災の対応のさまざまな活動の中で利用していただきたい、このような方向で、年間計画と申しますか、年間を通じての利用を促進していきたいと、このように考えております。

○議長（今城誠司君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） まだ建設がされたばかりですので、今後、年間計画も立てて、わかりやすい活用をしていただきたいと思っております。

それと、もう一つ、先ほど、市民の利用はできるということですが、これは、市民は無料で利用できるというふうに考えていいものでしょうか、そこのところ明確にしていきたいと思っております。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

本防災センターの防災研修室及び防災研修ホールの用途につきましては、防災研修会や防災活動など、地域防災に寄与することを目的とするものに限定されていますが、無料で使用することができます。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 次の消防団の活動について、質問いたします。

まず、1番目に、消防団活動への財政支援の拡大についてであります。

消防団の活動については、それぞれ条例に基づく報酬等の支払いはあろうかと思いますが、それぞれ皆さん、出資していろいろな活動をしているようにも聞くわけですが、現在、どういう形で公的支出がされているか、お尋ねします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

消防団の活動についてでございますけれども、そのような公的な支出の背景を含めまして、消防団の活動等につきましても、説明もさせていただきながら、このことについて答弁もさせていただきたいというふうに思っておりますので、お答えさせていただきます。

ことは明治27年に消防組規則が公布されてから、消防団120年、こういう記念の年です。

宿毛市におきましても、市制発足当時から消防団組織を設置し、防火・防災計画、消火活動、行方不明者の捜索など、消防団の長きに渡り、市民の生命、身体、財産を守るために活動していただいていることに、心から敬意を表するところでございます。

昨年の宿毛市における火災件数は、建物火災8件と、林野火災1件であり、それぞれの火災に対する消防団の出動回数は、建物火災において6回、車48台、延べ人数341人でした。

行方不明者の捜索につきましては、2回で、車は1台、そして延べ人数24人となっております。特別警戒等その他の出動を含めた年間活動は72回、延べ1,934人、このようになっております。

御質問の報酬の支払いにつきましては、宿毛

市消防団の報酬及び費用弁償支給条例により定められており、いずれも年額で、団長15万2,000円、副団長10万5,000円、分団長7万9,000円、副分団長4万6,000円、部長3万6,000円、団員3万4,000円となっております。

また、機関員手当として、年額、消防ポンプ自動車機関員1万4,000円、小型動力ポンプ付積載車機関員9,000円、小型動力ポンプ機関員6,000円が支給しております。

報酬につきましては、近隣の市町村も年額報酬としており、支払い方法に違いはございません。

また、報酬等では、いずれの役職においても、宿毛市の報酬額が高く設定をされている、こういうところをごさいますて、そのような形の根拠のもとに、宿毛市としては団員報酬等に関しまして、支出しているところをごさいます。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 今、条例に基づく報酬については説明いただきましたが、市長は、比較的高く設定されているというお話がありました。しかし、報酬は高いけど、その他の手当はないのか、今、説明がなかったわけですね。

例えば、消防団組織への運営費。私は消防団の組織に対して、組織運営費を助成すべきかと思うわけです。

御存じのように、消防団の各組織は、その組織を維持、発展させるために、組織運営費を必要としています。現在は、この組織運営費にする公的助成がないため、団員がわずかな報酬から出し合ったりしているようであります。

また、ところによっては、関係地域の住民から寄附を集めて、運営費にしているようであります。

こうした財政面の困難を軽減するための、一

定額の組織運営費を助成するべきではないか、このことについて、市長の考え方をお尋ねします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

消防団の組織運営費が、支出されていないのではないかというふうな指摘もあったわけですが、先ほど申しましたように、宿毛市といたしましては、消防団それぞれの部署における報酬といたしまして、先ほど申しましたような、報酬額を決定をしているというところをごさいますて、団への助成につきまして、いわゆる消防団組織に対しての助成金につきましては、宿毛市消防団後援会に対して、運営交付金として119万4,800円、こういうものを助成もしております、宿毛市の消防団の後援会から、宿毛市消防団への、消防団員の基礎教育や、操法訓練等の活動費として、支出しているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 消防団組織も、先ほど、市長が言いましたような非常事態が発生したときだけにいけばいいというものではない。ふだんから訓練をして、それへ対応できるようにしておかないかと。

また、そういう一気に結集できる、そういう心意気と言うんです、団員がそういう気持ちを持てるようにしていかないかんわけですが、そのためには、やはりふだんから組織運営をどうしていくか、それが非常に大事になってくるわけです。

特に、例えば先ほど言いました、出動があらましても、もう食事もせずに被災現場へ駆けつけると。そうした場合には、例えばお茶、ジュース、それから場合によったらおにぎり、こういったものも構えていかないかんわけですが、

一々それを、後から本人に、はい、何ぼ、あなたの負担は何ぼですというふうにするわけにはいかんということで、組織運営費を構えておいて、その中で支給していくというふうに聞いています。

そしてまた、そのほかのいろんな訓練、そういったときにも、もうこの夏の暑い時期であれば、熱中症にもなる。そういった場合には、クーラーに氷を入れて、飲み物を構えてくる、こういったものについても必要になるわけです。

それとまた、物品についても、消防のほうで、基本的には、例えば電気料、水道料、こういった公共料金等は見てもらうことになっているようではありますが、それでも物品等について、見てもらえない部分もあると。

そういうものを、団、屯所を維持していく上には必要なので、買わなくてはならないと。

そういうことも含めて、運営費というものは年間に幾らかかかっているものだということです。

そういった面から、これは先ほど市長述べました報酬は、一番少ない人で3万4,000円ということですので、この3万4,000円からそれを皆出しとったら、かえってマイナスになるということにもなるわけです。

そういったことから、ある一定の消防団組織に出す運営費、これを今後、検討してもらいたい、このように思うわけです。

答弁を求めます。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

消防団に対しましては、先ほど、宿毛市の消防団に関しましては、先ほどお答えしましたように、近隣の市町村と比べても、報酬額は決して安くない。高く設定されているということになっております。

それは、出動手当についても、宿毛市は支給

はいたしておりませんが、この年額報酬の中に反映をさせているという、この考えでおるわけでございます。

消防団の基本的な運営費、消防屯所の維持であるとか、あるいは消防車の維持管理であるとか、そういう部分に関しましては、当然のことながら、公的な費用でやっているわけでございまして、そうした形の中で、この報酬額というものも決定をしているというところでございます。

そして、また、出動手当という話もございましたけれども、現在、出動している回数が、以前と比べまして、火災件数等が、消防団の出動回数がだんだんと減ってきております。他の市町村におきましては、報酬を下げ、出動手当を重く配慮しているというところもあるんですけれども、実際は、出動が少なくなったということで、思うように、全体としてのこのような団における財政と申しますか、そういうものがいい方向にいつてないという現状もございまして、私どもとしては、現在の方向の中で、十分では、完全ではありませんけれども、運営ができていくというふうに判断をいたしているところでございます。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 沖本市長は、以前には宿毛市消防団の副団長をされておったので、もっとこういうことについて、前向きな答弁をもらえるかと期待しておりましたが、非常に残念な答弁であります。

現実には、消防団団員として参加すれば、それに伴う出費があるわけです。それを、個人に3万4,000円の報酬の中から出さすわけにはいかんきということで、それぞれの組織で、団で、大きな分団では補い、やっていると。

例えば、冬が来れば、新しい人が入ってくれ

ば、防寒ジャンパー、こういったものを買って、順次、新しい人にはそういうものを与えている。制服とか、1回目の長靴については与えられるということですが、長靴にしても、破れたきにいうて、すぐ買いかえてくれるわけじゃないきに、これも自己負担というふうな話も聞くわけです。

そういったように、かなり自己負担をしながら、消防活動をやっているという現実があると。それが、本人が直接、自己負担ではなしに、組織運営費を集めておいて、その運営費の中で支払っていきゆうというのが現実だと。だから、そういうものに対する支援、これはやってしかるべきやと思います。

また、出動手当について、もう先ほど、市長は述べましたけれども、消防団歴史120年ということですが、以前は非常に経済が厳しい、そういうことに対して、一々お金払えんような状況の時期だったので、それは十分理解できますが、今日では、そういうことに対して、ある一定の予算は組める状況にあると思うわけです。

そういった面から、ぜひ今後、消防団への運営費、そしてまた出動手当、こういうことについても検討していただきたい。また、ほかの人の意見も集約してみて、今後、検討していただきたいんですが、その辺について、市長の考えをお聞きます。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

私も、先ほど指摘されましたように、宿毛市の消防団副団長として、活動させていただきまされたけれども、宿毛市の消防団、組織力も非常に高く、そして士気も高い。皆さんが本当に、基本的にはボランティア精神にのっとなって、さまざまな活動、そしてまた、地域の中でもいろんな事業等の中で、行事等の中でも、中心的な役割を担って活動していただいている、そうい

う姿勢は、私も県下の市町村の、一定の団の方々とお話をしてきましたけれども、さまざまな部署において、宿毛市の消防団は本当にすばらしい活動をされてきた、そういう歴史を持っているし、現在もそのような活動が行われているというふうに思います。

そういう形の中で、報酬、あるいは団の運営費等のことの話がございましたけれども、私としては、基本的な行政として担わなければいけない、資機材であるとか備品であるとか、団の運営については、これは絶対に行政が責任を持ってやらなければいけないことだというふうに思っております。

そういうお金がなくて、消防活動に支障が来すという形、こういうことになれば、大変なことでございますので、私は、それについては、今後も、これからも消防団の皆さんともよく話をしながら、意見も聞きながら、検討していきたいと思っております。

ただ、先ほど申しましたように、宿毛市が消防の出動手当を出してないからということで、という議論は、先ほど説明しましたように、逆にそういうところで重視しているところは、団員の報酬が少なくなっているという現実があるということも認識していただいて、それぞれの状況を判断をした形で、私はこれからも対応していきたい、このように思っております。

いずれにしても、これからの防災活動の中で、地域の中で、拠点となる組織でございますので、行政としては全力を挙げて、このような団の充実、そういう方向の中で支援してまいりたい、このように考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（今城誠司君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 今の答弁には、運営について、団員に負担はかけないように努力するというふうに聞こえました。そういう面を含め

て、今度、消防団がどういうふうな負担をかぶっているのか、こういうものを把握して、今後、必要な措置をとっていただきたい、このことをお願いして、次へいきます。

次は、同じ消防問題ですが、2番目に、少年・婦人消防隊への助成金復活についてであります。

これにつきましては、少年消防隊や女性消防隊の活動に対して、以前は、年額約6万円程度の予算を組み、こころばかりの助成をしていましたが、前市長はこれを打ち切ってしまいました。特に少年消防隊への助成は、地域に奉仕する、我が町を自分たちが守るという心を育てる教育的観点からも、継続するよう求めましたが、廃止してしまいました。

沖本市長は、先ほども述べましたが、宿毛市消防団の副団長まで経験した人ですから、このことについての理解は深いと思います。財政的にはわずかな金額でございますので、助成金の復活をするように求め、市長の考えをお聞きします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

少年・婦人消防隊の補助金の復活ということで、御質問がございました。

この少年・婦人消防隊、歴史もありまして、現在もそれぞれの部署で頑張っているわけでございますけれども、このような内容も御紹介もさせていただきながら、私のこの補助金についての考え方を述べさせていただきたいというふうに思います。

婦人消防隊、最近では女性防火クラブとも表現されておりますけれども、家庭における火災予防の知識の習得や、地域全体の防火意識の高揚、また最近では平成23年6月をもって、全ての住宅に義務化されました住宅用火災警報器の積極的な設置促進にも活動していただいております。

す。

婦人消防隊は、昭和37年、消防庁の通知により、全国統一的にスタートしてから、50周年を迎えました。

当市におきましては、昭和58年に栄喜婦人消防隊が結成され、現在は5隊、122名で活動していただいております。

また、今月には1隊9名で、萩原地区にも結成の予定と報告を受けております。

少年消防隊、最近では少年防火クラブという形で表現しておりますけれども、これは昭和25年当時の国家消防庁の通知により発足し、当時の目的は、あくまで火災予防の普及徹底に尽きるとされておりましたが、現在の活動は、火災のみでなく、防災全体にかかわりを持つものへと充実しており、小学生から高校生までが、年齢に応じた活動をしております。

災害に強い、安心安全な地域社会をつくるためには、少年防火隊活動を通じまして、子供のころから防災教育を受けることは非常に有効であり、将来の地域防災を担う人材を育成するという観点からも、極めて重要であると思います。

当市におきましても、昭和58年に片島少年消防隊が発足され、当初より、年末には夜警を行い、防火を呼びかける等の活動を行ってまいりました。

平成22年には、これらの活動が評価されまして、日本消防協会から、モデル少年消防クラブに選定され、初期消火用資機材、D級小型可搬式ポンプほか、救助用資機材、救急救命資機材の助成を受け、技能の習得のための訓練をしているところであります。

現在、当市では、片島少年消防隊のみではございますが、橋上で結成の予定と報告を受けております。

子供のころから防災教育、防災活動に触れることは重要であり、また、18歳になりました

から、消防団員として活躍していただくことの期待も含めまして、今後は学校や教育委員会とも緊密に連携をしながら、活動についての学校側の理解と協力を求めると同時に、児童生徒、保護者の理解を求めまして、地域に少年消防隊を結成していただくようお願いしてまいりたいと考えております。

少年・婦人消防隊には、昭和59年度から、日本防火協会より10万円が助成されておりましたが、その後、減額され、平成11年度の5万2,000円をもって助成が打ち切られております。

その後、平成14年から、市より少年婦人消防隊補助金として7万円を支出しておりましたが、平成17年度からの行政改革大綱集中改革プランによる減額を行い、平成19年度からは、消防団運営交付金の中に少年婦人消防隊補助金として、5万3,000円を補助しております。

先ほどより申しましたとおり、南海トラフ巨大地震の発生が懸念される中、地域に根差した少年・婦人消防隊は、防火・防災活動の重要な役割を持って活動していただいておりますので、今後、検討していきたいと、このように考えておりますので、どうかよろしく願いをいたします。

○議長（今城誠司君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） さすが元副団長、前向きな答弁をいただきましてありがとうございます。

今のお話にありましたように、片島だけしかないということで、残念だなと。もっと多くできるのかなと思っていましたところへ、今、橋上のほうへ結成予定ということですが、これは可能な限り、各地に広がっていくように、また行政のほうとしても努力していただきたいと思っております。

なお、この通告には入っておりませんでした

が、消防団のラップ部隊ですね、これについても、特別な訓練が必要で、なかなか経費が要るということですので、これに対する支援の要望もあります。

これは通告しておりませんでしたので、今後、そのこともひとつ考慮しておいてもらいたいと思います。

次に、この問題での最後の問題ですが、消防団の寄附行為についてであります。

先ほども少し触れましたが、消防団がその組織運営費をつくるため、当該地域で寄附を募ることについては、それぞれ賛否両論あります。寄附行為に反対する人は、宿毛市消防団条例13条の6で、消防団の寄附活動は条例違反だと主張しています。

条例の条文は、消防団、または団員の名義をもって、みだりに寄附を募り、または営利行為をなし、もしくは、義務の負担となるような行為をしてはならないと、条例で定められているわけです。

この条文は、寄附禁止ともとれますが、「みだりに」があるため、一定の寄附行為は認めているようにも解釈できるわけです。この条例をつくった宿毛市行政として、この条文をどう解釈すべきか、お答え願いたい。まずこのことについて、答弁を求めます。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） 十分なお答えになるかどうかなんですけれども。

消防団の寄附行為につきましては、宿毛市消防団条例第13条第6号において、消防団または団員の名義をもって、みだりに寄附を募り、または営利行為をなし、もしくは義務の負担となるような行為をしてはならないと規定をされており、このような行為は、確認をされておられません。

ただ、一部の団員が、一部の分団が、年1回、

消防出初め式の後、地区を回り、市民に防火・防災意識の高揚を呼びかけるとともに、消防団活動への理解と御協力をお願いをしており、協力していただける方から寄附をいただいているとお聞きしておりますけれども、みだりに寄附を募る行為に当たる、このようには考えておりません。

そのような観点で、「みだりに」という状況について、判断でございます。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 今、答弁をいただきましたが、この条例をつくった行政としては、年に1回程度の消防団活動に対する寄附を求めることについては、条例違反とされないという解釈だという説明をいただきました。

私は、この市民の間で解釈が混乱するような、こういう条文は、機会を見て、もっと解釈しやすいように、混乱が生じないように、改正する必要があるんじゃないかと思います。

読む人によって、ちょっとどうだろうかというような、違いが出てくるものについては、改正すべきじゃないかと思います。

今後、市のほうとしても、検討してもらいたい、こう思います。このことについて、答弁を求めます。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

条例の改正についてという、考え方をされて質問されたわけでございますけれども、我々としては、現在、このような運用については、見解をもった形で対応しておりますので、改正について、すぐに改正するとかいう形にはなりませんけれども、しかしながら、市民の中にそういう考えがあるということの指摘もいただきましたので、その辺についてどうなのかということについては、当然のことながら、常にそうい

うものは検証していかなければならない、そういうことであるというふうに判断をいたしております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 条例改定は考えないということですが、市民の中で、市民同士の中で混乱が生じないような、行政としての措置は必要だということで、対応するというので、そのことを受けとめておきます。

なお、条例以前の問題として、先ほどから議論しているように、寄附集めをせんでも、消防団の組織運営費は公的に出てくる。そうすれば、寄附を集めることはないわけですのでね。公的助成がないから、寄附を集めてでもやらないかんということになっているわけです。

そこらあたりも含めて、先の問題と、組織運営費についての検討を、今後していただきたい。

次に、3番目の介護認定者の減税支援についてお聞きします。

この問題は、障害者控除対象者認定書の発行の問題についてであります。

税法上の障害者控除は、身体や精神に障害のある方が、所得税や市民税を軽減できる制度で、多くは障害者手帳等の確認で控除を受けています。

しかし、障害者手帳を持っていなくても、65歳以上で要介護の認定を受けている場合は、障害者控除対象者認定書を市町村長に発行してもらえば、所得税や市・県民税の障害者控除が受けられる制度があります。

この認定書には、普通障害者認定書と特別障害者認定書があります。

普通障害者認定書の発行は、自治体首長、あるいは福祉事務所長名で行いますが、全国的には、要介護1ないし3の人に発行されます。また、自治体によっては、要支援の人にも、この

認定書を発行しているところもあります。

この認定書があれば、確定申告時などに所得税で27万円、住民税で26万円の障害者控除を受けることができるため、納税額が少なく済むわけであります。

特別障害者認定書についても、全国的には要介護度4ないし5の人に発行され、障害者控除額も所得税で40万円、住民税では30万円になるため、納税額が大幅に減少します。

介護を受けている人が扶養家族の場合は、扶養している人が控除を受けることができます。

この障害者控除認定書の発行については、全国的には自治体間で大きなばらつきがあります。住民の税負担の軽減を積極的に支援しようとする自治体と、あれこれ理由をつけて認定書の発行を拒否し、住民の減税に協力しない自治体があります。

こうした全国状況の中で、宿毛市がこの認定書発行にどう対応をしているのか、宿毛市民の合法的減税手続をどう支援しているのかについて、何点かお尋ねいたします。

まず、1点目に、宿毛市における認定書発行の状況をお聞きします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

障害者控除対象者認定書の発行状況についてでございますけれども、平成20年1月より、障害者控除対象者認定書を発行しておりますが、認定件数といたしましては、普通障害が16件、特別障害が89件となっております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 今、発行状況については、市長のほうから御説明いただきましたが、現在、宿毛市で要介護1ないし3の人については、約500人超えています。

それから、また、要介護4・5、いわゆる寝

たきりに近い状態の人は、368人というふう聞いてます。

このことから見ると、今、市長からありました数字については、非常に少ない数字と言わざるを得んと。

この寝たきりの特別障害でも、89件ということですので、4分の1程度じゃないかと思うわけです。

こういったことから、まだまだこの制度がわかっていないのではないかという気がするわけです。

そうした点から、制度を全市民に知らせ、制度の活用を呼びかけることは、市民に喜ばれると思いますが、沖本市長はこのことについてどう考えるか、お聞きします。

○議長（今城誠司君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

障害者控除認定制度の利用の支援についての質問でございました。

制度の周知は、どのように行っているかということですが、周知につきましては、税務課が毎年行っております市民税等の申告相談におきまして、制度の説明をできておりますが、申告相談だけでは、広く周知することは難しいのが現状です。

今後は、広報誌への掲載や、要介護認定通知を送る際に、制度の要件を満たす方へ、説明文書を同封することなど、広く制度の周知を図ってまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 今、市長のほうから、制度の周知について、今後、今やっているやり方よりも一歩進めてしていくというお話がございましたので、この点については、大きく評価したいと思います。

なお、今、市長からお話がありました以外に、

地方によりましたら、地域の有線放送を使って案内している、そういう地域もあるようです。

また、こういう該当者に、積極的にこの認定書を受けるようにしてもらおうという観点から、幾つかの自治体では、先進的な取り組みをしております。

例えば、1度認定書を発行申請をした要介護者には、毎年、認定書を届ける、こういったことをやっている。これは、狭山市のほうですが、そういう取り組みをしている。

それから、また、認定書を対象者に自動的に郵送している。こういう自治体もある。こういう自治体も何カ所かあるわけです。

このように、自治体によって、先ほど申しましたように、取り組みにばらつきがあるということですが、まだ先進などはそういうところもあるということですので、今回の質問で、市長のほうで一步進めて、積極的に制度を知らせて、皆さんが制度を知って申請するというふうにしていくということですので、今後もそれを実行していただきたい、そのように思います。

以上で、私の一般質問は終わりますが、住民に最も近い行政組織である地方自治体が、国の悪政から住民を守る政治を行うべきだと、私は思います。近年の幡多地方の市長選挙は、ことごとく現職が落選するという結果が生じています。現在の暮らしの閉塞感、国政への不満までもが、自治体選挙に影響しているようにも思えます。

市民の暮らしが少しでも楽になる法や制度については、積極的に市民に知らせ、利用してもらおう。市民の暮らしを守る、防波堤となる市政を築くことが、沖本市政に対する市民の信頼をさらに高めることになると思われます。

沖本市長が、市民の要望に応え、今後そうした方向に市政を進めていくことを期待いたしまして、私の今回の一般質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○議長（今城誠司君） この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時25分 休憩

午後 1時00分 再開

○副議長（岡崎利久君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 11番、一般質問を行います。

私は、執行権も、予算の上程権もありませんが、唯一の執行権者であります市長に対して、まず職員の採用について質問をさせていただきます。

本年度は15人の新職員を採用をしておりますが、宿毛市として、今後、どのような職員数の推移になるかということについて、まずお聞きをいたします。

○副議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） 11番、寺田議員の一般質問にお答えをいたします。

職員採用と人事異動についての質問でございまして、職員の採用数は、事業実施に必要な人数と、退職者の人数等を総合的に勘案し、決めております。

来年度の採用予定人数について、正規職員を必要とする職場に職員配置ができていないため、今後、勸奨退職予定者の人数を考慮する中で、地方分権に伴う権限移譲による業務量の増加や、将来にわたる人口推計等を踏まえた上で、適正配置が行われるよう、バランスよく職員採用を行いたい、このように考えております。

以上でございます。

○副議長（岡崎利久君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 今、市長の答弁で、適正配置という言葉がありましたので、宿毛市

にとって、現在の職員数が何名であり、適正配置に必要な人員がどれだけあるのかということについて、御答弁をお願いしたいと思います。

○副議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

適正配置等に関しまして、総務課長のほうからお答えいたします。

○副議長（岡崎利久君） 総務課長。

○総務課長（山下哲郎君） 総務課長、寺田議員の一般質問にお答えいたします。

現在の職員数は、313名でございます。

以上です。

○副議長（岡崎利久君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 現在の職員数と、適正配置に必要な人員は何人かというふうに質問したんですが、宿毛市の人口規模等々を考えて、適正配置というものが決められているので、適正配置という表現をするんじゃないですか。

そういうふうに捉えてたんですが、適正配置として、宿毛市の規模として必要な職員数は何人なのかについて、お聞きをいたします。

○副議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

適正配置というのは、それぞれ市町村の、地方自治体で決めている内容になっておりますけれども、宿毛市におきましては、適正配置は316名でございます。そして、現在、それに対して、3名欠員の状況だということでございます。

○副議長（岡崎利久君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） ということは、現在、それほど、適正配置からいけば職員数は不足していないということで理解してよろしいかと思うので、次の質問を続けますが、今後、職員数の、先ほど、市長のほうも、職員数の勧奨退職者数等々を見ながら、適正配置になるように、職員を採用していくということですが、私、今回、

15名というのが、今までの何年かを見る中で、非常に多い数であるというふうに感じておりましたので、こういう質問をさせていただいたんですが。

一度に多くの人員を採用するという方法もあるかもしれませんが、毎年、継続的に、例えば15人を、ことしは10人、来年も10人という形で採用していけば、職員の年齢構成等のバランスは、すごくよくなるんじゃないかというふうに思っているわけですが、市長のお考えを、まずそのことについてのお考えをお聞きをいたします。

○副議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

これまで、職員採用につきましては、行革の実施に基づいて、退職者の2分の1補充を原則に実施してきた経過がございます。

その結果、当初の計画を上回る職員数を削減はしたものの、職員一人当たりの仕事量が増大をし、時間外勤務は増加する等の影響が生じ、今年度、課の再編等、機構改革を行いました。

また、職員組合からも、業務量に見合った適正配置を行うよう求められていることから、今後も退職者の推移や、職員の年齢構成等、バランスを踏まえた上で、適正配置を行えるよう、職員採用を実施してまいりたい、このように考えております。

以上です。

○副議長（岡崎利久君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） ただいま、退職者の2分の1を正規採用ですということ、市長答弁をされましたが、そういうことになると、残りの2分の1は臨時採用なりで賄っていくという考えですか。

○副議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

今までの経緯として、そういう採用をしてま

いったということでございます。

以上です。

○副議長（岡崎利久君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 今までの経緯で採用してきたという、2分の1採用してきた。今後、適正配置に努めていくということは、例えば、10人退職すれば、10人を正規採用でしていくという考えを、市長はお持ちですか。

○副議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

基本的には、そのような形で進むべきだと思いますけれども、その年度によりまして、さまざまな状況等もあるということもございまして、原則として、私はそのような採用をしていくべきではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（岡崎利久君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 基本的な、市長の考えとしては、退職者に見合う職員を採用していくという考えのようですので、年によっては、大量に採用することもあるのかなというふうに感じました。

それでは、採用について、次の形を聞きたいと思いますが。

昨日、松浦議員の質問に対して、市長は、障害者の採用は、庁舎にエレベーター等の整備がされていないために、障害者の採用を特別枠で設けることはできないというような趣旨の答弁をされましたが、私は後ろで聞いていて、建物の不備と言うか、建物の状態によって、採用試験の枠をつくる、つくらんという問題なのかなと。

障害者であっても、能力のある人については、今現在、行われている採用試験で、十分対応できるから、特別枠を設ける必要がないんじゃないかというふうに、私は思うんですが、市長、昨日の答弁と、もしあればお答えを願いたいと思います。

○副議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

昨日の松浦議員に対しても、きちんと、先ほど指摘された答弁については、いたしておるといふふうに判断しております。

○副議長（岡崎利久君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） それでは、私の聞き間違いということでもいいんですね。

それならそれでいいですが、それでは、庁舎の問題じゃないですよ、能力の問題なんですよ。

それでは、次に視点を変えて、採用試験について、もう一つ質問させていただきます。

今年度というか、25年度採用の試験を、昨年度行ったのが、先ほど言いました15人の新規採用の職員なんですが、昨年度の採用試験で、その前の年と変えたのは、一般事務Bという枠をなくして、全体の年齢を上げた形で採用をされた。採用試験を行ったというふうに思っているんですが、今年度の採用職員の年齢構成と、最終学歴については、どのようになっているのか、これをお示し願いたいと思います。

○副議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

まず、新規採用者の最終学歴についてでございます。高卒が4人、大卒が11人、専門学校卒業はおりません。

そして、年齢構成についてですけれども、10歳代が2人、20歳代が11人、30歳代が2人、このようになっております。

以上でございます。

○副議長（岡崎利久君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） このことについて、高卒が4人、大卒が11人、専門学校等はいないということですが、よく、このごろ聞くのが、公務員学校を出てないと、なかなか公務員の採用試験には受かりませんよという話をよく聞く

わけですが、宿毛市の場合、その公務員学校の卒業者はいないということですね。

○副議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

このような場合の、公務員学校の場合は、最終学歴という形での判断にはならないようであります。宿毛市の採用された方の中にも、公務員学校を修了された方がおられます。

以上でございます。

○副議長（岡崎利久君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 公務員学校は専修学校等に入らないということですか。けど、そこらあたりがどうながですかね。僕としては専門学校と言う捉え方をしてたんですが、市として、専門学校と捉えてない。最終学歴に書かれてないから、公務員学校はということであれば、そういう形なんではないかと。

1年間、多分、高校を卒業し、また大学在学中であったり、大学を卒業して、公務員学校に行かれる方が多くいるというふうに、私の子供の周りを見ても感じるわけですが、やっぱり、それは最終学歴として書くべきじゃないかというふうに、私は思います。

それは受験をされる個々の考え方でしょうからよしとしますが、今回、一般事務Bという枠をなくしたことによる効果をどのように捉えておられますか。

○副議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

この議論につきましては、以前の議会の中でも、大分論議した内容であろうというふうに思うんですけども。

こうした社会人枠をなくしたという形の中でも、非常に経験と申しますか、優秀な職員、そういう方が年齢を一定オーバーする人たちも、受験していただいたということの中で、有用な職員を採用することができたというふうに考え

ております。

ただ、さまざまな観点、いろいろ数もあると思いますので、ここでは、そういう形で答弁をさせていただきたいというふうに思います。

○副議長（岡崎利久君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 私の聞いたのは、社会人枠、Bをなくして、ABの振り分けをなくして、今回、試験をやったのはどうだったのかというのを聞いているので、社会人経験がある人は、当然いるでしょう。30代も2人おりますし、20代も11人。20代の中でも、11人の中でその年齢構成はわかりませんが、いるわけですから、当然、社会人経験のある人も、有能な人もその中にはいるでしょう。

そのB枠をなくしてやったことの、今回の評価はどうなんですかということを知っているの、それがどうだったのかについて、市長の答弁を求めます。

○副議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

質問通告の中で、もう少しそういう形を言っただけであれば、我々としても、細かな数字も含めまして、きちんと答弁ができたというふうに思いますけれども。

そのような形の、今の現状の中で、我々が判断していることは、非常に優秀な職員を、幅広く採用することができたという判断をしているところでございます。

以上でございます。

○副議長（岡崎利久君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 通告になかったからというような話をされると、答弁が、どのような答弁があるかがわからないのに、再質問をどういう形でしますよという通告はできないわけですね。

そうじゃなくて、昨年度、一般事務Bを、前市長のときに続けてやってきた、そこには問題

があるので、なくするというのが、市長の考えでしょう。その成果が、今回、どうなったのかという検証は、するべきじゃないですか。しておくべきじゃないですか。

それを、今、6月ですよ。採用試験は去年の10月か11月ぐらいに行ってますよ。最終的に、採用を決定したのは11月でしょう。それから半年たっているんですよ。何で評価ができないんですか。

○副議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） 答弁いたします。

社会人枠を撤廃することによって、幅広く受験者が応募していただいたという形になっておりますので、非常に、そういう形の中では、こちらが求めた優秀な職員を採用することができたということでございます。

以上でございます。

○副議長（岡崎利久君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） こればかり詰めていっても時間がかかりますが、社会人枠、当然、いいと思いますよ。有能な職員を採用するのに、現役にとらわれないというのはいいことだと思うんですが、年齢構成が、例えば現役に近い人じゃなくて、高い人ばかりに有能な人がいっぱいおれば、年齢構成高くなるという危険性もありますので、そこあたりは考えて、今後の採用試験を考えていただきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。

人事異動の関係について、お聞きをいたします。

まず、最初に、今回の異動、125名ですか、今回の異動、一般職。保育士が33名異動しておりますが、今回の異動について、市長は、自己採点をすれば、何点ぐらいの採点がつけれますか。

○副議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

私は、人事異動に関しましては、ベストを尽くしました。そういう思いで、現在もおるところでございます。

以上でございます。

○副議長（岡崎利久君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） ベストな人事異動だったということで、それでは質問をします。

課によっては、課長、課長補佐、また職員、小さい課で、5人ぐらいしかいない課で4人かわっている課。土木、都市建設は、全員役職がかわっているようなところがありますので、ですが、そのような課が、5人、6人ぐらいの課で二、三課、ほとんどかわっている、職員が異動しているという課があるわけですが、事業の継続性から考えると、なかなかうまく回っていかないんじゃないかというふうに思いますが、市長、この人事異動のところをどう思いますか。

○副議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

今春の定期異動により、課長、あるいは課長補佐が、同時に交代した課が四つありましたが、過去に在籍していた職員や、これまでの職員の職務遂行能力等を十分考慮し、バランスよく配置したものと考えております。

新年度がスタートし、2カ月余りたち、適切な事務引き継ぎのもとで、全ての職員が協力し合い、新規採用職員も含めた新体制でスムーズな業務体制を構築しており、現状では、議員のおっしゃるようなケースはないのではないかと考えております。

以上でございます。

○副議長（岡崎利久君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） あったら困るんですよ、これね。そういうことが。事業の停滞があっては困るので、心配してちょっと聞かせて

いただきましたが。

それでは、体制的に、今は十分機能しているということですので、お聞きをしますが、逆に、毎年異動されている職員が何人かおられます。大体、どの職場に行っても、1年たってやっと仕事がわかってくるというか、仕事できる、本格的に仕事のできる体制になるのに1年ぐらいかかるんじゃないかというふうに、私は思うんですが、毎年のように異動で部署が変わっている職員が何人かおるわけですが、やっぱり安定した職務体制をとるには、最低でも二、三年の期間をおいて異動さすことがベストじゃないかというふうに思うんですが、市長のこの点についてのお考えをお聞きをいたします。

○副議長(岡崎利久君) 市長。

○市長(沖本年男君) お答えをいたします。

職員の異動に関しては、市長の専権事項ということでございまして、それぞれの事業が、それぞれの状況に応じながら発生している中での人事異動を、適切にやっておるわけですし、そのような形の中では、それなりの職員と、我々市長との関係の中で、明確な、それなりの根拠があるということの中でも、異動を行っている。それは、私も自信を持って、そのような異動をしているというところでございます。

以上でございます。

○副議長(岡崎利久君) 11番寺田公一君。

○11番(寺田公一君) 職員との意思疎通もしっかりできて異動しているので、大丈夫だということですので、あえてこれ以上、聞きません、そのことは。

もう1点は、保育園の保育士の異動。これは、実際、もう保育園児はうちはいませんので、わかりませんが、内情が。

異動表を見てびっくりしたのは、小さな園、職員が3人程度の保育園が何園かありますが、そのほとんどが、全員が入れかわっている。気

がついたのが、私、橋上なんで、橋上保育園の異動表を見たときに、園長、保育士、調理師まで全員がかわっていると。

子供たちは3月31日まで、園児はある先生たちと一緒に楽しくやっていて、月がかわって、いきなり、保育園に行ったら、知った先生が一人もいない。こんなような状態になっているんじゃないかというふうに、私の想像はなるんですが。

このような異動が、市長、いいと思いますか。

○副議長(岡崎利久君) 市長。

○市長(沖本年男君) お答えをいたします。

職員の異動に際しましては、前任者からの引き継ぎはもちろん、保育をしていく中での課題や、問題点等について、これは経験豊富なベテランの保育士からの助言や、園内での話し合い等を通じて、できるだけ子供たちが不安に思うことのないよう、日々、保育に取り組んでいるところでございます。

今後も子供たちのことを第一に考え、そして子供たちが安心して生活できることを念頭に置きながら、対応してまいりたいと、このように考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長(岡崎利久君) 11番寺田公一君。

○11番(寺田公一君) 安全とか、状態を把握するというのは当然なんですよ。ある日、突然、先生がみんなかわっていた、子供たちの混乱は想像できませんか、市長の中で。

子供たちは、ずっと、毎日通っているんですよ。3月の末までね。月がかわって、4月の異動で先生が全員かわっていた、落ちついて園で遊べますか。

そのような状態をつくった異動の執行権者は市長でしょう。そのことをどう考えますかと聞いているので、ありきたりの、子供たちの安全とか、そういう引き継ぎとかいう話は、当然、

どの課でも、どの園でもするんですよ。そういう異動をすることが、おかしくないですかというのを聞いているので、そのことについての市長の答弁、もう一度求めます。

○副議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

常に、異動に関しましては、先ほど来、言っていますように、子供たちの不安を今後、抱かせることのないような異動を、当然のことながら最重視して考えております。

しかし、それぞれの園によって、さまざまなそこに原因、そして結果という形になっているわけございまして、今回はそういうところが、今までにも何件かあったような形もあると思うんですけども、今回は4園がそういう形になったということが、3園になったということが重なったというふうにも判断をしております。

各園での内容を、きちっと突き詰めていけば、そこに私は、当然のことながら、皆さんに、市民に納得していただける、そういう内容が含まれている。それを、私としては、自分の権限として判断をいたしましたということでございます。

以上でございます。

○副議長（岡崎利久君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 今の市長の答弁、ちょっと気になりました。

各園で、そうすると園の職員なりに問題があったということですか、全員をかえたのは。そんなような答弁に聞けましたが。

私の質問は、少なくとも3人おれば、1人ぐらいは残しておれば、職員の引き継ぎもそうですし、保育園児の精神的な安心も保てるんじゃないですか。そういう異動に心がけたほうがええがじゃないですかという質問をしているので。3人ともかえたのには、何かそこに問題があるような発言はおかしいですよ。もう一度聞きます。

○副議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） 異動というのは、異動されるから、その職員が、した職員に問題があったという捉え方自体が、私は考え方の一つだというふうに思います。

その職員をさらにスキルアップさせ、経験を豊かにさせていただいて、さらに次の仕事に移っていただく、そういうことも含めたものが、私は人事異動だというふうに思っています。

個人的なプライバシーのこともございますが、私としては、人事異動につきましては、そういう大きな観点、将来の中で判断していく。

しかし、その中に、退職していただくか、あるいは本人からの希望があるだとか、さまざまな事情がありますよと。しかし、それは私が所管課ともきちんと連携する中で、判断した結果が、このようになっていると、いうところでございますので、よろしく願いいたします。

○副議長（岡崎利久君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 職員のスキルアップであったり、個々の事情を言っているんじゃないんですよ、私は。子供たちに対して、そういう異動がいいのかと聞いているので、意見の相違なんで、これ以上言ってもいけません、市長は、小さな園については、どうでもいいんだなというふうに感じましたよ。

大きな園であれば、例えば10数人、職員がいる園で、2人、3人異動してもわかりませんよ、子供たちは。3人しかいない園で、3人ともかわったら、おかしいでしょうって言っているので、それを、個々の職員の問題を取り上げて言われると、もう話になりません。もうやめます。

次に、防災計画についてお聞きをいたします。

市長になって1年半たちました。地域防災計画というのが、いまだにでき上がらない。中身が一向に見えてこない。

庁内では、日々、議論を重ね、マニュアルと
いうか、計画づくりに担当の課もできましたの
で、職員は一生懸命やっているといます。

ただ、市民に対する情報発信が余りにも少な
過ぎる。宿毛市内、特に市街地、津波が、10
メートル以上の津波が来るという話がきて、も
う1年以上になります。どこに逃げたらいいの
か、どこが避難所として指定されているのか。
私たち議会に対しても、一向に示されてきてお
りません。これは、どうなのかと思いますが、
まずこのことについて、市長のお考えをお聞き
をいたします。

○副議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

防災計画と公共施設の安全性、そういう形の中
での今の状況等についての質問をいただきました。

この質問の内容につきましては、野々下議員
の質問にも、相当詳しく答弁はさせていただ
いているというふうには思っておるわけでござ
いますけれども、地域防災計画の改定につきま
しては、前年度より事業を繰り越して、見直し
を行ってやっているとございまして、南海
トラフ巨大地震の新想定を受けて、全面的な改
定となったことによりまして、現在の県の防災
計画など、各種の計画との整合性、これを取り
ながら、本年度秋ごろの完成をめどに取り組
んでいるところでございます。

また、市民に対する情報発信につきましては、
広報やホームページ等を通じて、防災対策の取
り組みの状況などを、市民の方々にわかりやす
い形で発信していくよう取り組んでまいりたい
と、このように思っているところでございます。

以上でございます。

○副議長（岡崎利久君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 再質問いたします。

昨日の野々下議員の質問で、そのような答弁

がありました。ホームページや広報ということ
でありましたが、いつ、どこに、どんな人がい
るかわからないわけですよ。

例えば、私も、家は橋上にありますが、宿毛
にいるかもしれない。県外から来た方が、宿毛
に、そのときに滞在しているかもしれない。

そのときに、地震が起こる、津波が来る、ど
こに逃げたらいいのかわからない。あした来る
かもしれません。30年後かもしれません。

しかし、今、全国が、また高知県内のほかの
市町村が一生懸命、いろいろな人と話し合いな
がら計画をつくり、実行しているのは、被害者
を一人でも少なくしようということ、一生懸
命考えているから、いろいろな情報発信をして
いるんでしょう。

宿毛が一生懸命やっているのはわかりますよ。
危機管理課もつくったんですから。しかし、そ
れが目に見えてこないのが一番心配なんで、そ
のことについて、どのような形で今から進めて
いくのかについて、市長の答弁を求めます。

○副議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

避難計画等につきましては、東日本大震災以
降、各地域での座談会などにより、地区の意見
を聞きながら、選定や準備を進めてまいりまし
た。

津波の避難場所等についてでございますけれ
ども、現在は、津波の避難計画の見直しをして
いく中で、地域の津波避難計画や、地域避難の
マップの作成を行っているところであり、今後、
各地区等で確認をいただき、さらに精査をして
まいりたい。そして、市民の皆様には、津波避
難計画の改訂版ができましたら、新想定に対応
する津波避難マップを全戸配布させていただ
きたい、このように考えておりまして、執行部と
して、宿毛市として、具体的な計画、そういう
相談もしながら、そして具体的には、各地域の

対象となる方々とも相談を進めながら、あるいは専門的な部署や専門的な機関、上級機関、そういうところとの調整をしながら、今後、こういう形の中で、避難用の計画、避難の防災体制を公表し、周知もさせていただきたい、このように思っているところでございます。

以上でございます。

○副議長（岡崎利久君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） やっていただきたいとは思いますが、スピードアップですよ。本当に、あした来るかもしれないんですよ。

そのときに、避難所がどこにあるか、避難ビルがどこにあるかというのがわからないような形では困ると思います。特にこの市街地というか、この街の中。

どこに逃げたらいいのか、これは早急にするべきだと思います。

その避難場所であったり、特に避難ビルについて、現在、新想定になったので、見直しをかけているというお話がありましたので、どれくらいの戸数があるのかなというのを、今、言える部分があればお示しを願いたいと思いますが、特に避難場所については、当然、地権者がおります。

この地権者等とも、契約になるがですか、覚書になるがですか、わかりませんが、そういうものを交わさないといけないというふうに思うんですよ。農地であっても山林であっても。そのあたりの進みぐあいというか、どういう形で進めるのか、何カ所程度を、宿毛のこの市街地やったら想定しているのか、その部分についてお示しを願いたいと思います。

○副議長（岡崎利久君） この際、休憩いたします。

午後 1時45分 休憩

----- . . ----- . . -----

午後 1時52分 再開

○副議長（岡崎利久君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

市長。

○市長（沖本年男君） 寺田議員の一般質問にお答えをいたします。

野々下議員の質問でもお答えいたしましたが、まず、津波の避難ビルにつきましては、以前の津波想定が出されたところから選定を初め、30カ所の建物を指定しているところでございます。

なお、5月に高知県が公表した被害想定を受けまして、指定が解除となる建物がございまして、変更後の一覧を、今後、ホームページを初め、広報すくも等、あらゆる機会を通じまして、市民の皆様にお知らせしてまいりたいと考えております。

なお、津波避難ビルとして建物を指定する場合には、もう当然のことながら、所有者の方から承諾書をいただいております。

それと、通告にありませんでしたので、数字的な形が、即答するのがおくれましたけれども、いわゆる避難場所の数につきましては、宿毛市内の浸水域全体の中で、全体で193カ所ございます。

その辺で、もし詳しく、もっと質問という形があれば、所管課のほうから答弁いたさせますので、また質問をよろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○副議長（岡崎利久君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） ただいまの市長の答弁の中で、ビルの30カ所、これは新想定で津波高が高くなったわけですから、当然、3階建、2階建のビルなんかは、当然、対象外になるろうし、見直しをかける必要があるのはわかります。それは、できるだけ早く公表し、また、ビルの入り口等に、多分、県下統一の標識というか、ビルの指定の看板等がつくんじゃないかと

いうふうに思いますが、そういうのを、できるだけ早く設置すれば、地域の人以外でも、目につくと安心感もふえてくるんじゃないかというふうに思いますので、早急な対応をお願いしたいというふうに思います。

次に、避難場所についてですが、全体で193カ所、これは、例えば、栄喜から始まって、藻津のほうまで、当然、指定をするわけですから、箇所数はかなり多くなると思うんですが、特に、町に来たときに、多くの人は、やっぱり買い物、病院等で、町に出てくるわけですから、そこに来たときに、どこに逃げたらいいのかというのを、やっぱり早急に指定をし、この部分だけでも、早く公表すべきじゃないかと。

全体計画がまとまってしまっていないと出せないじゃなくて、この部分については、早急に見直しをかけ、また指定もして、もしものときには、そこへ逃げてくださいということを、行政が言うべきじゃないかというふうに思うんですが、この点についてお考えをお聞きいたします。

○副議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

いわゆる市街地についての避難場所の、きちんとした広報なり表示をということでございます。

市街地に関しましても、地域住民の方々との調整等も、当然ありますし、その辺で、体制が整い次第、公表できるところから、私は公表していくべきであるし、また、その表示等についての御提案もいただきましたけれども、主管課のほうと打ち合わせをしながら、市民の皆さんが、そういう場合に対応できる、できるだけ早く、それを実施していけるような方向で検討してまいりたい、このように思っています。

よろしくお願ひいたします。

○副議長（岡崎利久君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） やはり、市長は決断するときには決断していますね。早急にやっていくということですので、期待をしております。次の質問に移ります。

公共施設の安全性について、お聞きをいたします。

小学校、中学校、また保育園の耐震化については、今まで議会の中でもいろいろと議論をされ、市長の考えも聞いてきたわけですが、その他の公共施設というのが、どれだけあり、またその耐震化については、どのような状態なのかについて、執行部がどのように把握しているのかを、まずお聞きをいたします。

○副議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

小中学校及び保育園以外の公共施設は、市営住宅を含めまして、165施設ございます。そのうち、新耐震基準、すなわち昭和56年6月以降に建てられた施設は63施設で、全体の約38%となっております。

宿毛市役所につきましては、今年度中に耐震改修する予定でございますが、その他の公共施設につきましても、今後、防災体制を進める中で、順次、対応してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○副議長（岡崎利久君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 165施設で63施設が新耐震で、あと102施設が非耐震のままであると。これについては、2次診断という、1次診断、2次診断という、耐震診断をしているのか。また、例えば、SRF工法のように、耐震診断をせずに、公共施設でも耐震化はできるわけですから、するのか、どのような形で、今、市長は順次、耐震化を進めていくというふうに言われたわけですから、進め方についてお聞きしたいのと、この102施設の中で、市営

住宅が何施設あるのかについて、わかっているとお示しを願いたいと思います。

○副議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

このような公共施設についての、耐震化をしていく段取りについて、考えが求められました。

現在、議員も御承知のように、さまざま喫緊の課題の公共施設、緊急を迫られた事業等がございます。あるいは、また市営住宅等の、そういう耐震化の方向等も、小中学校、保育園とは別に、検討課題となっている、非常に重要な案件もありますので、そうした全体の状況とか、あるいはまた、国の今後の補助制度であり、県の補助制度であり、さまざまなそういう状況を判断をしながら、次にはどのような手を、あるいはまた、診断をしていくかということ等については、当然のことながら、検討は進めてまいらなければならないと考えております。

そうした中で、市営住宅の件数とはいうことでございますけれども、私のほうで把握している、今、資料で持っているのは、いわゆる、例えばですけれども、平井団地は、平井団地という、団地一くくりの施設という形での個所づけのものはあるわけでございますけれども、いわゆる棟とか、あるいは戸とか、長屋の住宅もありますので、そういうことについては、現在、調査をして、ここで答弁できるような形で準備しておりませんので、必要であるならば、また資料として、今後提出させていただくということで、御理解をいただけたらというふうに思っております。

以上でございます。

○副議長（岡崎利久君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 個々の部分について、まだしっかりと把握はできてないということは、防災計画の進捗率も余り進んでないんじゃないかというふうに、逆に不安になるわけですが。

この施設というのは、市内の各地区にある集会所等の施設も、ある程度、公共施設という部分もあるというふうにも思うんですが、津波想定区域にある施設については、これは津波の後、使ったりはなかなか、することは難しいというふうにも思いますが、津波想定区域外に、もう相当数の集会所等の施設があります。ここは、それこそ、その地域の方々の避難地にもなると思うんですが、将来的に言えば2次避難、3次避難で、あいた施設があれば当然のごとく、被災者がそこに避難をしていくという施設になるわけですから、早急に耐震をしていくべきじゃないかというふうにも思いますが、この点についての市長の考えをお聞きをいたします。

○副議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

先ほどの、前段の質問に対しての補足した説明もいたしたいと思うんですけれども。

現在、宿毛市が所有している建物の耐震化率、これに関しましては、27.27%、いわゆる44施設のうち12施設が新耐震基準を満たしているという数字となっております。

それぞれ、いわゆる浸水域に入っていない地区の公共施設等についての重要性も指摘をされました。それについて、今後の耐震化等の対応も質問されましたけれども、私も本当にそのとおりだというふうに思っております。

非常にたくさんの皆さんが避難をされる状況があると思いますので、そういう場合には、それは浸水しない地域の公共的な公共施設、これを利用していくということは、本当に大事なことだというふうに認識をいたしております。

そういうことも含めながら、今後、たくさんの課題がございます。そうした中で、重要度をきちんと位置づけながら、個々の方向について、検討は当然のことながら進めていかなければならない、これが行政としての、我々は任務だと

いうふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○副議長（岡崎利久君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 順次進めていくという市長の強い意思が見えましたので、多分やってくれるでしょう。

次の質問に移ります。

次に、小中学校の再編計画について。

まず、これは教育長のほうから、まずお聞きをしたいと思いますが。

3月議会の中で、教育長の発言として、学校再編について、見直しも必要であるというような発言がありましたが、この再編計画の見直しは、今後、どのようなスケジュールで行おうとするのか。行われるのかについて、まずお聞きをしたいと思います。

○副議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） 11番、寺田議員の再編計画の見直しのスケジュールについての御質問に、お答えをいたします。

学校再編につきましては、先の3月議会におきまして、学校の適正配置、適正規模等を総合的に勘案する中で、計画を策定し、策定後において、状況の変化があれば、状況に応じて修正をしていくことは必要であり、大震災、あるいは津波被害を踏まえ、前向きに見直しをしてまいりたいとの答弁をさせていただきました。

現在、見直しに当たり、各学校の保護者の御意見を伺っている状況で、松田川小学校、宿毛小学校、橋上小学校並びに橋上中学校につきましては、既に意見交換会を開催させていただき、現在の状況を説明して、再編計画に関する貴重な御意見などをお伺いしたところでございます。

今後につきましては、先ほど申し上げました学校以外でも、もちろん既に意見交換会を行った学校についても、状況に応じて、再度の意見交換会を開催する等、保護者の御意見をお伺い

したいと考えております。

その後、教育審議会に諮る中で、できるだけ早い時期に、新たな再編計画を策定してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（岡崎利久君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） ただいまの教育長の答弁の中で、新たな再編計画というふうに言われたわけですが、これは19年度に、前市長のもとで、突然として再編計画が出され、22年にほとんどの議論もせずに見直しをかけてきたというふうに、議会の特別委員会の中でも検証してきたわけですが、今、教育長の言われる再編計画というのは、ベースにあるのは、22年度の計画なのか、それとはまた別に各地域、各保護者等の意見を聞きながら、新たに編成してくるものなのか、そのあたりの教育長の考えをお聞きをいたします。

○副議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） お答えをいたします。

平成22年度に一度、再編計画を見直しましたが、先の3月議会でも申し上げましたように、いろいろな状況が変化する中で、子供たちの状況、学校の状況、保護者の思い、いろんなことを勘案する中で、新たに再編計画を模索して行く必要があると、そのように考えております。

以上です。

○副議長（岡崎利久君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 新たな再編計画というふうな考えだというふうに捉えましたので、できるだけ時間をかけてというのはおかしいかもしれませんが、今までのように、トップダウンの、なかなか地域、また保護者が理解しにくいような計画ではなく、一度出せば、そこからぶれない形の計画をつくっていただきたいというふうに思います。

次に、萩原地区への住民説明会を、これは宿

毛小学校の移転先ということで、3月議会終了後ですか、開いたというふうに思うんですが、これは市長にお聞きをしたほうがいいと思うんですが、その感触というのはどうだったのか。また、どういう形で進めていけるのかなというのは、僕たちにはまだ見えないところがあるんですが、まずは住民説明会を開いたということで、その感触についてお聞きをいたします。

○副議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

それまでに、先ほどの防災対応、耐震化のところの答弁として、少し私の資料の見間違いがございましたので、訂正をさせていただきたいというふうに思いますが。

先ほど、56年6月以降建てられた施設は、新耐震基準は63施設で、全体の38%という形で説明しました。

この根拠となりますのが、宿毛市所有の建物の耐震化の基準という形の数字をもとに出した数字でございましたけれども、私は、先ほど、市所有の建物の耐震化率は、27.27%というお答えをいたしました。これは資料の1ページ目だけを見てのことでございまして、全体としては、165施設、先ほど言いましたように、63が新耐震で、38.18%、これが正しい内容でございますので、訂正をさせていただきたいというふうに思います。

それでは、萩原地区における住民説明会のことに関してでございますけれども、4月24日午後7時から、市役所庁舎にて、約20名の住民にお集まりをいただき、開催をいたしました。

その際、御意見、御要望等についても、多々いただきましたが、御意見を総括しますと、基本的に説明会に参加された住民の皆様のお考えは、高台広場整備におおむね賛成ということでございました。

また、懸案事項である用地の買収についても、

説明会の参加者からは、反対という意見は一つもございませんでした。今後といたしましては、地権者の説明会を実施し、事業の概要や必要性を十分に説明をして、地権者の御理解を求めてまいりたい、このように考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（岡崎利久君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） おおむね、地域としては賛成というか、高台移転に協力的な意見やったということですので、できるだけこれを早く進めて、住民に対して、また学校移転できるめどが立てば、早急に移転をするような形で進めていただきたいというふうに思います。

これ以上は、9月議会に、市長はこの住民説明会の後の、これは新聞の談話でしたか、9月議会には関連予算を提案するような形でいきたいというようなコメントを出していたように思うんですが、きのうの質問等で、今の学校の耐震診断が10月ぐらいになるというような答弁もされてましたが、9月議会に判断をしたいというようなコメントを出していたこの市長のコメントっていうのは、現在、どのようになっているのかを、まずお聞きをいたします。

○副議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

宿毛小学校の耐震2次診断については、浅木議員からの質問でも答弁いたしましたとおり、10月末には、委託業者から成果品が提出されることになっておりますので、その成果品をもとに、保護者等への説明会を開催し、意見を集約する中で、12月議会では、一定の方向性を提示してまいりたいと考えております。

なお、2次診断については、先ほど申し上げましたように、10月末を工期としておりますが、それまでにおいても、中間報告をいただくように、委託業者とは調整しておりますので、

報告があった際には、議員の皆様にも現状を報告してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○副議長（岡崎利久君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） ということは、9月議会には、間に合わないなという判断でよろしいんですか。

○副議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

先ほど申し上げましたように、10月末の2次診断の成果品の提出をもとに、保護者説明会等を実施した後に判断してまいりたいと考えておりますので、9月ではなくて、12月議会までには、判断してまいりたいと考えております。

私としても、できるだけ早くという思いの中で、あのような発言をしたというふうに承知をいたしております。

なお、9月には、2次診断の中間報告をいただくように、委託業者と調整しておりますので、9月議会には、議員の皆様にも、見込みではありますが、御報告できるように努めてまいりたいと考えております。よろしくお願いをいたします。

○副議長（岡崎利久君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 9月議会に間に合わないんですねという質問をしたので、間に合いませんと言うてくれたらいいんですね。

市長の発言というのは、重たいんですよ。執行権も持ってます。予算の編成権も持ってます。議会は、それをチェックする機関ですので、出された議案に対して、可否を判断するという仕事を担っているということですので、何もここで市長を、いじわるして質問をしているわけじゃないんですね。執行部が今、何を考えて、どういう形で進めてきたいのか、住民が何を求めているのかを、ここで質問者と答弁者という

形でやりとりをしているわけですよ。

市長は、きょうも質問の中でも、途中で、なかなか理解しがたい答弁もよくありますが、しっかりとした答弁をしていただきたいし、そのために、私たちはある程度の、事前の聞き取りにも応じている。何を質問するのかについても、通告をしているわけですから、その部分については、どちらかと言えば、各課長がやる内政的な問題よりも、執行部が何を考え、市長が何を考え、どういう形で、宿毛市というところを引っ張っていかうかという方向性みたいなものを、私は問うているというふうに思っていますので、もっとしっかりとした答弁をしていただきたいと思います。

私、まだまだ満足のいく答弁はいただけない部分がありましたが、本日の一般質問はこれで終わります。

○副議長（岡崎利久君） この際、10分間休憩いたします。

午後 2時20分 休憩

-----・-----・-----

午後 2時30分 再開

○副議長（岡崎利久君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

13番濱田陸紀君。

○13番（濱田陸紀君） 13番、一般質問を行います。

宿毛花へんろマラソンについて。

宿毛花へんろマラソンは、平成21年からスタートし、25年3月17日で終止符を打ちましたが、しかし、市長が終止符宣言をした直後から、継続を願う市民の会からブーイングが起り、継続を願う市民の会とか、高知新聞、ランネットの投稿等など、さまざまな声が聞こえてまいりました。

私にとって、特に心を打たれた記事は、高知5月4日コラム「土佐あちこち」の中で、歴史

が浅い大会を過小評価し、自分を反省した記者の気持ちでした。

「宿毛花へんろマラソンは4回しかやってないし、今ならやめやすい。宿毛市が花へんろマラソンを今春限りとし、別のスポーツ大会を検討する方針を示した際、正直そんな感想だった。

ところがその後、本紙投稿欄などに、大会存続を求める声が相次いだ。地元でも、住民有志による存続を求める会が設立され、集会には約90人が集まったことも驚かされた。

マラソンは、県内でも数多く、歴史の浅い大会を過小評価してしまった自分を反省した。特に、本紙などに寄せられた声で、「もてなしがすばらしかった」との意見が際立った点は注目したい。

ランナーが評価したのは、風光明媚な景色だけでなく、沿道の温かい声援やサポートなど、大会を支えた市民の存在。タイトルどおり、お遍路さんのお接待の心に通じる真心だったようだ。

大会の継続はスタッフの確保など課題が少ない。しかし、これまで支えてきた複数の団体も継続を願い、ボランティアの増員を検討中という。市の判断が注目される。

季節の花に加え、心の花も開くマラソン、歴史が浅いというのは、見方を変えれば、さらに花開く可能性も秘めている。」

この「真心マラソン」は5月4日付、井上記者の高新コラムから引用させていただきました。

質問1としまして、新聞投稿欄に、大会存続を求める声が相次いでいる。市民からも、大会存続を求める声が日増しに大きくなっている。この点について、市長並びに教育長に答弁をお願いします。

○副議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） 13番、濱田議員の一般質問にお答えをいたします。

花へんろマラソンにつきましては、本議会でも、松浦議員、そして浅木議員、質問がありまして、それぞれお答えさせていただいておりますけれども、私としては、実際に運営にかかわっていただいている実行委員会での御議論を、最大限に尊重しなければならないと考えておりまして、花へんろマラソンを中止といたしました。

その後、市民各層から、花へんろマラソンを惜しむ声があることも承知しておりますし、私自身も、あの大会後、この花へんろマラソンにつきまして、認識を大きく変えた。これは、私自身の心のことでございますけれども、そのような認識を持っているところでございます。

そういった意見も、市民の惜しむ声も、このことも承知しておりますので、このことを参考にさせていただきながら、例えば寛平マラソンであるとか、あるいはハーフマラソンであるとか、このような形の中で、新しい競技の中にそういう選択肢も踏まえながら、検討をしてまいりたいと、このように考えているところでございます。

よろしく願いいたします。

○副議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） 13番、濱田議員の一般質問にお答えをいたします。

私といたしましても、昨日、松浦議員にお答えをいたしましたように、新たな競技を検討する中で、今後、ただいま市長も申し上げましたように、市長とも連携をとりまして、取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（岡崎利久君） 13番濱田陸紀君。

○13番（濱田陸紀君） 引き続き、ランナーの評価、もてなしがすばらしかったとの意見が際立っていたが、大会の存続、スタッフの確保など課題が少ない。複数の団体も継続を

意識、ボランティアの増員等を検討。歴史が浅いというのは、見方を変えれば、さらに開花する可能性も秘めている。できればもう一度、市長にこの点についてお聞きしたい。

○副議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

濱田議員も申されましたように、この花へんろマラソンを実施することにおいて、ランナーの皆さんはもちろん、あるいは大会の実行委員会の皆さん、あるいは市内のボランティアの皆さん、あるいは小学校や中学校の生徒の皆さんや先生の皆さん、そういうことを含めまして、この間の中で、非常に大きな経験をしてきたというふうになってきております。

こういう大会を、本当に市外から訪れる機会の少ない、こうした宿毛市の中では、貴重な存在であるというふうに認識をいたしております。

そうした中で、何が問題なのか、この花へんろマラソンは一旦中止という形でしてまいりますけれども、そうした中で、くみ上げていく教訓は、これは教育面も含め、宿毛市の活性化や、あるいはさまざまなボランティア、スポーツの振興を含めて、非常に大きな、私はこれからの宿毛市のそれぞれにおける方向の中で、重要な位置づけになっていると思います。

そういう点で、市民の皆さんが、ずっとずっと今年度を通じて議論をしながら、よりよい方向へ持っていくべきだと、そういうすばらしい大会も、一面では残したと、そういう大会であったというふうに認識をいたしております。

以上でございます。

○副議長（岡崎利久君） 13番濱田陸紀君。

○13番（濱田陸紀君） 再質問をします。

私、これは職員へのちょっと苦情になりますけれども、私、花へんろマラソンで、太鼓をたたいているところは、文教センターの前でもなかった、昔は、あれはどこやったかな、バスセ

ンターの前ですか。

一応、文教センターの前あたりで太鼓をたたいていたわけですが、そのときに、私が、御苦労さんじゃなと言うて、ある人に声をかけました、これは市の方です。そうしたところが、「濱田さんなんかはええですわ。ただ手をたたいて、頑張れよ言うたら、それだけで済むけど、私ら、なかなかですよ」と言うて、苦情を言われました。

しかし、私は考えてみたら、職員などからの苦情が、一番忙しいときという話でございましたが、私は、市民への奉仕するべき職員の皆さん、自分たちの都合だけじゃなく、市民が何を望んでいるかを第一に考えるべきではないだろうかと、そのように思いました。

私はただ、その人ののはたで、ただ手をたたいて、頑張れよだけの声援でございましたけれども、しかし、私が思いますに、やはりパブリック・オピニオン、一般的に言いますか、世論と言いますか、市民の皆さんがどのように感じているか。そして、パブリック・オピニオンの次に、パブリック・サーバント、公僕ということ、私は特に思いました。

何かこの、市の連中は、自分がエリートで、ほかの人はちょっと、私なんかより下ではないだろうかとそういうようなことを、特に感じました。

そういうようなことを言うべきではないかもしれませんが、はたにおった人が、何か市の人はエリートやからなという言葉聞きまして、私も特にそういうようなことを思ったわけでございますが、市長はこの点について、どうのように判断しますか。

これはなかなか難しい問題でしょうから、市長が答えられるあれではございませんけれども。

○副議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

市の職員、これは全て仕事というものに関しては、市民のための業務であるということは、私は当然のことです。そういう認識を持っております。

しかしながら、今回の実行委員会が、あのような方向を出したということは、これは事務局は宿毛市の行政にありますけれども、広く宿毛市内の各種地域を代表する、団体を代表する人たちの構成された、皆さんによって、判断された結果でございますので、私はそういう狭義な形で、この大会、中止、一旦見直すという形になったものではないというふうに判断をいたしております。

当然、市の職員も、そのような狭義な形ではなくて、広く市民のために役に立ちたい、そういう思いで仕事に励んでいるというふうに、私は自信を持ってお答えいたします。

以上でございます。

○副議長（岡崎利久君） 13番濱田陸紀君。

○13番（濱田陸紀君） 一応、3月17日に市長がこの大会を終止符宣言をしたわけでございますので。しかし、市民の間からは、もう一度やってくれないか、何かの形でやってくれないかというブーイングも起こっているわけです。

それで、市長にもう一度お聞きしますけれども、その大会の朝、間寛平さんから、宿毛マラソンを継続してくれと。それができないのなら、僕もいろんなことは協力するからということで、でき得れば、宿毛市より知名度の高い「間寛平宿毛マラソン」とか、それはいろいろと、またネーミングはできると思いますが、冠をかえて、もう一度やる気はないか、市長にお聞きします。

○副議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

今の答弁は、先ほど、私はもう答弁させていただいたというふうに思っております。

ただ、私は、冠する名前を変えるというだけでは、私はいけないというふうに思います。やはりその内容そのものも充実し、実行委員会体制についても、改革すべきところはし、本当に市民が、皆さんがボランティアとして、多くの皆さんが参加をしていく、そしてランナーも、まだわかりませんが、より多くエントリーしていただく、そういう、より高い方向に、宿毛市にとって、本当に自慢のできるような、そういう形の中で、私は今後の選択肢の中に入れて考えていくべきだというふうに思っております。

以上でございます。

○副議長（岡崎利久君） 13番濱田陸紀君。

○13番（濱田陸紀君） そしたら市長、ネーミングをかえて、例えばどういう名前になるかは知りませんが、一応、マラソンは、市長としてはやっていきたいと、そういうふうに思っております。

○副議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

何度も答えていると思うわけでございますけれども、私としては、とにかく実行委員会が母体になって進めているこの事業で、実行委員会があのような判断をしましたので、それは物すごく強く受けとめて、今年度は非常に厳しいのではないかとこのように判断をしております。

しかし、さらに今年度検討していく中で、このようなマラソン競技等、ここで私がまた花へんろマラソンを同じ形でやるとかいう答弁は、これはできません。それはまた、新たな組織の中で、新たな形で検討していくべきで、そこでの方向がすべきであります。

より、内容はそれを運営していく体制を含めた、いわゆる、今の実行委員会をやった方々のように、本当に大きなしわ寄せにならないような、負荷も分担をできるような、そういうこ

とも含めて検討する中で、私としては、このマラソンの協議を続けていきたい、このように考えて、今までも、今議会でもそのようにずっと答弁をさせていただいたというふうに思っております。

以上でございます。

○副議長（岡崎利久君） 13番濱田陸紀君。

○13番（濱田陸紀君） 一応、念押しのために言わせていただきました。

それでは、防災行政について。

学校、公園等への手押しポンプの設置について。

過日、梓公園で清掃活動をしてきている中学生ぐらいの女の子さんに、「御苦労さん、ありがとう」と言いますと、その女子生徒が、「濱田のおじさん、公園に手押しポンプをつくってくれませんか」との質問を受けました。

それから、名前は聞いていませんが、女先生も見えられ、手押しポンプの話をしていましたと言うと、その先生から、また、できれば学校と公園等へ設置をしていただけないでしょうかという話をいただきました。

災害時には、水が一番。水さえあれば、1週間は最低でも生き延びることができます。また、洗面の水、体をふく水、トイレ使用の水、水は皆さんそれぞれストックはしていると思うんですけども、やはりそういうような大量に使う水は、ストックはしておりません。

ぜひとも、学校、公園等に手押しポンプを設置してください。

考えてみれば、誰しものが、水が一番大事なことはわかっているはずです。私も、中学の女生徒に教えられました。

私の答えは、市の偉い人に話してみますと言いますと、やった一という言葉が返ってきました。私も童心に帰った気持ちで、うれしくなりました。

それで質問ですが、やはりライフラインの中で、水が一番大事であると思うわけでございますが、市長並びに教育長にお聞きします。

○副議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） 濱田議員の市内公園施設等への手押しポンプの設置について、質問をいただきました。お答えをいたします。

濱田議員の提案は、防災対策上において、非常に有益なものの一つであると、私は認識をいたしております。

震災被災時のライフライン復旧までのタイムラグは、いかんともしがたいものと考えます。緊急時における手押しポンプのような施設は、高齢者や子供たちにも利用でき、利便性にすぐれ、特に松田川の豊富な伏流水の恵みもある中心市街地域であるならば、有益な水資源の確保が可能となります。

このようなことから、このたびの提案につきまして、公園施設管理担当課や学校施設を管理する学校教育課と、前向きに検討していきたいと思っております。

なお、具体的に申しますと、まちづくりの観点からも、小野 梓の生家跡、小野 梓記念公園に現存しますゆかりの井戸を再利用できるものか、これについても調査検討してまいります。

以上でございます。

○副議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） お答えをいたします。

ただいま市長からの答弁にもございましたが、私といたしましても、被災時の飲料水を含めた水の確保の必要性は、認識をいたしておりますので、今後、設置の必要性であるとか、その有効性等について、市長部局とも十分に協議検討してまいりまして、考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○副議長（岡崎利久君） 13番濱田陸紀君。

○13番（濱田陸紀君） 大変、結構な。ありがとうございました。

でき得れば、早急にやっていただきたいと、そのように思っております。

どうもありがとうございます。

○副議長（岡崎利久君） これにて一般質問を終結いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後 2時51分 散会

平成25年
第2回宿毛市議会定例会会議録第4号

1 議事日程

第10日（平成25年6月19日 水曜日）

午前10時 開議

第1 議案第1号から議案第15号まで

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 議案第1号から議案第15号まで

----- . . . -----

3 出席議員（14名）

1番 高 倉 真 弓 君	2番 山 上 庄 一 君
3番 山 戸 寛 君	4番 今 城 誠 司 君
5番 岡 崎 利 久 君	6番 野々下 昌 文 君
7番 松 浦 英 夫 君	8番 浅 木 敏 君
9番 中 平 富 宏 君	10番 浦 尻 和 伸 君
11番 寺 田 公 一 君	12番 宮 本 有 二 君
13番 濱 田 陸 紀 君	14番 西 郷 典 生 君

----- . . . -----

4 欠席議員

な し

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局 長 岩 本 昌 彦 君
次長兼調査係長 松 本 政 代 君
議事係長 柏 木 景 太 君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市 長 沖 本 年 男 君
副 市 長 安 澤 伸 一 君
企 画 課 長 出 口 君 男 君
総 務 課 長 山 下 哲 郎 君
危機管理課長 楠 目 健 一 君
市 民 課 長 立 田 ゆ か 君
税 務 課 長 佐 藤 恵 介 君

会計管理者兼 会計課長	滝本節君
保健介護課長	児島厚臣君
環境課長	山崎善文君
人権推進課長	杉本裕二郎君
産業振興課長	黒田厚君
商工観光課長	朝比奈淳司君
土木課長	岡崎匡介君
都市建設課長	岩本克記君
福祉事務所長	河原敏郎君
水道課長	川島義之君
教育長	立田壽行君
教育委員会 委員長	増田全英君
教育次長兼 学校教育課長	沢田清隆君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	桑原一君
学校給食 センター所長	金増信幸君
千寿園長	山岡敏樹君
農業委員会 事務局長	岩田明仁君
選挙管理委員 会事務局長	嵐健君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時00分 開議

○議長（今城誠司君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「議案第1号から議案第15号まで」の15議案を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

3番山戸 寛君。

○3番（山戸 寛君） おはようございます。

市長、副市長を初め執行部の皆様方、市の運営に鋭意取り組んでおられることに、深く感謝を申し上げます。

この議案の質疑に関してですけれども、委員会でいろいろ検討させていただくことになっておりましてあれなんですけれども、皆様方、いろいろ工夫をされておるんだというところを市民の皆様にもわかっていただくために、あえて質問させていただきます。

私の質疑は、議案の第6号別冊、平成25年度宿毛市一般会計補正予算（第3号）のページ12、歳出、第2款総務費、第1項総務管理費、9目開発推進費、高知西南中核工業団地ガードパイプ再設置工事費932万2,000円についてでございますが、この工事箇所延長など、具体的内容についてお尋ねいたします。

続いて、同じく12ページの歳出、第2款総務費、第1項総務管理費、15目防災対策費、宿毛市防災対策加速化基金積立金1,836万円について。

この件は、議案第11号の宿毛市防災対策加速化基金条例の制定についてと関連があるわけですけれども、この積立金1,836万円を計上した経緯について、お尋ねいたします。

続いて、ページ16、第6款農林水産業費、第2項林業費、2目19節の負担金補助及び交

付金の宿毛市森林整備地域活動支援交付金319万5,000円と、宿毛市持続的森林経営確立総合対策実践事業補助金704万8,000円について、地域活動支援交付金の交付先とその内容について、それから、補助金、総合対策実践事業補助金の支給対象とその事業内容について、お尋ねいたします。

以上です。

○議長（今城誠司君） 企画課長。

○企画課長（出口君男君） 企画課長、3番議員の質疑にお答え申し上げます。

議案第6号別冊、平成25年度宿毛市一般会計補正予算（第3号）でございます。

12ページ、第2款総務費、第1項総務管理費、9目開発推進費の15節工事請負費932万2,000円の内容でございますけれども、本事業につきましては、高知西南中核工業団地内の歩道に設置をされておりますガードパイプが、経年のために、老朽化が非常に著しい状況になっております。そういったことから、進出をさせていただいております企業のほうからも、ぜひとも整備をし直してほしいという強い要請も受けておりまして、今回、932万2,000円で703メートルのガードパイプを整備しようとするものでございます。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 危機管理課長。

○危機管理課長（楠目健一君） 危機管理課長、山戸議員の質疑にお答えをいたします。

議案第6号別冊、平成25年度宿毛市一般会計補正予算（第3号）の12ページ、第2款総務費、第1項総務管理費、15目防災対策費、25節積立金の宿毛市防災対策加速化基金積立金1,836万円の新規計上予算について、御説明をいたします。

本予算は、県が南海トラフ巨大地震後の巨大津波から、県民の生命を守るため、避難施設整

備の加速化を図るとともに、整備に係る市町村負担を軽減することを目的としまして、平成25年度に創設をいたしました高知県津波避難対策等加速化臨時交付金を基金として積み立てまして、市町村の判断で、複数年度にわたって備蓄品の整備や避難施設の充実等、各地域の実情に合わせた、きめ細かな防災対策を推進しようとするものでございます。

本交付金は、市単独事業の場合、起債額の30%、国の補助事業の場合、起債額の20%が、事業実施年度の翌年度に市町村へ交付されることとなっております。対象となりますのは、繰越事業を含めた平成24年度及び平成25年度に実施した事業となります。

このため、今回、計上している予算は、繰越事業を含めた平成24年度実施の津波避難道等の整備に係る交付金額を合算しまして、概算ではありますけれども、現在、確定をしております1,836万円を計上しております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 産業振興課長。

○産業振興課長（黒田 厚君） 産業振興課長、3番、山戸議員の質疑にお答えします。

議案第6号別冊、平成25年度宿毛市一般会計補正予算（第3号）、16ページ、第6款農林水産業費、第2項林業費、2目林業振興費、19節負担金補助及び交付金の宿毛市森林整備地域活動支援交付金319万5,000円につきまして、御説明させていただきます。

本交付金につきましては、森林所有者、または森林経営の委託を受けたものが、計画的に集約した整備を行う事を目的とした森林経営計画を作成する際の各種調査や、合意形成などに取り組み、経費に対して支援を行うものとなっております。

当初予算におきまして、楠山、神有、山田の森林250ヘクタール、交付金額174万円を

議決いただいておりますが、新たに還住藪、坂本、奥奈路の376.16ヘクタールの森林におきまして、森林経営計画の策定に着手することとなりましたので、交付金額319万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。

交付金の内訳につきましては、森林面積に応じまして、共同で計画を作成し、関係者間の調整や集約化、施業実施の合意形成を行う共同施業型の場合は、1ヘクタール当たり8,000円、森林所有者から森林経営の委託を受けて、森林の経営、また計画期間内に間伐を行う経営委託型の場合は、1ヘクタール当たり3万8,000円。森林施業計画の対象となっております森林を、森林経営計画に移行する場合は、1ヘクタール当たり2,800円となっております。

負担割合につきましては、共同施業型、経営委託型は国2分の1、県4分の1、市4分の1となっており、森林施業計画の対象となっている森林を、森林経営計画に移行する場合の経費につきましては、全額県費となっております。

交付金の委託先につきましては、森林所有者から委託を受けております宿毛市森林組合となっております。

続きまして、同じく16ページ、第6款農林水産業費、第2項林業費、2目林業費、19節負担金補助及び交付金、宿毛市持続的森林経営確立総合対策実践事業補助金704万8,000円の内容につきまして、御説明させていただきます。

本事業につきましては、森林経営計画の作成及び施業集約化を進める上で重要となる既存作業道の整備につきまして、崩壊等を未然に防止するための路盤補強や、簡易な側溝の設置など、そういった簡易な改良の実施につきまして、支援する事業でございます。

本事業につきましては、本年度から2カ年の予定で実施されることとなり、この事業を活用いたしまして、宿毛市森林組合が還住藪で延長4,410メートル、二ノ宮で延長4,400メートル、2路線で合計8,810メートルの作業道の改良に取り組むこととなりましたので、補助金704万8,000円を計上させていただいているものでございます。

補助単価につきましては、1メートル当たり800円となっております、内訳につきましては、国2分の1、県4分の1、市4分の1となっております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 3番山戸 寛君。

○3番（山戸 寛君） ただいまの御答弁、ありがとうございます。ちょっと再質問がございますので。

ガードパイプの設置の件についてですが、今回の補正で703メートルを予定されているというお話でしたけれども、この前いただいた、元気交付金充当対象事業一覧というのによりますと、この予算額に該当する分が、平成26年度予定事業と、平成27年度の予定事業ということで色分けされておるわけなんです、これを、今回の補正で計上させたということは、前倒しでやることなのか、それとも補助金確保のために、将来的なものを見越して、手を挙げておかないかというような事情があったのか。

繰り越しになることを覚悟でやられたことなのか、ちょっとそこら辺について、再質問したいと思います。

それと、防災対策費の積立基金のあれなんですけれども、1,836万円、これは、積立金ということで、今後、どんなふうな形。つまり、積み立てていく次にですよ、積み立てていく性格なものなのか。1回限りで終わってしまうような性格のものなのかというのは、ちょっとわ

からないんですけれども。

特に、この予算で計上されている収入の部分ですね、先ほども答弁ございましたけれども、臨時交付金というような形の名目で、高知県避難対策等加速化臨時交付金という形で計上されていることもあって、そこら辺の継続性とかいうようなことについて、お尋ねしたいと思います。

以上です。

○議長（今城誠司君） 企画課長。

○企画課長（出口君男君） 企画課長、3番議員の再質疑にお答えを申し上げます。

高知西南中核工業団地内のガードパイプの整備について、26年度、27年度の事業を前倒しのようになっているけれどもという御質問をいただきましたけれども、議員御指摘のように、本事業については、工業団地内の歩道に設置されておりますガードパイプを4年計画で整備をする計画で、平成24年度から取り組んでおる事業でございます。

平成24年度につきましては、309メートルを整備をいたしておりまして、本年度25年度につきましても、当初予算で309メートルを整備する予定で、409万8,000円を計上させていただいておりますけれども、このたびの国の経済対策に伴います地域の元気臨時交付金が、この事業に充当できるということがわかりましたので、議員御指摘のように、平成26年度487メートルでございますけれども、それと平成27年度216メートルの事業を前倒しをして行おうとするものでございます。

したがって、本年度実施する全体事業費といたしましては、1,342万円で、距離といたしまして1,012メートルを整備する予定で、年度内に終了する予定となっております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 危機管理課長。

○危機管理課長（楠目健一君） 危機管理課長、山戸議員の再質疑にお答えをいたします。

積み立てた基金につきましては、積み立てた年度の翌年度の平成26年度から起算をしまして10年、いわゆる平成35年度以内に全てを使い切る必要がございます。

制度自体は、平成27年7月31日までの時限措置となっております、基金につきましては、各地域の備蓄品であるとか、あるいは避難施設の充実等に使用したいと考えております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 3番山戸 寛君。

○3番（山戸 寛君） どうもありがとうございます。これで私の議案質疑を終わらせていただきます。

どうもありがとうございます。

○議長（今城誠司君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） おはようございます。

それでは、通告をいたしておりますので、議案の質疑を行いたいと思います。

今回、質疑するのは、議案第6号別冊、平成25年度宿毛市一般会計補正予算第3号についてでありまして、まず、1点目は、ページ13ページ、第3款民生費、第2項児童福祉費、4目児童福祉施設費、15節工事請負費の、窓ガラス飛散防止フィルム添付工事費226万についてであります。まず、先にこの事業は、この予算では、これ保育園の部分にかかると思いますが、どこの保育園の工事に当たるのか、まず先にお伺いいたします。

次は、ページ20ページ、第10款教育費、第5項保健体育費、3目社会体育振興費、第1節報償費、スポーツ推進審議会委員報酬3万6,000円についてでありますけれども、当初予算で1万2,000円、たしか計上されておったと思いますけれども、今回、このように3万6,000円を計上した理由と、どういう事業

を行おうとしているのか、その内容について、まずお伺いをいたします。

○議長（今城誠司君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（河原敏郎君） 福祉事務所長、松浦議員の質疑にお答えします。

議案第6号別冊、平成25年度宿毛市一般会計補正予算（第3号）、ページ13ページ、第3款民生費、第2項児童福祉費、4目児童福祉施設費、15節工事請負費、窓ガラス飛散防止フィルム添付工事226万について。

本事業につきましては、災害時の窓ガラスの飛散を防止するため、山田保育園の整備を行おうとするものです。

以上です。

○議長（今城誠司君） 生涯学習課長兼宿毛文教センター所長。

○生涯学習課長兼宿毛文教センター所長（桑原一君） 生涯学習課長兼宿毛文教センター所長、松浦議員の質疑にお答えをいたします。

議案第6号別冊、平成25年度宿毛市一般会計補正予算（第3号）、ページ20ページにつきまして、10款教育費、5項保健体育費、3目社会体育振興費の報酬、スポーツ振興審議会委員報酬3万6,000円につきましては、計上の理由と、こういった事業かということの御質問だったと思いますけれども。

このスポーツ推進審議会につきましては、宿毛市のスポーツ振興にかかわる問題について御審議をいただくという、審議会として条例化をさせていただいているものでございます。

その中で、特に今回、スポーツの事業の実施及び奨励に関することということを重点的に御審議をいただければというふうに思っております。

当初は、1回分の予算で計上いたしておったんですが、事務レベルで、確かに1回の審議会で、今回、審議をいただこうと思う内容が、全

て審議していただけるのかどうかということがはっきりしていない状態で、1回だけでは難しい面もあるのではないかとということがございまして、2回、3回と御審議をいただければということをおもっておりまして、最大4回までの確保をさせていただければということで、プラス3回の予算を計上させていただいているものです。

以上です。

○議長（今城誠司君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） ありがとうございます。

それでは、若干、再質疑をさせていただきますけれども。

この児童福祉施設費の226万。今、所長の答弁では、山田保育園をこの予算で実施をするということですが、市内には公立の保育園、ほかにもあるわけで、そこらあたりの計画といえますか、既にやられておるとい話も聞いておりますけれども、既に済んでおるところと、今後の取り組みについて、どういう計画があるのかどうか、お願いをいたします。

それと、体育振興費の関係でありますけれども、これ、いろいろと一般質問の中で、宿毛マラソンの関係で質疑をする中で、25年度については、新たな事業を模索するための会議をしながら、26年度から新しい取り組みをするという観点の中での予算であるというお話を聞きましたが、まず1点は、2月6日の実行委員会で、最終的に決めておりますので、その時点で、当初予算の中に全てを計上すべきやなかったかなという思いがいたしますので、その点についてお伺いをいたします。

それと、1万2,000円、3万6,000円プラスですけれども、1人3,000円というお話を聞きましたので、委員数は4人で対応するのかどうか、その点を確認しながら、宿毛市スポーツ推進審議会条例を見ますと、第3条

で、審議会は7人以内の委員で組織すると。そして、審議会の委員には、体育関係、PTA関係、教育関係、商工関係、学識関係の代表を選出するということですが、こうした大きな問題を、新たに宿毛市で取り組むときに、わずか4人の委員ではなしに、もっと広い委員を任命しながら、それこそ今後の宿毛市におけるスポーツの取り組みについて、審議をすべきじゃないかなという思いがいたしまして、この予算との関連で、委員数等について御説明をいただきたいと思っております。

○議長（今城誠司君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（河原敏郎君） 福祉事務所長、松浦議員の再質疑にお答えします。

公立保育園の整備状況と、今後の取り組みについての質疑でございます。

飛散防止フィルムの整備状況について、公立保育園10園のうち、整備済みは咸陽保育園、それから二ノ宮保育園の2園になっております。一部整備済みについては、中央保育園、平田保育園、すみれ保育園の3園になっております。未整備は、今回、補正予算で計上させていただいております山田保育園、小筑紫保育園、みなみ保育園、橋上保育園、沖の島保育園の5園になっております。

うち、小筑紫保育園とみなみ保育園は、新園舎を建設予定であります。沖の島保育園については、学校との一体となっておりますので、整備に向けて、また協議をしていきたいと考えております。

一部整備済みの3園と橋上保育園については、県補助金の追加申請について、協議中でありませぬ。順次、整備に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（今城誠司君） 生涯学習課長兼宿毛文教センター所長。

○生涯学習課長兼宿毛文教センター所長（桑原一君） 松浦議員の再質疑にお答えをいたします。

先ほど、実行委員会の決定におきましては、2月6日に意思決定をいただいたということで、議員からも御説明いただいたように、確かに花へんろマラソン実行委員会では、2月6日に意思決定をいただいております。

その後、教育委員会でも確認し、大会長であります市長までの御決定という期間がございましたので、申しわけございませんが、当初予算には間に合わなかったということで、御了承いただければと思います。

それから、4名の委員ではないかということなんですけれども、先ほど、松浦議員からお話いただいたように、審議会は体育関係者の代表の方、PTA関係の代表の方、教育関係の代表の方、商工関係の代表の方、それから学識経験の代表の方ということで、5項目の代表の方をお願いをしているという状況でございまして、条例上は7名以内ということの設定はされておるんですけれども、それぞれの代表から1名という方をお願いさせていただいております。現在、5名の方で審議会の委員をお願いさせていただいております。

そのうち1名の方は、教育関係なので、教職員の方をお願いしておりますので、その方は、報酬を出させてもらってないということで、実際に支出するのは4名ということで、この会を運営させていただいております。

以上です。

○議長（今城誠司君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） 再質疑をさせていただきますが、公立保育園の部分について、一定、理解をいたしました。できるならば、県の補助金を待つまでもなく、地震発生時の対応を考えた場合、いつ発生するかわからんという部分で

ございますので、県の補助金を待つんでもなしに、早急に取り組めるところから取り組んでいくという姿勢が、私は必要じゃないかなという思いがいたします。

それと、市内には、私立の保育園が2園あるわけでもございまして、公立であれ私立であれ、子供たちの命については変わりはないわけでもございます。そこらあたりについて、人の連携も必要かなというような思いがいたしますけれども、この私立の保育園について、どういうふうな対応を考えておるのか、お伺いをいたします。

それと、スポーツ審議会の関係ですけれども、4回の計画をいたしておりますけれども、本当にこういう重要な問題を、4回ぐらいで、果たして結論が出てくるのかどうか、本当に疑問を持ちます。そういう面と、地域の代表いますか、そこらあたりも加えていただけないものかどうか、そこらあたりについてお伺いいたします。

○議長（今城誠司君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（河原敏郎君） 福祉事務所長、松浦議員の再質疑にお答えします。

私立2園の飛散防止フィルムの整備状況についての御質問であったと思います。

宿毛保育園については、一部、添付を、整備を完了しております、とのことでした。

大島保育園については、保育室については整備が完了しているとのことでした。

順次、園のほうで整備に向けて取り組んでくれておりますので、今後、2園がまた、どのようなことについて、行政との支援ということで相談があれば、行政としてできる対応については、適時検討をしてみたいと考えております。

以上です。

○議長（今城誠司君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） 大変失礼をいたしました

た。

これで質疑を終わります。

○議長（今城誠司君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 11番、質疑を行います。

私の行う質疑は、議案第6号別冊、平成25年度宿毛市一般会計補正予算（第3号）の17ページ、第8款土木費、第4項都市計画費、4目都市再生整備事業費の中の13節委託料の4,001万、測量設計等委託料、続いて15節の工事請負費8,652万、土居の後線と中央線の無電柱化ということで出ております。

続いて、17節の公有財産購入費、6,901万円ということで出ておりますが、この3節についての事業内容を説明していただきたいと思っております。

○議長（今城誠司君） 都市建設課長。

○都市建設課長（岩本克記君） おはようございます。都市建設課長、11番、寺田議員の質疑にお答えいたします。

議案第6号別冊、平成25年度宿毛市一般会計補正予算（第3号）、ページ17ページの、まず8款土木費、4項都市計画費、4目都市再生整備事業費の13節の委託料、4,001万円と、15節の工事請負費8,652万円、そして17節の公有財産購入費の6,901万円の事業の内容説明という御質問でございますが、まず、13節の測量委託料は、現在、当市で進めております2カ所、宿毛地区そして西地区の高台整備事業についての調査費、用地測量設計費に3,501万円及び高知県西部の広域避難地と位置づけ予定の総合運動公園の避難広場測量設置費500万を計上いたしまして、あわせて4,001万円を計上しております。

なお、この2カ所の高台整備につきましては、東南海・南海地震の浸水被害地想定に備えるとともに、比較的まとまった規模のオープンスペ

ースを設けることによりまして、今後、あらゆる土地の利活用も検討可能となることから、1日も早く、積極的な補助事業の導入により、より経済的に高台広場整備を行うものでございます。

次に、15節の工事請負費8,652万円でございますが、これについては、土居の後線、中央線の2路線の改良工事を行う予定としております。

本年度現在、宿毛小と宿毛中の間を南北に通る土居の後線の拡幅工事、約100メートルを行っておりますが、この施工区間の忠霊塔の南側から、市道桜町藻津線に至る約90メートル間の工事費と、全体延長215メートルの舗装工事を計上し、事業完了予定としております。それが約5,000万でございます。

さらに、通称水道通りと呼ばれております中央線の改修にあわせ、電柱、電線の地中化工事費を約3,651万円を計上してございまして、電柱、電線の地中化工事につきましては、四国電力やNTT等、電線管路管理者との協議を十分に重ねた上で判断いたしまして、工事に着手する予定となっております。

これは、あわせまして8,652万円を計上しております。

最後に、17節の公有財産購入費の6,901万円につきましては、先ほど、13節委託料で御説明いたしました2カ所の高台整備箇所のうち、国土調査が終わっております西地区から、流動的ではございますが、順次、用地交渉を進めるための予算を、今回、補正計上させていただいております。

今回、13節委託料を初めといたしまして、関連予算の補正を計上しておりますので、どうか御理解をいただきまして、よろしく願います。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 11番、再質疑をさせていただきます。1点だけ再質疑をさせていただきますが。

17節の用地購入費、南海・東南海の地震、津波に備えてということで、用地購入をするということですが、6,900万程度では、なかなかまとまった土地は購入できないだろうというふうに感じるわけですが、今後の見通し等がわかっておれば、御説明をしていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（今城誠司君） 都市建設課長。

○都市建設課長（岩本克記君） 都市建設課長、寺田議員の再質疑にお答えします。

今後の見通しということでございますので、地権者、皆様に御理解と御協力を賜りながら、さらにエリアを広げていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（今城誠司君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一） ありがとうございます。

市民の安全のためにも、できるだけ早く土地の購入、また整備に向けて頑張っていただきたいと思います。

これで私の質疑を終わります。

○議長（今城誠司君） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（今城誠司君） ほかに質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案のうち「議案第1号から議案第5号まで」の5議案については、会議規則第37条第3項の規定によ

り、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（今城誠司君） 御異議なしと認めます。

よって「議案第1号から議案第5号まで」の5議案については、委員会の付託を省略することに決しました。

ただいま議題となっております「議案第6号から議案第15号まで」の10議案は、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれの所管の委員会へ付託いたします。

お諮りいたします。

議案等審査のため、6月20日及び6月21日並びに6月24日から6月26日まで休会いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（今城誠司君） 御異議なしと認めます。

よって、6月20日及び6月21日並びに6月24日から6月26日まで休会することに決しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

6月20日から6月26日までの7日間は休会し、6月27日午前10時より再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時44分 散会

議案付託表

平成25年第2回定例会

付託委員会	議案番号	件名
<p>予算決算 常任委員会 (5件)</p>	<p>議案第6号 議案第7号 議案第8号 議案第9号 議案第10号</p>	<p>平成25年度宿毛市一般会計補正予算について 平成25年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について 平成25年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計補正予算について 平成25年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について 平成25年度宿毛市水道事業会計補正予算について</p>
<p>総務文教 常任委員会 (3件)</p>	<p>議案第11号 議案第13号 議案第14号</p>	<p>宿毛市防災対策加速化基金条例の制定について 宿毛市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について 宿毛市特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について</p>
<p>産業厚生 常任委員会 (2件)</p>	<p>議案第12号 議案第15号</p>	<p>宿毛市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について 宿毛市国民宿舎条例の一部を改正する条例について</p>

平成25年
第2回宿毛市議会定例会会議録第5号

1 議事日程

第18日（平成25年6月27日 木曜日）

午前10時 開議

- 第1 議案第1号から議案第15号まで
（議案第1号から議案第5号まで、討論、表決）
（議案第6号から議案第15号まで、委員長報告、質疑、討論、表決）
- 第2 陳情第17号
- 第3 委員会調査について
- 第4 意見書案第1号 日本政府に核兵器全面禁止の決断と行動を求める意見書について
- 第5 議案第16号及び議案第17号
（議案上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決）
議案第16号 固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて
議案第17号 宿毛市職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第1号から議案第15号まで
- 日程第2 陳情第17号
- 日程第3 委員会調査について
- 日程第4 意見書案第1号 日本政府に核兵器全面禁止の決断と行動を求める意見書について
- 日程第5 議案第16号及び議案第17号
- 日程追加 議案第18号 宿毛市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

----- . . . -----

3 出席議員（14名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 高倉真弓君 | 2番 山上庄一君 |
| 3番 山戸寛君 | 4番 今城誠司君 |
| 5番 岡崎利久君 | 6番 野々下昌文君 |
| 7番 松浦英夫君 | 8番 浅木敏君 |
| 9番 中平富宏君 | 10番 浦尻和伸君 |
| 11番 寺田公一君 | 12番 宮本有二君 |
| 13番 濱田陸紀君 | 14番 西郷典生君 |

----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . ----- . . -----

5 事務局職員出席者

事務局長	岩本昌彦君
次長兼調査係長	松本政代君
議事係長	柏木景太君

----- . . ----- . . -----

6 出席要求による出席者

市長	沖本年男君
副市長	安澤伸一君
企画課長	出口君男君
総務課長	山下哲郎君
危機管理課長	楠目健一君
市民課長	立田ゆか君
税務課長	佐藤恵介君
会計管理者兼 会計課長	滝本節君
保健介護課長	児島厚臣君
環境課長補佐	岩本敬二君
人権推進課長	杉本裕二郎君
産業振興課長	黒田厚君
商工観光課長	朝比奈淳司君
土木課長	岡崎匡介君
都市建設課長補佐	平井建一君
福祉事務所長	河原敏郎君
水道課長	川島義之君
教育長	立田壽行君
教育委員会 委員長	増田全英君
教育次長兼 学校教育課長	沢田清隆君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	桑原一君
学校給食 センター所長	金増信幸君
千寿園長	山岡敏樹君
農業委員会 事務局長	岩田明仁君

選挙管理委員
会事務局長

嵐

健 君

-----・-----・-----

午前10時00分 開議

○議長（今城誠司君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「議案第1号から議案第15号まで」の15議案を一括議題といたします。

これより「議案第1号」について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（今城誠司君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

「議案第1号」は、これに同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（今城誠司君） 御異議なしと認めます。

よって、「議案第1号」は、これに同意することに決しました。

これより「議案第2号」について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（今城誠司君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

「議案第2号」は、これに同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（今城誠司君） 御異議なしと認めます。

よって、「議案第2号」は、これに同意することに決しました。

これより「議案第3号」について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（今城誠司君） 討論がありませんので、

これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

「議案第3号」は、これに同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（今城誠司君） 御異議なしと認めます。

よって、「議案第3号」は、これに同意することに決しました。

これより「議案第4号」について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（今城誠司君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

「議案第4号」は、これに同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（今城誠司君） 御異議なしと認めます。

よって、「議案第4号」は、これに同意することに決しました。

これより「議案第5号」について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（今城誠司君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

「議案第5号」は、これに同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（今城誠司君） 御異議なしと認めます。

よって、「議案第5号」は、これに同意することに決しました。

これより「議案第6号から議案第15号まで」の10議案について、委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員長（浅木 敏君） おはようございます。予算決算常任委員会委員長。委員会委員長報告を行います。

本委員会に付託された議案第6号から第10号までの5議案について、審査の概要と結果を御報告いたします。

議案の審査に当たっては、効率的な審議を行うため、委員会を二つの分科会に分けて、6月20日と6月21日の2日間にわたり、審議を行いました。

その後、6月25日に意見調整のため、全体委員会を開催し、各分科会の主査の審議結果の報告と質疑を経て、意見調整を行った結果、本委員会に付託された議案5件につきましては、原案を適当と認め、可決すべきものと決しました。

以下、分科会における主な審査概要について、御報告いたします。

まず、第一分科会主査より、次のような審査概要の報告がありました。

議案第6号別冊、平成25年度宿毛市一般会計補正予算について、報告します。

第2款総務費、第1項総務管理費、15目防災対策費、15節工事請負費、南海地震対策整備工事費4,000万円についてであります。

委員からは、本予算で避難場所を何カ所程度整備する計画なのか、との質問に対し、執行部からは、今年度中に20カ所を整備する計画である。ただし、24年度の繰越分の予算が余れば、本年度の工事に充当できる可能性があるし、本年度予算についても、工事費の実績によって予算総額が変わってくる可能性がある。

そのため、本補正予算では、当面、10カ所分を計上し、残りの計画が固まり次第、追加で補正予算を計上したいとの回答がありました。

次に、第二分科会主査より、次のような審査

概要の報告がありました。

第6款農林水産業費、第2項林業費、2目林業振興費、19節負担金補助及び交付金、宿毛市持続的森林経営確立総合対策実践事業補助金704万8,000円について、委員からは、木質バイオマス事業が軌道に乗ると、個人の伐採分を持ち込む人が出てくると思う。森林経営計画に組み込まれていない分について、どうするのか検討してもらいたいとの意見がありました。

執行部からは、幡多地域の森林組合等との協議を重ね、検討していくとの回答がありました。

続いて、第8款土木費、第4項都市計画費、4目都市再生整備事業費、13節委託料、測量設計等委託料4,001万円について、委員からは、西地区と宿毛地区の高台整備の測量設計等の委託費、3,500万円が含まれているということだが、その内訳は幾らかとの質問があり、執行部からは、宿毛地区の用地測量に1,000万円、西地区の測量設計及び用地測量に2,500万円かかるという回答がありました。

また、第8款土木費、第4項都市計画費、4目都市再生整備事業費、17節公有財産購入費、用地購入費、6,901万円について、対象用地の全部の費用ではなく、一部のみの費用かとの質問があり、執行部からは、一部である。場所によって、単価が大きく違うので、買うことができる場所から逐次買っていきようにしたいとの回答がありました。

以上で、本委員会に付託されました5議案について、審査結果の報告を終わります。

○議長（今城誠司君） 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（野々下昌文君） 総務文教常任委員長。

本委員会に付託されました議案第11号、13号、14号の3議案の審査結果の御報告をいたします。

議案第11号は、宿毛市防災対策加速化基金の制定についてであります。

本案は、県が平成25年度に創設した高知県津波避難等加速化臨時交付金を積み立て、本市が行う防災対策等の財源とするため、宿毛市防災対策加速化基金を設置しようとするものです。

議案第13号は、宿毛市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例、並びに議案第14号は、宿毛市特別職の退職手当に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

この2案は、昨年度、一般職の退職手当の金額が減額されたことに伴い、市長、副市長、教育長の退職金を減額することにし、退職金の計算方法を市長は「100分の490」から「100分の410」に、副市長は「100分の330」を「100分の275」に、教育長は「100分の250」を「100分の210」に、それぞれ変更しようとするものです。

以上、3議案につきましては、担当課から詳しい説明を受ける中で慎重に審査をした結果、いずれも原案を適当であると認め、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案3件についての報告を終わります。

○議長（今城誠司君） 産業厚生常任委員長。

○産業厚生常任委員長（浦尻和伸君） 産業厚生常任委員長。

本委員会に付託されました議案は、議案第12号、議案第15号の2議案でございます。

議案第12号は、宿毛市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、近年、相談件数が増大傾向にある家庭相談室の体制整備を図るため、家庭相談員、及び母子自立支援員の報酬を月額11万3,000円から14万2,400円に改正しようと

するものでございます。

議案第15号は、宿毛市国民宿舎条例の一部を改正する条例について。

本案は、現在、指定管理者制度で管理を行っている国民宿舎「椰子」の利用料金について、宿泊料金の適用時間等を明記し、金額を改正すること、並びに食事料金等を削除することを改正しようとするものでございます。

以上、2議案につきましては、担当課から詳しい説明を受け、慎重に審査した結果、原案を適当であると認め、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

以上、本委員会に付託されました議案についての報告を終わります。

○議長（今城誠司君） 以上で、委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（今城誠司君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより「議案第6号から議案第15号まで」の10議案について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（今城誠司君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより「議案第6号から議案第15号まで」の10議案を一括採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（今城誠司君） 全員起立であります。

よって「議案第6号から議案第15号まで」の10議案は、原案のとおり可決されました。

日程第2「陳情第17号」を議題といたします。

これより「陳情第17号」について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（野々下昌文君） 総務文教常任委員長。

総務文教常任委員会に付託されました陳情第17号について、審査結果の御報告をいたします。

陳情第17号は、核兵器全面禁止の決断と行動を求める意見書の提出についてであり、平和行進高知県実行委員会代表委員田口朝光ほか3名から提出されたものであります。

本陳情は、核兵器のない世界の実現は、今や圧倒的多数の政府の合意となっており、核保有国とわずかな国が決断すれば、世界は核兵器禁止条約の交渉へと動き出す。今、北朝鮮の核開発をめぐって、軍事的緊張がいつになく高まっている中で、国際紛争の解決手段として、武力行使と威嚇を憲法で放棄した日本と東アジアの平和と安全を促進する上でも、極めて重要となっている。

つきましては、日本政府に対し、核兵器全面禁止のための決断と、行動を求める意見書の提出を求めるものであります。

陳情の趣旨も踏まえて、慎重に審査した結果、委員からは、当然、日本は核兵器を持つべきではない。抑止力の思惑もあり、核保有国間での削減合意は大変難しい問題もはらんでいる。また、我が国は、広島、長崎と悲惨な経験をした唯一の国であり、核兵器廃絶へ地方から声を上げ、行動を起こすことが国を動かすことになるとの意見が出され、採決の結果、全会一致で採択と決しました。

以上、本委員会に付託されました陳情についての報告を終わります。

○議長（今城誠司君） 以上で、委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（今城誠司君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（今城誠司君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

陳情第17号については、お手元に配付いたしました「審査報告書」のとおりであります。

本件は、「審査報告書」のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（今城誠司君） 御異議なしと認めます。

よって、本件については「審査報告書」のとおり決しました。

日程第3、「委員会調査について」を議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、目下委員会において調査中の事件については、会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（今城誠司君） 御異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

日程第4、意見書案第1号「核兵器全面禁止

の決断と行動を求める意見書について」を議題といたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(今城誠司君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は提案理由の説明を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(今城誠司君) 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(今城誠司君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(今城誠司君) 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

「意見書案第1号」は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(今城誠司君) 御異議なしと認めます。

よって、「意見書案第1号」は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま意見書案が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理

を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(今城誠司君) 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

日程第5、議案第16号及び議案第17号の2議案を一括議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長(沖本年男君) 追加提案しました議案につき、提案理由の説明をいたします。

議案第16号は、固定資産評価員の選任について同意を求めるものでございます。

7月1日付の人事異動に伴い、本市の固定資産評価員に、副市長兼税務課長事務取扱となります安澤伸一を選任したく、地方税法第404条第2項の規定により議会の同意を求めるところでございます。

議案第17号は、「宿毛市職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について」です。

内容につきましては、国家公務員の給与は、東日本大震災の復旧費用を捻出するためとして、平成24年4月から2年間、平均7.8%引き下げております。平成25年度は、震災対策の費用の捻出として地方公務員の給与についても、国並みに削減するよう国から自治体への要請があり、あわせて地方交付税も平成25年7月から、国家公務員と同様の給与削減を実施することとして算定がなされることとなっております。

当市では、南海地震対策事業を推進している状況であり、給与費の財源も削減されてくることから、給与の削減措置は実施せざるを得ないと判断し、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間、市長、副市長、教育長は、給料月額を6.4%削減し、職員の給料月額は、2級以下の職員については1.4%の減額、3

級以上の職員については4.4%の減額をすること等についての条例を制定しようとするものです。

よろしく御審議の上、適切な御決定をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（今城誠司君） これにて提案理由の説明が終わりました。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時24分 休憩

午前10時25分 再開

○議長（今城誠司君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（今城誠司君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

「議案第16号及び議案第17号」の2議案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（今城誠司君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時25分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（今城誠司君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより「議案第16号」について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（今城誠司君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第16号は、これに同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（今城誠司君） 御異議なしと認めます。

よって、「議案第16号」は、これに同意することに決しました。

これより、「議案第17号」について、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 8番議員の浅木です。ただいまから議案第17号について、討論を行います。

この議案は、本議会最終日の本日、先ほど、沖本市長から急遽提案されたものでありますが、私は、この議案に反対する立場から討論します。

この議案は、宿毛市職員の給与を本年度7月から来年の3月までの間、1、2級の職員で1.4%、3級以上の職員で4.4%、特別職は6.4%を減額するための条例制定議案であります。

私は、この条例制定議案に対しては、次の重大な問題があり、反対するものです。

今、提案されている市職員の給与引下条例案は、国による不当な地方自治体への介入を受け入れるものとなるからであります。

この問題の発端は、民主党・野田内閣のときに、東日本大震災の復興財源にすると称し、自民党や公明党とともに、議員立法で不当にも国家公務員給与の平均7.8%削減を強行したことにあります。

皆様御存じのように、公務員には労働三権に制限があり、その代償として、仲裁委員会や人事院勧告によって、職員の処遇が決められてきました。

政府は、この決定に従って提出した予算案等を国会が議決し、給与額等が確定することになっています。

私も、長年、国家公務員として林野行政に携わってまいりましたが、こうしたルールを無視して、政府が勝手に国会へ提案し議決したことは、一度もありませんでした。

こうした不当な決定によって、今、国家公務員の給与は民間給与を、月額2万9,000円も下回る事態になっており、月々の給料では生活が成り立たず、貯金の取り崩しや子供のバイト代まで生活費に入れなくてはならなくなり、各年代から悲鳴があがっています。

これまで、ほとんどの自治体職員の給与は、国家公務員よりも低い状態でしたが、国の不当な切り下げによって、今度は国家公務員の給与が地方公務員よりわずかに低くなりました。

新たに政権を得た安倍内閣は、さらに権限外の地方公務員の給与まで、国家公務員並みに引き下げさせるため、地方交付税の交付額削減で、地方自治体を政府の意のままにさせようとするものであります。

まず、この問題の1番目に、政府のこうしたやり方は、地方自治の根本に抵触する不当な削減だということであります。

今回の措置に対して、地方6団体も自治体が自主的に決める地方公務員給与への国の介入は、自治体の根本に抵触する。また、地方交付税は、地方固有の財源であり、国が政策誘導に利用することは許されないとの趣旨で抗議したのは当然であります。

従軍慰安婦必要論を説き、社会問題になった橋下大阪市長は、市の教育委員会に対して、教育予算の減額措置をちらつかせて、市長の意図する教育政策の実行を迫ったのと同類であり、行政方法としては、禁じ手であります。

地方交付税不交付団体の東京都は、早くから

職員給与は減額しないと明言しています。宿毛市の財政事情の厳しさはわかっていますが、地方自治体の根幹を揺るがす不当な圧力に屈することは、将来への大きな禍根を残すこととなります。

2番目に、宿毛市の職員は、これまで国家公務員よりも3.4%低い給与で我慢してきたこと。また、減らし過ぎと思われるほど、職員数を減員し、人件費総額を減らしてきたことを説明し、交付税削減の中止を求めることも必要であります。

3番目に、政府は公務員削減、人件費削減を強調し、国民の支持を得ようとしています。宿毛市では、国や県の出先機関が次々と廃止縮小されていることが人口減に拍車をかけ、市の経済に大きな影響を与えています。公務員は、宿毛市の若者の安定した職場であり、安心して子供を育てていく上では、現在の給与は高過ぎる給与ではありません。市民の多くの方も、給与引き下げはせず、市民の心に寄り添う政治、市民サービスの向上を望んでいると思います。

以上の点から、私は提案されている職員給与を引き下げるこの条例制定案には反対いたします。

議場におられる議員の皆さんに御賛同を求め、私の討論を終わります。

○議長（今城誠司君） 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（今城誠司君） ほかに討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、「議案第17号」を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（今城誠司君） 起立多数であります。

よって「議案第17号」は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただいま、野々下昌文君ほか6名の議員から、議案第18号、宿毛市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、提出がされました。

この際、これを日程に追加し、議題としたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（今城誠司君） 御異議なしと認めます。

よって、この際、議案第18号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

議案第18号を議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） 6番、議案第18号、宿毛市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

本件につきましては、先ほど、宿毛市職員並びに特別職の給与を削減する条例が可決したことに伴い、本市議会としても、議長以下議員報酬を、それぞれ1万円削減しようとするものでございます。

本来、地方公務員の給与は、地方が自主的に決定するものであり、地方との十分な協議を経ないまま、また国をはるかに上回るこれまでの地方の行財政改革の努力を適切に評価することなく、地方財政計画の中で、地方公務員の給与費を一方的に削減した今回の国の対応は、地方分権の根幹にかかわる問題であり、到底、納得しがたいものであります。南海トラフ巨大地震の想定により、全国で最も厳しい状況に置かれることが予想される本市は、その対策のため

に必要となる財源負担は極めて大きく、今回、国からの要請の背景にある防災減災事業のための財源確保の必要性については、理解できるものであります。

懸命に職務に励む職員にとって、厳しい内容であり、大変心苦しい思いであり、また、特別職についても減額措置を可決しており、我々議会といたしましても、少しでも厳しい本市の財政に寄与すべく、本条例の一部を改正しようとするものです。

よろしく御審議の上、議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（今城誠司君） これにて提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（今城誠司君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第18号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（今城誠司君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（今城誠司君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、「議案第18号」を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の

諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(今城誠司君) 全員起立であります。

よって「議案第18号」は、原案のとおり可決されました。

以上で、今期定例会の日程は全て議了いたしました。

閉会に当たり、市長から挨拶がありますので、発言を許します。

市長。

○市長(沖本年男君) 閉会の挨拶を申し上げます。

去る6月10日に開会しました今期定例会は、本日までの18日間、議員の皆様方におかれましては、連日、熱心に御審議いただき、提案申し上げました17議案につきまして、それぞれ原案のとおり御決定いただき、まことにありがとうございました。

また、今議会を通じお寄せいただきました数々の貴重な御意見や御提言につきましては、今後、さらに検討をいたしながら、市政の執行に反映させてまいりたいと考えております。

議員の皆様におかれましては、より一層の御指導、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

これから暑い季節を迎えますので、どうか健康に御留意されまして、より一層の御活躍されますよう御祈念を申し上げまして、閉会の御挨拶といたします。

ありがとうございました。

○議長(今城誠司君) 以上で、市長の挨拶は終わりました。

これにて、平成25年第2回宿毛市議会定例会を閉会いたします。

午前11時14分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

宿毛市議会議長 今城誠司

宿毛市議会副議長 岡崎利久

議員 浅木 敏

議員 中平 富宏

平成25年6月25日

宿毛市議会議長 今 城 誠 司 殿

予算決算常任委員長 浅 木 敏

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査結果	理由
議案第 6号	平成25年度宿毛市一般会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第 7号	平成25年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第 8号	平成25年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第 9号	平成25年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第10号	平成25年度宿毛市水道事業特別会計補正予算について	原案可決	適 当

平成25年6月20日

宿毛市議会議長 今 城 誠 司 殿

総務文教常任委員長 野々下 昌 文

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査結果	理 由
議案第11号	宿毛市防災対策加速化基金条例の制定について	原案可決	適 当
議案第13号	宿毛市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第14号	宿毛市特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当

平成25年6月21日

宿毛市議会議長 今 城 誠 司 殿

産業厚生常任委員長 浦 尻 和 伸

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査結果	理 由
議案第12号	宿毛市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第15号	宿毛市国民宿舎条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当

平成25年6月20日

宿毛市議会議長 今 城 誠 司 殿

総務文教常任委員長 野々下 昌文

陳情審査報告書

本委員会に付託の陳情は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第143条第1項の規定により報告します。

記

受理番号	件 名	審査結果	意 見
第17号	核兵器全面禁止の決断と行動を求める意見書の提出について	採 択	妥 当

平成25年6月20日

宿毛市議会議長 今 城 誠 司 殿

総務文教常任委員長 野々下 昌 文

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件
 - (1) 総合計画の策定状況について
 - (2) 行政機構の状況について
 - (3) 財政の運営状況について
 - (4) 公有財産の管理状況について
 - (5) 市税等の徴収体制について
 - (6) 地域防災計画について
 - (7) 教育問題について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

平成25年6月21日

宿毛市議会議長 今 城 誠 司 殿

産業厚生常任委員長 浦 尻 和 伸

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件
 - (1) 農林水産業の振興対策状況について
 - (2) 商工業の活性化対策状況について
 - (3) 観光産業の振興対策状況について
 - (4) 市道の管理状況について
 - (5) 環境、保健衛生の整備状況について
 - (6) 下水道事業の運営管理状況について
 - (7) 保育施設の管理状況について
 - (8) 介護保険制度について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

平成25年6月25日

宿毛市議会議長 今 城 誠 司 殿

議会運営委員長 寺 田 公 一

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件
 - (1) 議会の運営に関する事項
 - (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
 - (3) 議長の諮問に関する事項
 - (4) 議会報に関する事項
- 2 理 由 議会運営を効率的かつ円滑に行うため

意見書案第1号

日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書の提出について
地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

平成25年6月27日提出

提出者	宿毛市議会議員	野々下 昌 文
賛成者	宿毛市議会議員	山 上 庄 一
〃	〃	松 浦 英 夫
〃	〃	中 平 富 宏
〃	〃	宮 本 有 二
〃	〃	濱 田 陸 紀

宿毛市議会議長 今 城 誠 司 殿

説明 口頭

日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書

2010年5月の核不拡散条約（NPT）再検討会議は、「核兵器のない世界の平和と安全を達成する」ことに合意し、「すべての国家は核兵器のない世界を達成し維持するために必要な枠組みを築く特別な努力をする必要がある」と強調した。次回2015年NPT再検討会議を前に、今、世界のすべての国の政府と市民社会には、この目標を現実に変えるために協力し、行動することが強く求められている。

しかし、それから3年になる今も、「核兵器のない世界」を達成する道筋は、なお見えていない。米ロ間の合意を含め、一定数の核兵器が削減されたとはいえ、世界には、なお1万9,000発の核兵器が貯蔵、配備され、他方では朝鮮半島をめぐる現在の緊張に見られるように、新たな核開発の動きが続いている。意図的であれ、偶発的なものであれ、核兵器が使われる危険は、現実に存在している。

この状況を打開し核兵器をなくすためには、国際社会が一致して核兵器を全面的に禁止する以外に方法はない。国際司法裁判所も断じたように、核兵器の使用は「国際人道法の原則と規則」に反するものであり、世界で唯一、国民が核の惨禍を体験した日本には、核兵器の非人道性を訴え、全面禁止を主張する道義的根拠と重い責任がある。

今、核兵器を持つわずかな数の国が決断すれば、核兵器全面禁止の必要性を一致して確認でき、そのうえに核兵器禁止条約の交渉を開始できる条件が生まれている。この決断と行動を遅らせることは、第2、第3のヒロシマ、ナガサキにつながる危険を放置することになる。

さらに、北朝鮮の核開発をめぐる軍事的緊張が高まっているなかで、国際紛争の解決手段としての武力行使と威嚇を憲法で放棄した日本が、核兵器全面禁止のために行動することは、朝鮮半島の非核化、アジアと東アジアの平和と安全を促進するうえでも、極めて重要である。

これらのことから、2015年NPT再検討会議に向かって核兵器のない世界への行動が直ちに開始されるよう、第3回準備委員会をはじめ、核軍縮・廃絶と安全保障に関わる諸機関で、

日本政府が目標を分かち合う多くの国々と協力し、核兵器全面禁止条約の必要性と、その実現のための行動を提起するよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年6月27日

高知県宿毛市議会議長 今 城 誠 司

内 閣 総 理 大 臣 殿

総 務 大 臣 殿

外 務 大 臣 殿

一 般 質 問 通 告 表

平成25年第2回定例会

質問 順位	質問議員	質 問 の 要 旨
1	1 番 高倉真弓君	1 宿毛市の文化財について（市長、教育長） （1）文化財の観光活用について （2）災害発生時における文化財の保護について 2 困難を抱える方への支援対策について（市長、教育長） （1）ニート、引きこもり等の現状と対策について （2）困難を抱える方への支援対策について
2	7 番 松浦英夫君	1 障害者の雇用促進について（市長） （1）障害者雇用促進法の順守について （2）宿毛市職員採用試験について 2 宿毛花へんろマラソンについて（市長、教育長）
3	6 番 野々下昌文君	1 観光行政について（市長） （1）大島桜公園の開発計画について 2 がん予防対策について（市長） （1）胃がん予防対策（胃がんリスク健診とピロリ菌除菌）について （2）健診無料クーポンと受診率向上について （3）子宮頸がん副反応報道について 3 南海トラフ巨大地震被害想定に対する本市の取り組みについて（市長） 4 災害対策基本法改正と本市の取り組みについて（市長） （1）致命的な状況下での業務追行、事業継続対策について （2）災害時要援護者対策の強化について （3）罹災証明の速やかな発行のための体制づくりと職員の育成について
4	5 番 岡崎利久君	1 宿毛市における移住対策について（市長） 2 保育行政について（市長） （1）統廃合計画について （2）二ノ宮、すみれ保育園の統合について （3）津波対策の状況について （4）私立保育園（宿毛、大島）への今後の対応について （5）公立保育園の民営化について

5	8 番 浅木 敏君	<p>1 市長の政治姿勢について（市長）</p> <p>(1) 宿毛小学校改築について</p> <p>(2) 宿毛湾港への海上自衛隊潜水艦基地誘致について</p> <p>(3) すくも花へんろマラソンについて</p> <p>2 消防行政について（市長）</p> <p>(1) 南海大地震時における新消防署の対応について</p> <p>(2) 宿毛市防災センターについて</p> <p>(3) 消防団の活動について</p> <p>3 介護認定者の減税支援について（市長）</p> <p>(1) 障害者控除対象者認定書発行について</p> <p>(2) 制度利用支援について</p>
6	1 1 番 寺田公一君	<p>1 市長の政治姿勢について（市長）</p> <p>(1) 職員採用と人事異動について</p> <p>(2) 防災計画と公共施設の安全性について</p> <p>2 小中学校の再編計画について（市長、教育長）</p> <p>(1) 現状認識と今後の進め方について</p>
7	1 3 番 濱田陸紀君	<p>1 宿毛花へんろマラソンについて（市長、教育長）</p> <p>2 防災行政について（市長、教育長）</p> <p>(1) 市内公園への手押しポンプの設置について</p>

平成25年第2回宿毛市議会定例会議決結果一覧表

議 案

議案番号	件 名	議決月日	結 果
第 1 号	専決処分した事件の承認について	6月27日	承 認
第 2 号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	6月27日	同 意
第 3 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	6月27日	同 意
第 4 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	6月27日	同 意
第 5 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	6月27日	同 意
第 6 号	平成25年度宿毛市一般会計補正予算について	6月27日	原案可決
第 7 号	平成25年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について	6月27日	原案可決
第 8 号	平成25年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計補正予算について	6月27日	原案可決
第 9 号	平成25年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について	6月27日	原案可決
第10号	平成25年度宿毛市水道事業会計補正予算について	6月27日	原案可決
第11号	宿毛市防災対策加速化基金条例の制定について	6月27日	原案可決
第12号	宿毛市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	6月27日	原案可決
第13号	宿毛市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について	6月27日	原案可決
第14号	宿毛市特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について	6月27日	原案可決
第15号	宿毛市国民宿舎条例の一部を改正する条例について	6月27日	原案可決
第16号	固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて	6月27日	同 意

第17号	宿毛市職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について	6月27日	原案可決
第18号	宿毛市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について	6月27日	原案可決

陳 情

受理番号	件 名	議決月日	結 果
第17号	核兵器全面禁止の決断と行動を求める意見書の提出について	6月27日	採 択